

數觀念の基礎を確立するには、最初は種々の實物を使用し、或は之に代るべきものを使用して、力めて直觀的に理解せしめなくてはならぬ。確實な基礎觀念が出来たなら、直觀物を廢して抽象問題又は事實問題によつて練習するがよい。

三、直觀物

實物計算に使用する直觀物は、豆・小石・箸・貝殻・學用品、種々の記號・音響等種々あるけれども、十以下の練習に於ては自己の手指を使用せしむることが、簡便で且つ効果も多い。尙人爲的に作つた計數器・數圖等にも各種類ある。簡單で十進系列を明らかにするに足るものを採用しなければならぬ。

(参考) 計算發達の四段階

- (1) 感覺的計算 木片・石塊・紙片等實物に就きて計算する。
- (2) 假物的計算 實物の代用として點・圓・線等を用ひて計算する。
- (3) 數學的計算 數字を用ひて計算する。
- (4) 純粹心算 代表物を用ひざる計算。

【類題】算術教授に於ける實物使用の價值(長野)

4、算術教授上注意すべき點を述べよ。(秋田)

應用問題の選擇につきては、實際の事實と接近せるものを探り、實驗・實測につきては日常生活上必要なものを選択するがよい。かくする時は興味を増し實用的知識を收得することが出来る。

- (1) 教授は一步一步論理的秩序的に進行し、決して飛躍する様なことがあつてはならぬ。
- (2) 時々宿題を課する必要があるけれども、一時に多量に課してはならぬ。
- (3) 數字の練習には常に意を用ひ、正確に敏速に書き得る様習熟せしむべきである。
- (4) 兒童には優劣の差の甚しい場合がある。出来るだけ個性に應ずる指導をするがよい。
- (5) 練習帳は時々檢閲し、常に清潔に整理する注意様しなければならぬ。
- (6) 應用問題はなるべく自力で考へさせ、算式分解式より總合式に進む様取扱はねばならぬ。
- (7) 計算に習熟せしむること。

【類題】算術教授をして有效ならしむるには如何にすべきか。(岐阜)

4、暗算教授に於ける諸注意を記せ。(埼玉・静岡)

一、暗算の意義

暗算とは實物・記號・器具・數字等の方便を用ひないで行く計算である。故に基礎的教授をする場

合に、直觀的方便によつて數觀念を得た後に、全く之を離れて計算するのは既に暗算である。暗算は算術教授の出發點となり、又筆算及び珠算の基礎をなすもので、實用から見ても陶冶の上から見ても、効果が頗る大である。故に之れが練習は筆算珠算の進歩する要件であり、數的生活を完全にする所以である。

二、諸注意

- (1) 暗算は算術教授の基礎であるから、低學年は元より、高學年に進みても、筆算教授の前後に於て課し、又筆算教授と雖も容易な計算は暗算によらしむるがよい。
- (2) 暗算は甚だしく注意を緊張するので、疲勞を來すことが大であるから、餘り長時間に亘つて煩雜な計算をなさしむることはよくない。
- (3) 暗算で取扱ふ數の範圍は必ずしも限定する必要はない。日常必須な數量に就きて計算すればよい。又整数四則のみと限定する必要もない。兒童の程度に應じて、筆算珠算と連絡して、分數・小數等の算法も及び、又概數計算に慣れしむることも効果が多し。
- (4) 暗算の問題は明確に口上で提出し、口答又は筆答せしめるのが本體である。此の場合はよく注意せしめて、一回若しくは二回口上して計算せしめ、問ひ返しことを許してはならぬ。

- (5) 複雑なる暗算を課する場合は、時として數量のみを板書することもある。此の時は永く板書を残すことはよくない。何故ならば視覺の補助に頼つて筆算の如く計算して、暗算の性質を失ふことがあるからである。
- (6) 兒童に口唱せしむる時は雷同を防ぐ様に注意しなければならぬ。

第四章 國史科

1、國史科教授の要旨を述べよ。(東京・千葉・新潟)

一、教則第五條

「日本歴史ハ國體ノ大要ヲ知ラシメ兼テ國民タル志操ヲ養フヲ以テ要旨トス」

二、國史科教授の目的

(1) 實質的目的

發達過程を無視してものを考へるわけにはいかない。そのものの眞體を知らんとせば、必ずその發達過程をも研究しなければならない事になる。即ち原始的な生活から文化生活への道程である。

その發達過程の研究が歴史である。

抑我が國家は幾多の興亡盛衰を経て今日に至つてゐる。吾人の今日在るのは祖先が數千年の間協心して國家を築き上げた賜によるのである。故に現時の國體・國情を明らかにし、帝國の組織制度を知らんとせば、先づ過去に於ける國家の歴史を知らねばならぬ。殊に我が國の如く世界無比の國體を構成して來た國々に於ては、國史料に於て其の起源・發達・變遷を明らかにして、今日在るの決して偶然に非ざることを了解せしめ、社會國家的知見を養ふことが緊要である。

(2) 形式的目的

歴史は民族の文化創造の具體的に表れたものと見ることが出来る。故に民族の意志が生活中に表現されてゐる。而して人は自己の所屬してゐる民族の歴史を憧憬する。故に歴史を知ることによつて、其の個人は自ら民族化されて來る。實に歴史は個人を民族化する唯一の力を有するものであると云ふ事が出来る。然らば本科の教授に於て、我が皇統の連綿たること、歷代天皇の御仁慈、國民の忠勇義烈、國家の金匱無缺等の事蹟を授け、以て國民たるの志操を涵養することに力めなければならぬ。

【課題】 國史料教授の任務を述べよ。(愛知)

2、國史料教材の大綱を示せ。(山口)

一、教材の選擇

歴史の材料は極めて多いけれども、兒童の能力と、一般國民としての必要とを標準として選擇せねばならない。従つて小學校教育に於て教材とすべきものは、政治史と開化史との兩方面中、教則に示された左の事項は、特に採擇すべきものである。

- (1) 我が國體の尊嚴を知らしむるに足るべき材料。
- (2) 我が皇統が萬世一系であつて、天祖以來連綿としてゐること。
- (3) 歷代の天皇は賢君・英主にましましし事を明らかにするに足る材料。
- (4) 忠良なる臣民が皇運を扶翼し、文化の發達に貢献した事蹟を知るに足るもの。
- (5) 古來武勇に富む國民が國運を進め、金匱無缺の國家を維持して來た事蹟。
- (6) 固有の文化が外國文化を消化して現代文化をなしたる由來。
- (7) 外國との交通觸接を明らかにする材料。

教材の選擇に關して、小學校令施行規則第五條に示されたる所は次の如くである。

「尋常小學校ニ於テハ建國ノ體制、皇統の無窮、歷代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇、

文化ノ由來、外國トノ關係ノ大要ヲ授ケ以テ國初ヨリ現時ニ至ルマデノ事蹟ヲ知ラシムヘシ」
 「高等小學校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ擴メテ稍々詳ニ我國發達ノ蹟ヲ知ラシムヘシ」

二、教材の排列

(1) 年代順進法と逆進法

順進法は年代の順に従ひ、古代より現代に至るものであつて、教材排列の根本法である。歴史教授は大體に於て之に據るのがよい。

逆進法は現代から溯つて古代に至るものである。此の法は常に現時の史實と比較對照することが出来るので、時に一部採用すべき所があるけれども、到底常體とすることは出来ぬ。尙順進法を採用としても、直進法に依るか循環法に依るか問題であるが、小學校に於ては循環法を以て適當とする。

(2) 傳記體及記事本末體排列法

傳記體は一時代を代表すべき大人物を中心として、其の傳記と共に當時の歴史を附説するものである。記事本末體は一時期を劃する大事變を中心として、之れに結合して各方面の歴史を教授せんとするものである。共に歴史教授の目的を達する爲め適當な排列である。吾が國定教科書は主として

て各時代を代表するに足る人物を選び、之を中心として史實を記し、又代表人物を得難い時は顯著な出來事を題目として、其の下に於て必要な事項を説明してゐる。即ち傳記體と記事本末體とを並用してゐるのである。

3、國史教授上注意すべき事項を擧げよ。(群馬)

(1) 歴史は過去の事に屬し、想像作用を働かせて學習しなければならぬから、つとめて繪畫・標本・地圖・年代表等を活用して、なるべく直觀的に教授せねばならぬ。

(2) 説話中にあまり多くの問答を挿入するときは、分解的知的取扱に偏することがある。それがために兒童の感情を傷ひ興味を殺ぐ恐れがあるから、問答は少なくし兒童をして史中の大人格に接觸せしむる様、所謂熱のある教授をなすべきである。

(3) 國定教科書の教材を中心として、之を敷衍するために、適切なる地方的材料を採り入れることは必要である。

(4) 歴史上の事實は必ず前後に關係があるものである。故に常に前後の關係を明らかにせねばならぬ。

(5) 國史は修身科と同じく、道德教育及び國民教育の目的を達することが重大な目的であるから

密接な聯絡をはからねばならぬ。又地理は歴史の準備となり、歴史は地理にとつて興味ある補充學科となるものであるから、此の兩教科も密接に關係せしめなくてはならぬ。其の他の教科も關係のあるものが多い。注意して聯絡をとるがよい。

(6) 歴代表・年表等は複雑なものを簡明にし、理解を助けるもので、國定教科書には附録として添へられてあるから、之を能く利用することが必要である。

(7) 最近史は本邦國運の振興に關する重要な史實に富み、且つ文化の進歩も著しい時代であるから、充分注意して授け、進取の氣象を以て國運の發展に貢獻する覺悟を養成せねばならぬ。

(8) 兒童は概括力が乏しい。故に枝葉の問題のみを記憶することがある。之を適當に指導して要領を首尾一貫して記憶する様練習すべきである。

第五章 地理科

1、地理教授の要旨を述べよ。(東京・北海道)

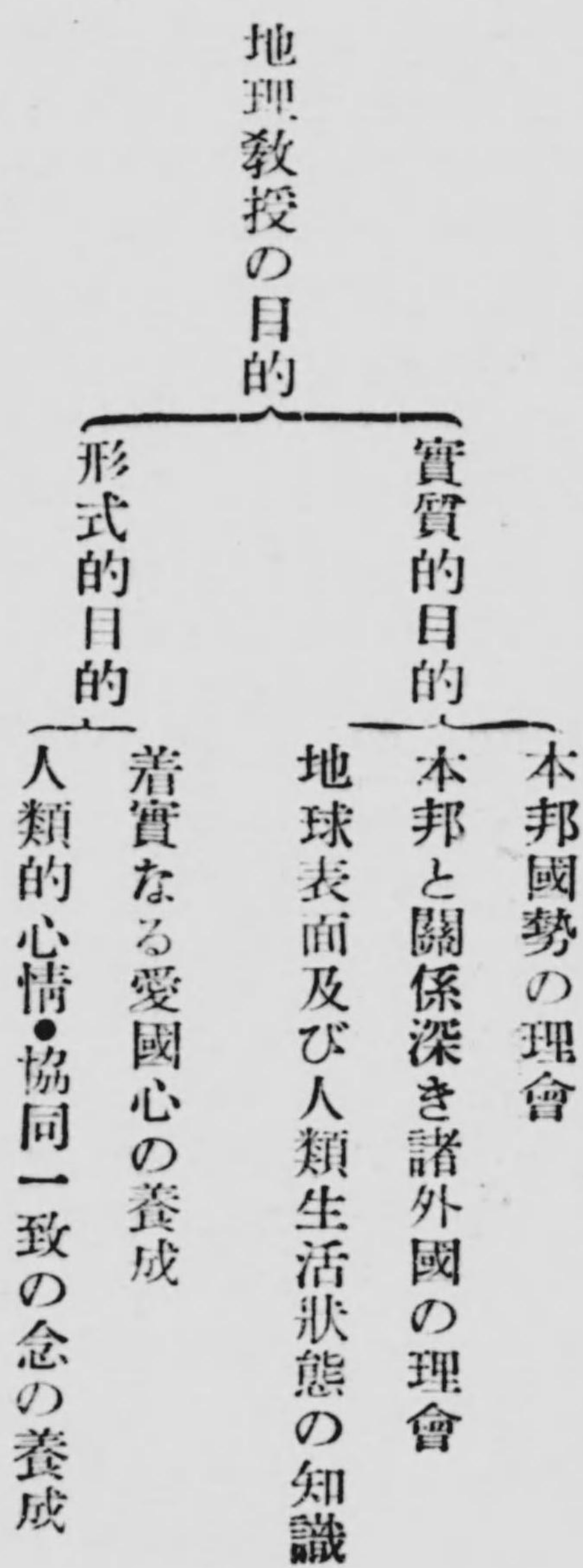
一、教則第六條

「地理ハ地球ノ表面及人類生活ノ状態ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ又本邦國勢ノ大要ヲ理會セシメ

愛國心ノ養成に資スルヲ以テ要旨トス」

二、地理科の目的

教則に示す通り實質的方面の目的としては、本邦國勢の大要を理會せしむること。次に本邦を理會するために、本邦と最も關係深き世界諸國の實狀を知らしむること。及び地球表面・此處を住所とする人類の生活狀況を知らしむること等が主なるものである。形式的目的としては、世界に對する本邦の位置を自覺して、着實なる愛國心を養成し、尙他國を夷狄視することなく、人類的心情の下に事にあたる協同一致の念を養ふことである。之を表示すれば、



(考考) 地理教授の目的

地理は宇宙自然界の狀況及び人類生活の狀態を研究するものである。従つて其の目的は「地球表

面及人類生活の状態に關する知識の一斑を知らしめる」ところに在る。前者を自然地理、後者を人文地理といふ。次に學校に於ける地理教授は本邦の國勢の概要を理解せしむるにある。何となれば國民として我が國の世界に於ける地位を自覺せしむることは、國力の上より言ふも經濟上より言ふも、將又交通商業教育等の上より言ふも極めて大切なことだからである。さらに地理科は愛國心の養成をも兼ねて目的とすべきである。(大日本學術協會著教科要論)

【標題】 小學校に於ける地理教授の目的を問ふ。(千葉)

2、地理教材の選擇及排列につきて論ぜよ。

一、教材の選擇

教材選擇に關する教則の規定は次の通りである。

「尋常小學校ニ於テハ本邦ノ地勢・氣候・區劃・都會・產物・交通並ニ地球ノ形狀運動等ノ大要ヲ理會セシメ、且滿州地理ノ大要ヲ授ケ兼テ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ニ關スル簡易ナル知識ヲ得シムヘシ。」

「高等小學校ニ於テハ各大洲ノ地勢・氣候・區劃・交通等ノ概略ヨリ進ミテ本邦トノ關係ニ於テ重要ナル諸國ノ地理ノ大要及本邦ノ政治經濟上ノ狀態並ニ外國ニ對スル地位等ノ大要ヲ知ラシメ、又地

文ノ一斑ヲ授クヘシ。」

右の教則を通じて小學校の地理教授を見れば、日本地理・外國地理・内外地理の補習・自然地理の四となる。

日本地理は小學校地理教材の中心で、國勢の概要を明かにする。

外國地理は本邦との關係を明らかにし、世界に於ける本邦の國勢を理會せしむ。

内外地理の補習は内外の政治的・經濟的狀態を比較して本邦國勢を一層明らかにする。

自然地理は天文地文地理の一斑を授ける。

二、教材の排列

(1) 分解法 地球全體を授け、次に之を各大洲に區分し、各國の地理へと及ぼす方法。

(2) 總合法 分解法と反對に進むもの。

(3) 總分解法 前二者を併用するもの。

總分解法は最初に郷土を授け、本邦地理に及ぶまでは總合法で行くが、次ぎに地球の大略、世界の概見を授け、更に分解して各國の地理に及ぶ分解法に依るもので、小學校の教授に最も適してゐる。我が國定教科書は此の方法に依つてゐる。

尙以上の外直進法と循環法とある。循環も多きに過ぎる時は、児童の倦厭を來す虞があるから、通常の地理と内外地理の補習とに於て、一回循環せしめる位が適當である。

3、地理教授に於ける讀圖指導について述べよ。(埼玉)

地理教授上に於ける地圖は極めて重要な位置にある。郷土地理を離れた所の地理教授は、地圖に依らなければ効果を收めることが出来ない。故に児童に地圖を讀ましむることは、初歩の地理教授より最も注意を拂はなければならぬ。地圖を理會せしむるには、児童をして地圖を描かしむることが必要である。描圖はやがて讀圖である。

尙地圖描寫の目的には二つある。其の一つは既得の事實を明瞭確實にするためである。児童が學習に依て得たる知識は複雑である。これを地圖によつて現すことは難事ではあるが必要なことである。其の二は觀察を精密にすることである、觀察は何れの學科にも必要だが、殊に地理教授に於て然りである。地理に於て觀察力を陶冶するには描圖に依らねばならぬ。

地圖の取扱如何は地理教授の効果如何に關係する所が多い。けれども地圖は一種の符號であるから、児童は之を理會することに苦む。故によく郷土地理と比較對象としてよく理會せしめなくてはならぬ。

掛地圖はなるべく大きくて、且つ簡單明瞭で方向位置等を明らかにする爲め、常に全圖と部分圖とを用ひ、相對象して教授し、兒童用附圖に就きて自から發見する様に取扱はなければならぬ。

兒童によく地圖を熟視して土地の真相を理會せしむると同時に、白地圖を用ひて所要事項を記入させ、或は略地圖を描かしむること等も有效である。

都市・港灣・山脈・河口・土地高低比較等必要に應じて局部圖を用ひ、尙鳥瞰圖・見取圖等も用意して、理會し易からしむることが必要である。

4、地理教授上の注意事項及び必要な教具を擧げよ。

一、教授上の注意

(1) 歴史及び理科との連絡 地理科は一方に於ては、自然的諸教科と關聯し、他方に於ては人事的諸教科と密接に關係するが故に、其の教材の性質複雑で、或は日本歴史の爲に豫備となり、或は理科に取つて補充となることがある。故に此等の教科と連絡を保つて、確實な知識を得させなければならぬ。

(2) 開化地理の材料 開化地理に屬する材料は常に變動するから、深く注意して最近の著作・統計・官報・新聞・雜誌・年鑑等に依つて、最近の事實を調査し、事實の真相を授くることに努めなく

てはならぬ。

(3) 産業此理 特に産業に關する地理に重きを置き、重要な生産に就きては、必ず其の原料・産地・加工場・販路・用途・産額等について説明しなくてはならぬ。

(4) 數量 補習地理教授の際、特に必要な數量については、其の大數のみを記憶させ、且其の真相を想像理會せしむる爲めに、適切な具體的圖表を使ふがよい。通常使用されてゐる數量圖表には順位圖表・比較圖表・比例圖表等がある。

(5) 成績考査上の注意 成績考査については地圖讀解の程度・地理的事實の理解及び記憶の程度地理上の判斷又は想像旅行等の適否・部分的又は局部的地圖描寫の能力等につきての成績を吟味するのである。

二、教授上必要な教具

- (1) 地圖 郷土地圖・本邦全圖・各地方地圖・地文圖・交通圖・世界全圖・世界分圖等。
- (2) 器械器具 地球儀・磁石・寒暖計・晴雨計・雨量計・模型・砂箱等。
- (3) 標本 動植礦物標本・原料及び製造物標本。
- (4) 繪畫寫眞 生業・風俗・名勝舊蹟等の繪畫・寫眞繪はがき等。

(5) 統計圖表 各種

第六章 理科

一、理科教授の要旨を説明せよ。(東京・京都・岐阜)

一、教則第七條

「理科ハ通常ノ天然物及自然ノ現象ニ關スル知識ノ一斑ヲ得シメ、其ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ、兼テ觀察ヲ精密ニシ自然ヲ愛スルノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス」

二、説明

教則第七條に示す要旨を、實質的方面・形式的方面に分けて考へて見れば、次の如くなる。

實質的方面

- (1) 通常の天然物及自然の現象に關する知識の一斑を得しむること。即ち通常の天然物とは動物植物・礦物の一斑につきて、通常の自然現象とは物理現象・化學現象の一斑につきてである。
- (2) 相互關係及び人生に關する關係の大要を理解せしむること。相互關係とは天然物相互・自然物相互・天然物と自然現象との關係を云ひ、人生との關係は天然物及び自然現象と人類との關係を

意味するのである。

形式的方面

観察を精密にし自然を愛する心を養ふことが形式的目的である。即ち實物・標本・實驗等の観察によつて観察力を陶冶し、兼て思考力・推理力をも修練することである。又自然に接することによつて、其の美を感じし自然を愛する心情を起さしめることである。これ等を形式的目的とする。

【課題】 理科教授に於ける形式陶冶を説明せよ。(埼玉)

2、理科教材選擇の標準を示せ。

一、教則の規定

「尋常小學校ニ於テハ植物・動物・鑛物及自然ノ現象ニ就キ主トシテ兒童ノ目撃シ得ル事項ヲ授ケ特ニ重要ナル植物・動物・鑛物ノ名稱・形狀・效用及發育ノ大要ヲ知ラシメ又通常ノ物理化學上ノ現象及人身生理ノ初歩ヲ授クヘシ」

「高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ重要ナル元素及化合物・簡易ナル器械ノ構造・作用・人身ノ生理衛生ノ大要ヲ授ケ兼テ植物・動物・鑛物ノ相互及人生ニ對スル關係ノ大要ヲ理會セシメ女子ノ爲ニハ家事ヲ併セ授クヘシ」

「理科ニ於テハ務メテ農事・水産・工業・家事等ニ適切ナル事項ヲ授ケ特ニ植物・動物等ニ就キ教授スル際ニハ之ヲ以テ製スル重要ナル加工品ノ製法效用等ノ概略ヲ知ラシムヘシ」

二、教材選擇標準

博物教材

- (1) 一群を代表するに足る模式的個體たること。
- (2) 人生に最も關係深きものたること。
- (3) 郷土材料を主とすること。
- (4) 自然界の有機關係を説明するに足る、顯著なる生活團體を採ること。
- (5) 人體の構造・生理の理法を授くるに足るもの。

理科學教材

- (1) 基本的觀念を得せしむるに足る、重要なる理法を選擇すること。
- (2) 簡單にて理解し易いもの。
- (3) 人類の開化的事業を理會せしむる材料を採ること。

3、理科教授上注意すべき點を列舉せよ。(秋田)

一、理科教授上の主義

(1) 發見主義 兒童自身をして、過去に於ける學者が發見・發明した様な徑路をたどらしめて、眞理に到達せしめんとするもの。

(2) 直觀主義 博物教材等を取扱ふ時の如く、實物を直觀せしめることを根本とするもの。

(3) 實驗主義 實驗には二種ある。觀察的實驗と證明的實驗と之である。兎に角兒童をして實驗觀察せしめ、考察し記載せしめようとするものである。

以上の諸主義は何れも一長一短あり、各教材の性質と兒童の程度に應じて活用すべく、徒らに或る一主義にのみ偏することは當を得たものでない。

二、教授上の注意

(1) 發明・發見的に取扱ふことは、形式陶冶の上から見ても、其の教材をよく理解し得る點から見ても、有效であるから、よく應用して工夫創作の力を練る様に力めなければならぬ。徒らに注入的にのみ走つてはならぬ。

(2) 博物的教材は主として觀察を中心とし、理化的教材は主として實驗を中心として授け、明確に理解せしむることに力めなければならぬ。

(3) 自然界を實地に觀察せしめるため、遠足・學校園の觀察手入・動植物の飼育・培養等をなさしめることが必要である。

(4) 實驗をなさんとする時は、豫め教授前に豫行を試みて、萬事遺漏なき様注意しなければならぬ。殊に兒童に實驗をなさしめんとする時、或は危險を伴ふものには、一層の注意を要する

(5) 教辨物の効果は、一實物・二標本模型・三繪畫の順である。故になるべく實物を蒐集して之に依るべく、止むを得ざる時に繪畫を用ふべきである。

(6) 適當な折を見て、各種の工場を實地に見學し、製造・加工の順序方法を知らしめることは、理科教授上のみならず、實業的思想の養成から云つても必要なことである。

三、教則第七條

「理科ヲ授クルニハ成ルヘク實地ノ觀察ニ基キ若ハ標本・模型・圖畫等ヲ示シ又簡單ナル實驗ヲ施シ明瞭ニ理會セシメンコトヲ要ス」

第七章 圖畫科

1、圖畫教授の目的を問ふ。(三重)

一、教則第八條

「圖畫ハ通常ノ形態ヲ看取シ正シク之ヲ畫クノ能ヲ得シメ兼テ美感ヲ養フヲ以テ要旨トス」
「……………兼テ清潔ヲ好ミ綿密ヲ尙フノ習慣ヲ養ハントニ注意スヘシ」

二、圖畫教授の目的

(1) 通常の形態を看取すること。

圖畫は形と色とを以て物體を面上に表はすものであるから、先づ物體を正しく看取することが必要である。物體を正しく觀察して、其の形態色彩を明瞭に把握するでなくては、描畫は全く不可能である。斯くの如く物體を看取することに依り、吾人は物體に關して明確な知識を有するに至るのである。

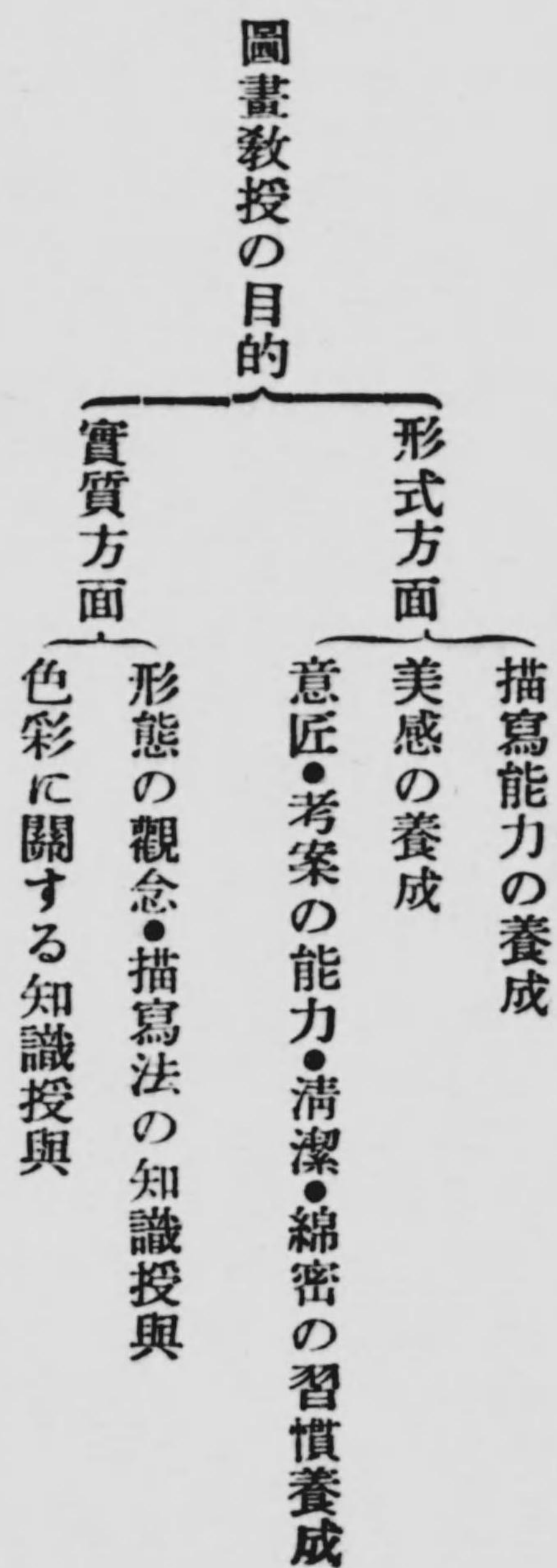
(2) 描畫の能力を養ふこと。

既に看取した所の形態を描畫するには、線・遠近・陰翳・彩色等の要素を適當に運用して、形態に適合する様に構成する所の、所謂描畫能力を養成せねばならぬ。故に圖畫教授は手指の練習をすると同時に、一方では兒童の發表的技能的陶冶をするものである。

(3) 美感を養ふこと。

圖畫教授は形態及び色彩に關する美に接し、之を觀察して描寫する方法を練習し、又一方では優秀なる作品を鑑賞することに依つて、兒童の美感を養ひ、趣味を涵養し嗜好を進め、延ては國民的品位を向上せしむるものである。

以上の外に清潔を好み綿密を尙ふ習慣を養ひ、意匠・考案等の構想力を練り、工夫・考案力を進める等、陶涼の効果は頗る大である。斯の如く圖畫教育は國民の美術工藝の發表に大きな影響を及ぼすものであるから、近時各國共に圖畫教授は重きをなすに至つた。



【類題】 描寫技能と鑑賞能力との關係を記せ。(熊本)

2、圖畫の材料につきて記せ。

一、教則第八條

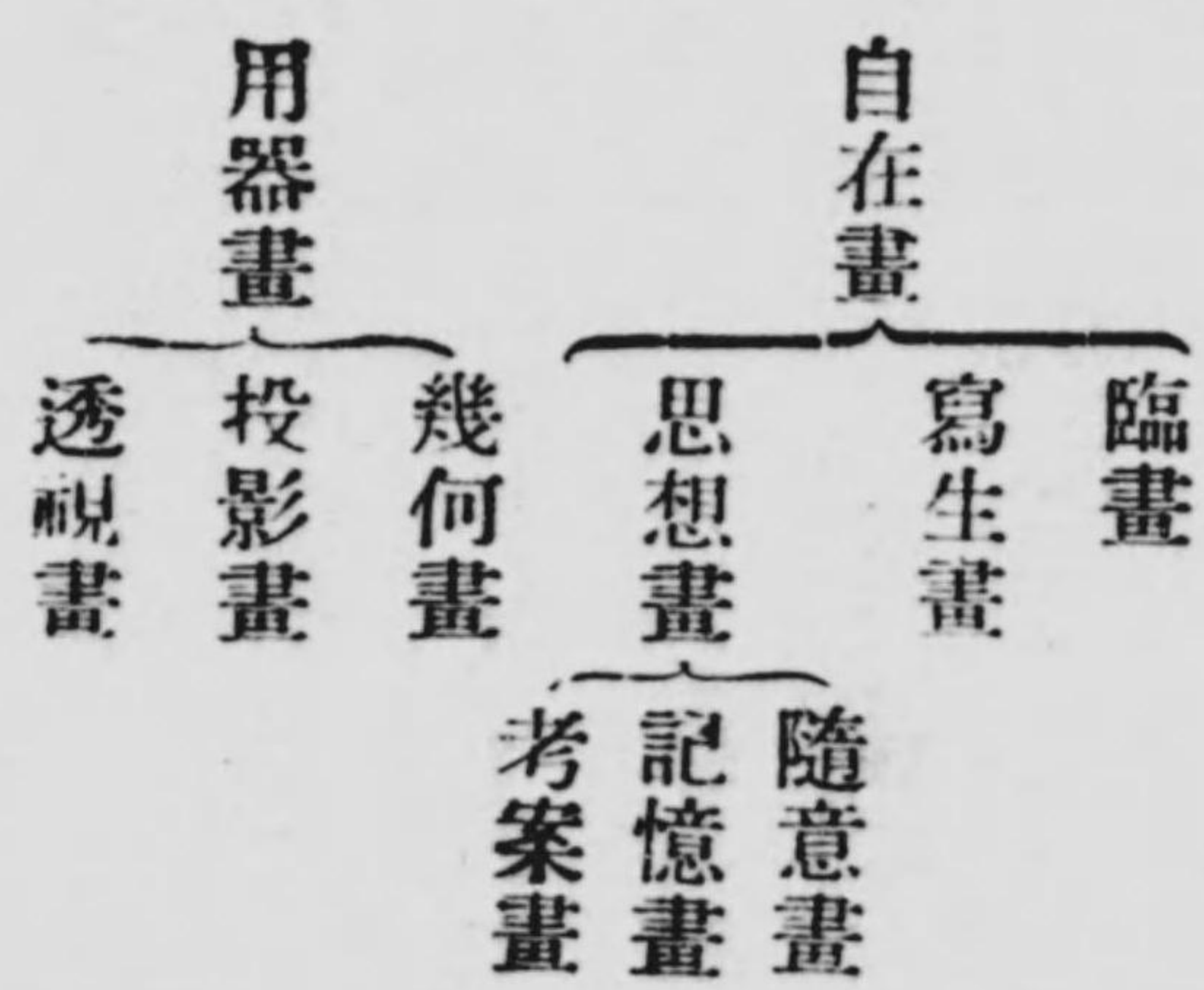
「尋常小學校ニ於テハ單形ヨリ始メ漸ク簡單ナル形體ニ及ホシ實物若ハ手本ニ就キ又時々自己ノ工夫ヲ以テ畫カシムヘシ」

「高等小學校ニ於テハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メテ諸般ノ形體ヲ畫カシムヘシ、土地ノ情況ニ依リテハ簡易ナル幾何畫ヲ授クルコトヲ得」

教材に關する教則の規定は以上の如くである。要するに兒童の經驗界にて、其の好む所に應ずる簡單なものから、漸次複雑なものに入ることが緊要である。

二、圍畫の種類

圍畫は描寫の方法から別けて見れば、自在畫・用器畫の二となる。尙之を大別すれば、



臨畫は描寫法の會得と技術の練習を主眼とし、寫生は實物の特徴を看取し、考案畫は工夫、着想配合・着色等の練習を主眼とする等、何れにも各々特色がある。教則の精神を會得して選擇すべきである。

3、圍畫指導上の要領を述べよ。

一、自由畫指導の要領

自由畫の生命は、兒童の觀念・想像・記憶等を興味に向ふまゝに描しめる所にある。徒らに干涉してはならない。兒童の藝術心が最もよく表現されるもので、自由畫の尊重されるのは此の點にある

二、臨畫指導の要領

臨畫は描寫の形式を會得させるのを目的としてゐる。故に臨本を精密に觀察させて、描法を理會した後描寫しなければならぬ。漫然たる模倣は効果がない。尙臨本と實物とを對照して、よくその關係を會得させることを忘れてはならぬ。

三、寫生畫指導の要領

寫生は實物を精密に觀察し、明瞭な認識を得て、之を既に學習した描寫法・透視圖法・陰影法等を應用して描くものである。描寫に當つては先づ大體の形を構成させ、後細部に及ぼさしむるがよい

又寫生する前には、其の物體が美的に見える様な位置にあらしむることが必要である。

四、圖案法指導の要領

圖案は臨本で先づ基本的知識を與へ、それを應用して作らせるものである。其の練習には形式も材料も與へて工夫させるもの、形式だけ與へ或は材料だけ與へて他は自由選定させるもの、兩者共に工夫させるもの等種々あるが、要するに目的と兒童の程度に應じて、適宜併用すべきである。

五、美感養成指導の要領

兒童の作品も元より美的價值を持つてはゐるが、尙特に稍々程度の高い作品を觀察させ、説明を加へ問答をなし、暗示を與へ等して、翫味鑑賞させることによつて、兒童の藝術心を發達させ、美感を養成しなければならぬ。

【類題】自由畫誘導の要領に就て述べよ。(神奈川)

4、圖畫教授につきて注意すべき點を述べよ。(兵庫)

一、描寫に際しては用紙の性質及び縦横の關係を考へて、適當な位置に於て描かしめなくてはならぬ。又消ゴムは漸次に用ひない様に慣れしむることが必要である。

二、批正は先づ自己批正を行はせて、後で教師が適切に訂正するがよい。既に成畫になつたもの

を粗末に批正したり、抹殺することは大に注意しなければならぬ。

三、彩色するに就いては、豫め其の濃淡配合を別紙に試みて後彩色せしむるがよい。又彩色材料の種類についても適當に選定しなければならぬ。

四、圖畫は他の教科と聯絡すべき性質のものである。就中手工・理科・地理・裁縫等は最も關係が深い。よく活用することを忘れてはならぬ。

五、課外に自由な題目を選定させて、全然自力で描寫させることも、兒童の描寫技能を發達させ藝術心を養ふ上に於て効果が多い。大に奨勵すべきである。

六、時々視線を遠くへ遷して、視力の疲勞を避けること。及び姿勢を正しく保たしめることに注意しなければならぬ。

七、圖畫教授では、正確・綿密・清潔・整頓・節約等の諸徳を訓練する機會が多い。よく其の機會に注意して適當に涵養することを忘れてはならぬ。

(參考) 圖畫教授上の二主義

一、數學主義(幾何畫主義)

これは一言すれば非藝術主義である。物體を表すのに幾何的に正確ならんことを要求し、美的情

操の陶冶よかへりみず唯技術的方面に優れんことを求め、用幾畫を極めて重視するものである。

二、表象主義(寫生畫主義)

數學主義は繪心の發動を全く無視し、圖畫の主觀的動機を否定するが故に非である。圖畫は主觀の藝術的創作慾を基礎としその上に指導を加へて正當なる階段まで發達せしむべきである。従つて教授は兒童心理の順程によりまづ記憶畫より始め寫生畫に進み、用幾畫は最も最後にすべきである。而も寫生記憶畫等は事物そのままを寫眞の如く表すのでなく、そのものの表象たる様にすべきである。とかういふのである。現今の自由畫は正にこの主義の徹底せるものである。

(渡部・高橋氏著系統的教科解説)

第八章 手工科

1、手工科の要旨を問ふ。(兵庫)

一、教則第十二條

「手工ハ簡單ナル物品ヲ製作スルノ能ヲ得シメ工業ノ趣味ヲ長シ勤勞ヲ好ムノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」

二、手工教授の目的

(1) 物品製作の能を養ふこと。

種々の材料を收拾し、之を結合して物品を製作するのは、人類の本能であつて、兒童は特に之を愛好する。故に之を利用して種々の物品を製作せしめ、目と手との練習をし、工夫創作の才を養ひ製作の技能を得せしめることは、必要なことである。製作にあたりては有意的に物品の形體・容積・彩色・構造等を觀察せしむることが必要である。要旨に示す所の簡易な物品とは、日常生活に必要な一般的であつて、且つ構造の簡単な物品のことであり、之を製作する能を得しむるには、目と手との練習をはかると同時に、物體の觀念を明確にすることによつて得られるのである。

(2) 工業上の趣味を助長すること。

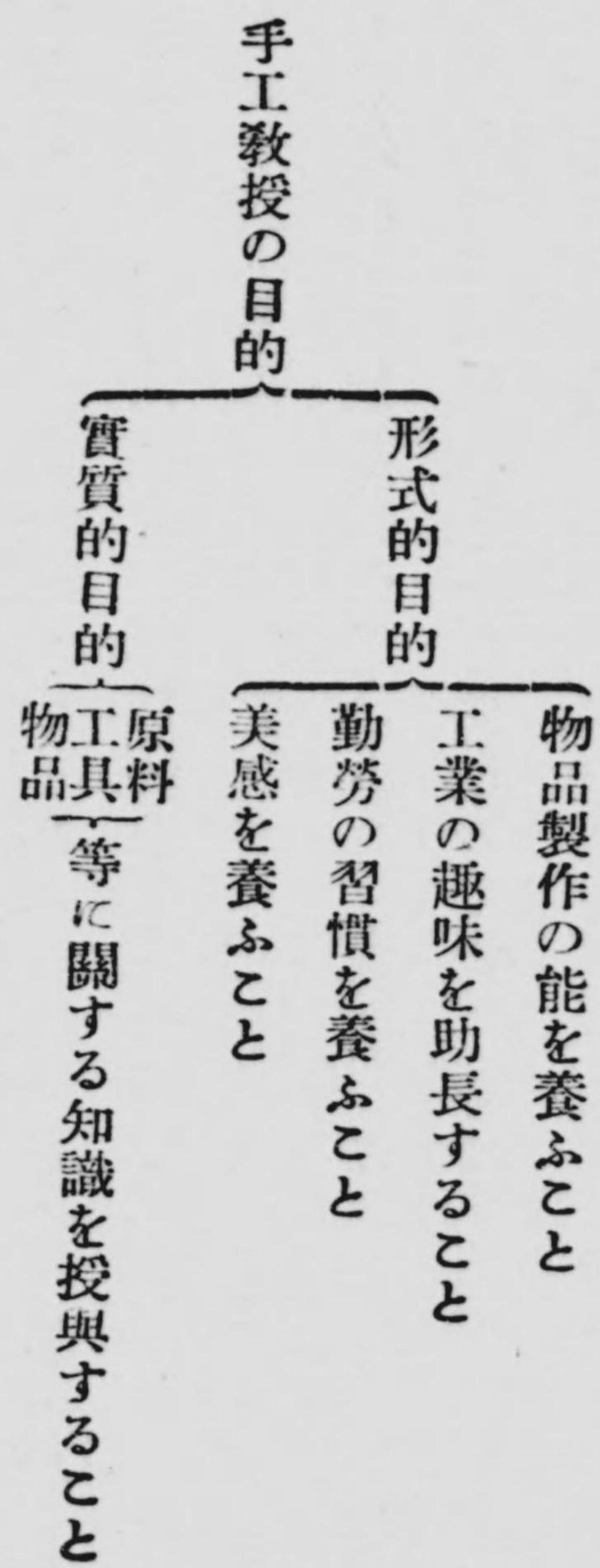
手工教授は近世社會文化の一大要素たる工業上の趣味を養ふことが出来るので、教育上・實用上の効果が甚だ大である。趣味助長の爲めには、一方創作によることも必要であるが、又一面には優良作品につきて鑑賞せしむることも効果の多いことである。

(3) 勤勞の習慣を養ふこと。

手工は作爲・構成の實際的作業によるものであるから、勤勞の習慣を養ふことが出来る。勤勞の習慣は國力を増進せしめる基礎ともなるものであるから、手工教授によつては常に此の養成に努め

なければならぬ。

(4) 其他圖畫と同じく美感を養ふことも出来、原料・工具・物品等に関して、日常生活に必須な知識を授與することも出来る。以上を表示すれば次の如くである。



【類題】 手工科教育上の價值を記せ。(茨城)

手工科教授の目的を説明し且つ現時に於て該科が重要視せらるゝ理由を述べよ。(岐阜)

2、手工教材の選擇及び排列につきて説明せよ。

一、手工教育上の主義

教材の選擇につきては、教育上の主義によつて自ら異つて来る。其の主義に二つの見方がある。

教育主義と實用主義とがそれである。前者は主として心意の陶冶に適する多方面の材料を選擇せんとし、後者は實際生活に必要な材料を課せんとするのである。併し一方に偏することはよくない普通教育と云ふ上から見れば心意の多方陶冶を重んじなくてはならぬが、又實用的方面も閑却してはならぬ。特に高等科となるに及んでは一層實用を重んじなければならぬ。

二、教則第十二條の規定

「手工ハ紙・絲・粘土・麥稈・木・竹・金屬等其ノ土地ニ適切ナル材料ヲ用ヒテ簡易ナル製作ヲ爲サシメ高等小學校ニ於テハ簡易ナル製圖ヲ併セ授クヘシ」

三、教材選擇に關する重要な要件

- (1) 考案工夫の餘地多く、知識技能の基礎を養ふことが出来る材料を選擇すること。
- (2) 材料はなるべく地方的色彩のあるものたること。
- (3) 實用と美的陶冶とを兼ねたるもの。
- (4) 兒童の興味を引くに足るもの。
- (5) 製作の種類一般を代表する模式的のもの。

四、教材の排列につきて

手工教材の排列につきては、児童の心理的要求に合すること、製作技能の順序に基づくことが重大である。即ち簡易なものから漸次困難なものに及び、又多少循環的に排列し、尙季節に適合して排列することが必要である。特に女子にあつては中學年から絲細工等を加へることもよい。

3、手工教授上の諸注意。

一、廢物利用 紙細工・竹細工・木工・金工等の學習にあつては、成るべく廢物を利用して製作させるがよい。例へば、反古・菓子折のボール紙・木片・ビール箱の板・ブリキ罐・傘の骨等は何れも有効に使用することが出来る。

二、諸器具の修繕 家庭用具・學校用具の破損したものを修繕させることは有効である。これ實に手工科の知識技能を實際生活に活用する所以である。但し、その種類や程度が児童の發達に相應すべきは勿論である。

三、題目の豫告 高學年では、數週以前から題目を豫告してその工作圖を作らせ、豫め批評を與へ、又適宜の用品を蒐集用意させるのもよい。

四、知識教授の場合 手工科は製作を本體とするけれども、又工作法・工具の構造・使用法・材料の用法その他工業上諸般の知識を、知識として特別に學ばせることがあつてよい。この場合の取扱

方は一般知識教科の取扱方に準ずる。

五、机間巡視中の批評 児童の實習中、机間を巡視して、考案・製作の順序・方法・姿勢等に就て簡別的に適切な批評を與へるのは缺くべからざること、この際児童の質問は歓迎すべきである。

六、作品の批評 児童の作品に對しては、その意匠・技巧等の諸點から眞摯な批評を加へ、或は一定の標準に基づき、優劣の順序に排列し、全體の児童を集めて觀覽させたり、相互に批評をさせたりするのもよいことである。

七、課外の計畫的自由製作 教授細目の所定以外、児童の自由に任せて各自嗜好の題目を選定させ、適當な計畫によつて自由製作をさせて、愉悅の情に満ちた創作を獎勵するがよい。この場合教師は、その計畫を檢閲し且適切な批評と指導とを與へた後に製作させるのである。

八、參考書による自學 物品製作に關する參考書を備へ置き、これを讀解して製作上の知識を得させ、且興味と希望とを催進させるがよい。

九、繼續した時間割 一週二時限を手工科に配當し得る學校では、同日に繼續してこれを課し、十分にその力を振はせるがよい。

一〇、手工科に於ける訓練 手工科は訓練の好機會である。それ故に、教授中、秩序・整頓・節

約・勤勉等の習慣を得させることに注意し、製作の場合にあつては分業と共働との精神・氣風を養ふことに留意すべきである。(乙竹氏新各科教授法より)

第九章 唱歌科

1、唱歌教授の目的を問ふ。(福岡・石川・愛媛)

一、教則第九條

「唱歌ハ平易ナル歌曲ヲ唱フルコトヲ得シメ、兼テ美感ヲ養ヒ、徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス」

二、唱歌教授の目的

音楽は直接に人の眞情を發露するものであるから、人の肺腑に入り心情を動かすことが大きい。元來は人は天性として音楽を好む、子守歌によつて稚兒は泣を止め、無智な蠻人と雖も何等かの音楽を持つてゐる。

音楽を授ける目的は唱歌能力を陶冶して、音聲の美を味つて美感を養成するばかりでなく、其の心情を純正にして徳性を涵養すると云ふことに在る。昔から音楽が世道人心の興廢に與かつて力あ

るものとし、徳教の方便として用ひられたのはこれが爲めである。

唱歌は音の高低・強弱及び連続に關して鋭敏な識別力を要するので、聴覺・發聲機關の練習が必要となり。又其等の不正を改めることにも効果がある。今此の目的を形式實質の兩面から見れば次の如くなる。

形式的方面

- (1) 平易なる歌曲を唱ふること。(唱歌技能と耳・發聲器の練習をすること)
- (2) 美感の養成
- (3) 徳性の涵養に資すること。

實質的方面

- (1) 歌詞の解釋關する知識
- (2) 音楽上の記號に關する知識

2、唱歌教上の注意事項を擧げよ。

一、毎時教授中適當な時間に、基本練習をする必要がある。其本練習の主なるものは、呼吸練習・發聲練習・發音練習・音程練習・音階練習・聴音練習・拍子練習等である。

- 二、樂曲を指導するには、口授法・視唱法の別があり、視唱法にも略譜視唱法と本譜視唱法とがある。之等は兒童の程度と、曲の難易とによつて適當に用ふべきである。
- 三、聲音の使用方法についても、地聲・裏聲・上聲の三種ある。これ等の何れをも練習する必要があるが、小學校に於ては裏聲を標準として練習すべきである。
- 四、正しい姿勢でなくては、よく歌ふことが出来ない。大體腰掛たものと立つたものが、あるが立て歌ふを本體とすべきである。
- 五、變聲期にあたる兒童には、なるべく弱く發聲させて、なるべく發聲器を保護しなければならぬ。
- 六、男女の性別に應じて教材及び歌ひ方に斟酌を加へる必要がある。但し幼學年に於てはその必要も認めないが、高學年に至るに従つて各々性に適合させなければならぬ。

第十章 體操科

1、體操科教授の目的を記せ。(埼玉)

一、教則第十條

「體操は身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ四肢ノ動作ヲ機敏ナラシメ以テ全身ノ健康ヲ保護増進シ精神ヲ快活ニシテ剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尙フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」

二、體操教授の目的

(1) 身體各部の均齊なる發育

平常生活から偏頗なる發達、不正な姿勢を生ずるものである。これを矯正して四肢・軀幹・各部臓器の均齊で且つ完全な發育を圖らねばならぬ。均齊に發育した身體は美の極致であるとして、ギリシヤの昔より世人の嘆賞する所である。

(2) 四肢の動作を機敏ならしむること。

四肢は吾人活動の最要機關であるから、努めて練習して其の動作を敏活にならしむることが必要である。

(3) 健康を保護増進すること。

健康は人生にとつては幸福の源泉である。故に身體の均齊な發育をはかり、四肢を機敏にして、生活機能を催進して健康を保護し、抵抗力を進めて體力の増進をはからなくてはならぬ。

(4) 精神的方面の目的としては、體操遊戲等をするによつて精神を快にして、剛毅・規律・協

同の習慣を養ふことも重要なことである。この點から見れば吾等の徳性・徳行の上に影響も決して少くないのである。

1 身體各部の均齊發育

身體的方面 2 四肢動作の機敏

3 健康の保護増進

體操教授の目的

精神的方面—快活・剛毅・規律・協同の習慣

2、體操科教材選擇及び排列につきて記せ。

一、教則第十條

「尋常小學校ニ於テハ體操、教練及遊戲ニ就キ簡易ナル動作ヨリ始メ漸ク其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クベシ、又男兒及女兒ノ別ニ依リ其ノ授クヘキ事項ヲ斟酌スベシ」

「高等小學ニ於テハ前項ニ準シ一層其ノ程度ヲ進メテ之ヲ授クベシ」

「土地ノ情況ニヨリ體操ノ教授時間ノ一部若ハ教授時間ノ外ニ於テ適宜ノ戶外運動ヲ爲サシメ又水泳ヲ授クルコトアルベシ」

二、教材

(1) 體操 體操の基本的の運動は次の通である。

下肢の運動

上肢の運動

頭の運動

胸の運動

腹の運動

背の運動

跳躍運動

軀幹運動

呼吸運動

平均運動

懸垂運動

(2) 教練 規律的合同的行動であつて、出來得る眼り歩兵教練と連絡し、其の初歩ともなるべきものを採るがよい。

(3) 遊戯 個人遊戯・團體遊戯及び競走遊戯・非競走遊戯等の別があるが、何れも興味あり且つ運動としての効果も大である。

(4) 戶外運動としては、フットボール・バスケットボール・テットボール・ベースボール・テニス等が最もよく行はれる。

(5) 其他水泳・ボートもよく、時には駆足の練習することも必要である。

第十一章 裁 縫 科

裁縫科教授の目的及教授上の注意

一、教則第十一條

「裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方及裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ通旨トス」

二、裁縫教授の目的

教則の示す所によれば、(一)通常の衣類の縫ひ方及裁ち方等に習熟せしむること。(二)節約利用の習慣を養ふとの二つとなる。

裁縫は女子本務の一端として實地生活に資するものであるばかりでなく、近代の一大問題たる女

子の自活乃至經濟的生産力の問題を解決する點から見ても、重要な地位に立つのである。

三、教授上の注意

(1) 運針の練習は基本となるものであるから、反復練習して習慣化する必要がある。

(2) 材料は實用的のものであつて、華美を競ふが如きことがあつてはならぬ。

(3) 教師の實地的模範が必要である。模範を示す場合は、なるべく實物がよい。

(4) 原則を記憶させて之れが應用に力めさせるがよい。

(5) 出來得るだけ個人指導に力を注がねばならぬ。

第十二章 農・商業科

農商業科教授の目的と教授上の注意點を述べよ。

一、農業科教授の目的

教則第十三條には次の如く規定してある。

「農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ農業ノ趣味ヲ長シ勤勉利用ノ心ヲ養フヲ以テ要旨トス」
農業は人類生活上最も必要な生産業であつて、これが盛衰は國家の興廢に關することですくない

我が國の農村疫弊の現状については、識者・國家の痛患する所であつて、其の救済は農業生活の進歩改善の外にない。此の意味に於て農業科は重要な地位を占めるものである。本教科の主要なる目的は、實質上に於ては農業に關する普通の知識を得しめ、形式上に於ては農業の趣味を長すること、勤勉利用の心を養成することである。

二、商業科教授の目的

教則第四條には次の如く規定されてある。

「商業ハ商業ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ勤勉敏捷ニシテ且信用ヲ重スルノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス」

今此の要旨を實質・形式の兩方面から要れば、商業に關する普通の知識を授けることは、實質的方面の目的であり、勤勉敏捷及信用を重んずる習慣を養ふことは形式的方面の目的である。

三、實業教育上の注意點

- (1) 土地の狀況に適合した教材を選択し、教授もそれに適せしむべきである。
- (2) 實際的な作業を收得せる知識とを一致せしめなくてはならぬ。
- (3) 實業は元より利益を頭に置かねばならないけれども、極端な利己に陥らない様にする。

- (4) 空理空論を避け、實地活動を尊重しなければならぬ。
- (5) 校内又は附近に農業實習地及び商業實習の組織を設けなくてはならぬ。

第十三章 家事科

家事教授の目的注意點を述べよ。

一、家事教授の目的

教則第十五條には次の如く規定してある。

「家事ハ家事ニ關スル普通ノ知識ヲ得シメ家事ノ趣味ヲ長シ兼テ節約、利用・秩序・清潔ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トズ」

家事は裁縫と同様に女子のみに課せられた教科目である。家庭は家族の安息所であり、子女の教養所であり、生活所であるから、主として家庭に在つて家事を整へる任務を有つ所の女子に對して衣食住・育児・看病・家事經濟等家事に關する一般的な理解を興へ、よく實習せしめることは最も必要なことである。而して一家が一致團結して幸福であることは、社會の上から見ても、國家の上から見ても最も重要なことである。

家事は之に關する知識や趣味を養ふばかりでなく、節約・利用・秩序・清潔等の習慣を養ひ得るものであつて、之亦家庭整理の任に當る婦人たるものゝ重要な徳目である。

二、教授上の注意

- (1) 地方の生活状態に適切であること。
- (2) 理科と聯絡し、又實習に重きを置くこと。
- (3) 實習中空事の生ずる児童があるから、特に仕事を分配し、適當に管理しなければならぬ。
- (4) 品質分量等につきては、常に經驗上から見ての注意を怠つてはならぬ。

第二篇 學級組織と教授

第一章 複式教授

複式教授の意義及び適當なる方法を述べよ。

一、複式教授の意義

元來同一學年児童を以て一學級を編制するのが、原則であるが土地の事情によつては、學年の異

なる児童を合して一學級を編制しなければならぬことがある。之を複式學級と云ふ。而して複式學級は異教科又は異程度の教材を同時限内に授けなくてはならぬ。之を複式教材と云ふ。

二、種類及注意

複式學級には二ヶ學年を以て編制する場合、或は三ヶ學年・四ヶ學年・五ヶ學年等を以て編制する場合等の別がある。而して以上孰れの場合でも、一年二年の如く接近した學年を以て編制する場合と、一年と五年との如く互に離れた學年を以て編制する場合とあるが、前者を以て原則とする。

(1) 同學科同程度の教材を授けることの出来る場合は、單式の教授と異なることなく、従つて教師の教授力の分割されること少なくして、直接教授を行ふことが出来、準備等も全く單式教授と同様であるので便利ではあるが、發達程度の異なる児童に同一教材を授けることになるので、接近した二ヶの學年を以て編制する場合に、唱歌・體操の如き學科にあつては差支へないが、然らざる場合には都合の悪いことが多い。これについて教則第二十一條には次の如く規定されてある。

「尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テハ數學年ノ児童ヲ一學級ニ編制スル時ハ各學年ノ程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ児童ヲ同一ノ程度ニヨリ教授スルコトヲ得」

(2) 同教科異程度の教材を受くる場合には、各學年の児童の發達程度に適應した教授を施すこと

が出来、異教科を授くる場合よりも間接教授が少く、又兒童の注意を攪亂することも少ないので、複式教授に於ては最も適當な方法である。

(3) 全く異なる教科教材を同時に授ける場合は、各組に各々適切な教授を施すことが出来るが、教師の教授力を分割することが多く、兒童の注意も攪亂され易く、且つ適當な日課表を作製することが困難である。

(參考) 複式教授の準則

第一、直接指導と自働作業

複式教授では、教授力を各組に適當に配分することが最も必要である。随つて、教師の直接指導と兒童の自働作業とが適宜に組合されなければならない。即ち、教師が一方で直接指導に當つてゐる間、他方の兒童は自働によつて自學的に然かも有効に學習する方法と習慣とが與へられなければならない。兒童の自働は、實に複式教授に於ける最大切要の事項で、複式教授が成立つ生命ともいふべきものである。そして、自働作業は、豫習・復習・練習等該時間の課業に對して十分有效のものでなければならない。又直接指導と自働作業との交代度數は、教材・教様の如何によつて、固より一定し難いけれども、概して言へば、初歩の學年には多くし、上級の學年には少なくするのを通則

とすべきで、通例五度乃至三度を適當とする。

第二、音聲の衝突

複式教授は、二ヶ以上の學年を組合せて教授するものであるから、音聲の衝突を絶対に防がうと云ふことは、或は不可能であらうけれども、然し、作業組合せ上の工夫によつて出来る限これを避けることに努めなければならない。若しどう組合せても、二組共に音聲を發するといふ已む得ない場合には、直接指導の部に對しては、特に兒童の注意を引付けるやうな事項を課して、他方の音聲に注意を奪はれることを防止する途を講すべきである。

第三、教授作用の敏活

複式教授に於ては、小黑板・地圖その他必要な教具をよく整備して、聊かの遲滯故障もなく、敏活に教授を進行させる工夫をすることが肝要である。さうでない、往々兒童に閑散の時間を生じさせるといふ缺陷を生じ易い。(乙竹岩造氏著新各科教授法)

第二章 單 級 教 授

單級教授の特質及び注意點を述べよ。

一、單級 授の特質

單級小學校とは、全校の児童を一學級に編制した學級であつて、児童数の少ない山間僻陬の部落に於て見ることの出来るものである。之れに對して普通の二學級以上の學級で編制された學校を多級學校と云ふことが出来る。單級學校で行ふ教授が單級教授である。(單式教授とは概念が違ふ)

今其の特質を述べて見れば、教授上に於ては、一人の教師が全校児童に對するのであるから、多級學校の様な知識技能を多量に學習させることは出来ないとしても、児童が自働的に學習する機会が多いので、自學の習慣が出来る、反復練習をすることが多いので、學習事項を確實に把住することが出来る。訓練上では、教師が一人であるから、統一的に訓練を及ぼすことが出来る。又自治・協同・親愛等の美風を養ふことにも都合がよゝ。

二、單級教授上の注意

- (1) 訓練は單級小學校の生命とも云ふべきである。故に教師はこれにつきては最も注意を拂はなければならぬ。殊に年長者を補助者として自治的に訓練せしむることは肝要なことである。
- (2) 直接指導の分量は、毎時限各組に均等に分配するよりも、教材の性質と各組の事情とによつて、特に主力を注ぐべき組を豫定する必要がある。

(3) 自學自習の必要は單級教授の場合に於て、一層切要である。故に平素よりよく訓練すること並に優等生をして如勢せしめること等も工夫しなければならぬ。

(4) 教師は準備をよく整へ置き、教材の基本となるべき知識の收得には力を用ひなければならぬ基本の確得されない自學は危険である。

著者より

教育を生命とする若人達よ、
歩みを共にせんとする兄弟姉妹よ、
立てた志に向つて突進せよ。
志あるものは事竟に成る。
不遇に負けるな。自暴自棄するな。
精神奮闘、血と熱とで打開せよ。
いざ進め！寸陰分刻も無駄にするな。
そして貧弱ながらも自己の力を味へ。
敬愛する若人の上に幸あれ。

明治天皇御製

眞木柱たてし心を動かすな

世には嵐の吹きすさぶとも

三、管理法

緒論

學校管理法の意義

小學校管理法の意義並に其の必要なる理由を述べよ。(和歌山)

一、小學校管理法の意義

教育法令の規定と教育の學理に基づき、學校を完全な教育所たらしめ、併せて學校作業の効果を良好ならしむるために、主として實際的方面の研究をするものである。即ち教育學の實際的方面の研究である。

二、必要なる理由

小學校教育の事は、重要であつて且つ複雑であるので、單に理論的方面から研究するばかりでなく、實際的方面の研究も必要である。殊に文明國現代の教育施設は、何れも國民教育の意味に於て

學校管理法の意義

國家の法規中に、其の基礎を置いてゐるから、法規の範圍内に於て、之を適當に運用し、常に法規の精神を貫徹する様に努めなければならぬ。故に教育制度を始め、學校の設置、設備、編成、教科等及び兒童の就學、衛生、經濟等に至るまで、小學校教育の實際的方面を研究することは、一日も忽にしてはならぬ。之れ小學校管理法を研究することの必要な所以である。

【標題】 學校管理法の意義及講究の範圍を記せ。(岐阜)

第一篇 教育制度

本邦教育制度

1、教育行政の性質及び其の機關を説明せよ。(新潟)

一、教育行政の性質

教育行政は内務行政中の一部であつて、國民幸福を増進することを目的とする所の、國の積極的施設である。蓋し教育は國民自身の幸福完成を目的とすると共に、國家の進歩發達に影響することが大である。故に教育行政が内務行政中に於て、經濟行政・衛生行政等と共に助長行政と稱へられる所以である。

二、教育行政機關

(1) 文部大臣 本邦行政に關する最高機關は文部大臣である。臺灣・樺太・關東州及び朝鮮等の地方及び宮内省・陸海軍省・逓信省に直屬する學校を除きて、全國の教育に關し次の如き事務を管掌するものである。

(一) 教育に關する法律命令の立案

(二) 教育に關する命令の發布

(三) 教育に關し府縣知事以下の指揮監督

(四) 教育上の處分

文部大臣の補助機關には政務次官・次官・參與官・秘書官・書記官・督學官・圖書監査官・技師・屬・技手等があり、別に諮詢機關としては教育調査會がある。

(2) 府縣知事及道廳長官 府縣知事・道廳長官は地方行政官廳の上級官である。教育學藝に關しては文部大臣の指揮監督を受け、其の管内に於て教育行政事務を執行する。

補助機關としては内務部長・視學官・視學・屬等である。

(3) 市町村長又は市町村學校組合長 市町村長及び市町村學校組合長は自治體の機關であるけれ

本邦教育制度

ども、知事の指揮監督の下に、市町村若しくは市町村學校組合に屬する教育事務を管掌する。補助機關としては助役・市町村吏員・學務委員等である。

(類題) 本縣教育行政機關の概要を説明すべし。(沖繩)

2、學務委員の任務を問ふ。(岐阜・鹿兒島)

一、學務委員とは何ぞ

學務委員は市町村長及び市町村學校組合長が、教育事務を執行するに方り、補助機關として設けられたるものである。

市町村及び市町村學校組合は、教育事務の爲め學務委員を置かなければならぬ規定になつてゐるので、他の名譽職委員と異なり市町村會の議決を待たないで必ず置くべきである。其の選定については市町村會の選任する市町村會議員・市町村長の任命する市町村立小學校男教員・市町村會の選任する市町村公民の中から任ぜられる。其の人員は東京市・大阪市等の大都市以外の地では十名以下、大都市では十五名まで増すことが出来る規定である。

二、學務委員の任務

學務委員は市町村長の補助機關であり、諮問機關であつて、議決機關ではない。而して其の事務

には國の教育事務あり、市町村の事務あり、或は市町村長の管理事務等種々あるが、何れも此等の事務について市町村長を補助し或は諮問に對して答申するのであつて、其の答申は議決でないから市町村長は之に拘束される必要はない。

(參考) 學務委員に關する規定

小學校令施行規則

第百八十二條 市町村、市町村學校組合、町村學校組合並學區ノ學務委員八十人以下トス、但シ東京市及大阪市ニ在リテハ十五人マテニ増スコトヲ得

第百八十三條 學務委員ハ左ニ掲クル事項ニ就キ市町村長、市町村學校組合管理者、町村學校組合管理者、區長並ニ其ノ代理者ヲ補助シ、又ハ其ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ陳述ス。

(一) 就學督係ニ關スルコト

(二) 家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小學校ノ教科ヲ修ムル者ノ認可ニ關スルコト

(三) 就學義務ノ免除又ハ就學ノ猶豫ニ關スルコト

(四) 設備ニ關スルコト

(五) 經費豫算ノ調製ニ關スルコト

本邦教育制度

- (六) 授業ニ關スルコト
 - (七) 學校基本財産ニ關スルコト
 - (八) 教科目ノ加除選定ニ關スルコト
 - (九) 修業年限ニ關スルコト
 - (十) 補習科ノ設置廢止ニ關スルコト
- 第百八十四條 公民中ヨリ選舉セラレタル學務委員ノ任期ハ四箇年トス、補欠選舉ニ依リ就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス。
- 第百八十五條 學務委員ニシテ資格ノ要件ヲ失ヒタル者ハ當然其ノ職ヲ失フ。

3、小學校に關係する法令を擧げよ。

一、小學校令

小學校教育に關する基根的な法令は小學校令である。明治五年に學制が頒布され、小學校の制度が創定されて以來、數回の改正を経て、明治十九年に至つて始めて小學校令と稱へられる様になつた。現行の小學校令は明治三十三年八月勅令を以て發布されたものを、其の後國運の發展に伴つて數回の改正を加へて今日に至つたのである。

二、小學校令施行規則

小學校令を基礎として、實際教育上の運用方法に關する細則を定めたものが、小學校令施行規則である。従來は個々に獨立した規定であつたが、明治三十三年八月文部省令を以て、改正統一して發布されたものである。其の後も數回の部分的改正を加へて現今に至つたのである。小學校令と共に我が國小學校教育の二大法令をなすものである。

三、其 他

右の二大法令の外、小學校令施行細則・市制・町村制・地方學事通則・市町村立小學校教育費國庫補助法・市町村義務教育費國庫負擔法・市町村立小學校教員俸給に關する規定・市町村立小學校教員加俸令義務教育費國庫負擔法施行規程等小學校教員に關する法律・勅令其他の法規は少くない。

以上の諸法令が殆ど全國的に實施されつゝあることが、我國小學校教育の一大特色である。又我が國の教育が全然宗教と分離されてゐることも、諸外國に見ない所の特色である。

【類題】 地方學事通則小學校令・小學校令施行規則とは何ぞや。(福岡)

第二篇 學校管理法

第一章 小學校の本旨及種類

1、小學校令第一條に對する意見を述べよ。(和歌山)

一、小學校令第一條

「小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎並其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルル以テ本旨トス」

兒童身體の發達に留意しながら、道德教育・國民教育・生活に必須な知識技能を授けることが、我が國小學校教育の目的であると示されてある。

二、意 見

(1) 道德教育の基礎 道德的品性の陶冶と云ふことは、教育上最も重視すべきことである。修身科は直接之に當るけれども、それ以外の科目でも、否、全教育が品性陶冶にあることを忘れてはならぬ。併し品性陶冶の完成は大問題であつて、小學校教育だけで出來上るものではない。それ故に基礎と明言してある。然るに茲に熟慮を要すべきは、道德的品性のみが陶冶を必要とする全部ではないと云ふ事である。即ち美的・宗教的品性の養成を示さなかつた事は確に缺陷である。

(2) 國民教育の基礎

國民教育と云ふのは、國民精神を養ひ國民としての生活をなし得る人格を養成することである。故に我が國の國民教育には、日本國民性の美點・國體の尊嚴なる所以・國語・國民として必要なる道德・風習等が教育の内容をなすことになる。吾人は個人であると同時に國民である以上は、國民教育の必要であることは言を待たない。忠良なる國民を養成することは、小學校に於ては其の基礎を陶冶せんと云ふのである。

(3) 普通の知識技能

専門的知能は小學校にては養はない。小學校は一般的陶冶をして、將來如何なる職業に従事するにも、其の基礎として必要な普通の知識技能を授けんとするのである。

(4) 身體の發達

身體が健全で有意な國民を育成することは、小學校教育全般に亘つての必要條件である。折角陶冶された品性・知識・技能も不健康であつたなら、何の用もなし得ないで終るであらう。尙且つ心身の關係は極めて親密であつて、身體の健全及發育の良否は、直に精神の發達に影響するものであるから、此の方面から見ても身體の發達には留意しなければならぬ。又國家的に富國強兵の上から見

ても、其の必要なことは尙更である。然るに「身體の發達に留意し」とあつて誠に消極的である。須く鍛鍊的な意味も含ませべきである。

2、小學校の種類を述べよ。

一、教科の程度による種類

- (1) 尋常小學校 義務教育で學令に達すれば悉く入學せしめる。
- (2) 高等小學校 尋常小學校を卒業したものを入學せしめる。
- (3) 尋常高等小學校 以上の二校を併置するもの。

二、學級の編制による種類

- (1) 多級小學校 全校児童を二學級以上に編成せる學校。
- (2) 單級小學校 全校児童を一學級に編制せるもの。

三、經費の負擔による種類

- (1) 官立小學校 國家がその費用を負擔するもの。例へば高等師範學校附屬小學校・學習院初等科等である。
- (2) 府縣立小學校 府縣がその費用を負擔するもの。例へば府縣立師範學校附屬小學校の如きである。

る。

- (3) 市町村立小學校 市町村、市町村學校組合、町村學校組合、學區の負擔でもつて學校を設置せる場合。
- (4) 私立小學校 一人又は私法人がその費用を負擔する場合。

第二章 小學校の設置

1、小學校設置の義務につきて記せ。

一、尋常小學校の設置

尋常小學校の教育は義務教育であるから、本來なら國家が學校を設置すべきであるが、便宜上之を市町村の自治團體に委任して設置せしめるのである。即ち小學校令第六條に「市町村ハ其ノ區域内ノ學令兒童ヲ就學セシムルニ足ルヘキ尋常小學校ヲ設置スヘシ」と明示されてある。併し其の校數と位置に至つては、府縣知事が市町村又は町村學校組合の意見を聞いて決定するのである。

若し自治團體が資力乏しくて小學校を設置出来ない場合、又は特殊の事情のある場合には特別な方法に依らしめる。

その方法は次の小學校令數條によつて見ることが出来る。

第七條 府縣知事ハ一町村ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘスト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村と學校組合ヲ設ケシムヘシ

第八條 府縣知事ハ一町村ニ於テ就學セシムヘキ兒童ノ數一尋常小學校ヲ構成スルニ足ラスト認メタルトキ又ハ適度ノ通學路程内ニ於テ一尋常小學校ヲ構成スルニ足ルヘキ數ヲ得ルコト能ハスト認メタルトキハ左ノ例ニ依ルヘシ

一、其ノ町村ヲシテ尋常小學校設置ノ爲他ノ町村ト學校組合ヲ設ケシムルコト

二、其ノ町村ヲシテ就學セシムヘキ兒童ノ全部若ハ一部ノ教育事務ヲ他町村町村學校組合又ハ其ノ學區ニ委託セシムルコト

府縣知事ハ町村ノ一部ニシテ前項ノ事情アルモノ其ノ町村ノ尋常小學校ニ對シ適度ノ通學路程内ニ在ラスト認メタルトキハ亦前項ニ例ルヘシ

府縣知事ハ町村學校組合ノ一部ニシテ前項ニ準スヘキ事情アリト認メタルトキハ第一項第二號ノ例ニ準スヘシ

第五十三條 府縣知事ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ府縣ハ町村又ハ

町村學校組合ニ相當ノ補助ヲ與フヘシ

一、町村ニシテ第七條ノ事情アルモ同條ニ依ルコトヲ得サルトキ

二、町村學校組合ノ資力尋常小學校設置ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ又ハ町村學校組合ノ一部タル町村ノ資力其ノ學校組合費ノ分擔ニ堪ヘサルトキ

三、町村又ハ町村學校組合ノ資力兒童教育事務委託ニ關スル費用ノ負擔ニ堪ヘサルトキ
前項ノ認定ニ付テハ府縣知事ハ府縣參事會ノ意見ヲ聞クヘシ

第十二條 府縣知事ハ第七條及第八條第一項ノ事情アルモ同條及第五十三條ニ依ルコトヲ得スト認メタルトキハ其ノ町村ヲシテ尋常小學校ノ設置又ハ兒童教育事務ノ委託ニ關スル義務ヲ免レシムルコトヲ得

國家は尙この上に、義務教育費國庫負擔法の示す所により、教員俸給費の一部負擔につきて時に交付金を増加し得ることになつてゐる。要するに教育の普及については百方手を盡してゐる。

二、高等小學校の設置

高等小學校の教育は義務教育でないから、設置については自治團體の自由に任せてある。之れに關して小學校令には次の如く規定してある。

第十四條 市町村ハ市町村又ハ其ノ學區ノ負擔ヲ以テ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得
市町村又ハ町村ハ其ノ協議ニ依リ市町村學校組合ヲ設ケ高等小學校ヲ設置スルコトヲ得
けれども高等小學校の教育は、義務教育の効果を完からしむる上に於ても、又將來義務教育年限
延長の準備として見ても、これが設置は望ましいことであるから、事情のゆるす限り設置すべきで
ある。

第三章 小學校の經費

1、義務教育費國庫負擔法に就て述べよ。(佐賀)

小學校を設置するに伴ひ設備費・維持費・經常費・職員の俸給・諸給與等の費用がある。これ等は小
學校第五十一條に依つて、本來市町村の負擔に屬するものであるが、大正七年法律第十八號を以て、
市町村義務教育費國庫負擔法が制定せられて、義務教育費の一部を國庫から支辨することとなつた
制定當初は毎年一千萬圓を支出してゐたが、大正十二年には四千萬圓に増額し、大正十五年度よ
り七千萬圓とし、昭和二年度よりは七千五百萬圓となり、現今では市町村に於ける有力な教育の財
源となつてゐるのである。

本法制定當時にあつては、市町村の財政緩和と小學校教員優遇の二目的であつたが、現今に至つ
てはあまり極限せず、主として市町村の負擔の軽減を圖るものにあることとなつた。

本法は義務教育費と云ふ以上は、高等小學校を含まないことは勿論である。而して本法第一條に
は「市町村立尋常小學校教員の俸給に要する經費の一部は國庫之を負擔す」とある。元來小學校教員
の俸給は市町村が負擔すべきであるから、本法による國庫支出金は、直接小學校教員に俸給を支辨
するものでなく、市町村の要する經費の一部を國庫が負擔するの意で、即ち補助金の性質を有する
のである。

2、學校基本財産の必要及び之が設置の手續を記せ。(熊本)

一、學校基本財産の必要

市町村立小學校の經費は市町村が負擔するのであるから、市町村の資産如何は教育事業の上にも
影響が及ぶことになる。然るに市町村制の示す所に依れば、市町村の費用は先づ其の共有基本財産
の利子や、其他の収入で支辨し、足りない場合に始めて一般住民から徴收すべきものとされてゐる
故に學校の經費に至つても、學校の基本財産から生れる収益を以て支辨するのを第一としなければ
ならぬ。

一切の費用を悉く住民の課税に仰ぐ時は、國運發展と共に國民の負擔重くなり、且つ農産物の不作・商工の不振・天災地變等に際會した時は、市町村の經濟に大打撃を被むり、延ては學校教育事業も、緊縮の厄に逢ひ、從つて實際教育上に非常なる惡結果を來すことがある。故に學校基本財産を設置して、如何なる事に際會しても、經濟の爲に學校教育が動搖することのない様に務めることが必要である。

二、設置の手續

學校基本財産及び積立金に關しては、地方學事通則に於て、監督官廳の許可を受けて設けることを得ることが規定してある。而して一旦此の基本財産又は積立金を設けた以上、之を廢止若しくは賣却・交換其他處分せんとする時も、監督官廳の許可を要するのである。又此の基本財産から生ずる収入は教育費以外のことに支出することを禁ぜられてゐる。之れ教育が經濟の變動によつて打撃を受けることを輕減せんが爲めである。

3、小學校に於ける授業料につきて知る所を述べよ。(福岡)

一、小學校の授業料

國家の營造物を使用した場合には、特別な報償をすることは一般の通則である。これから考へて

見れば、兒童を小學校に入學せしめて、教育上に學校を使用したなら、其の保護者が一定の使用料を拂ふべきことは、理屈から云つたら當然である。けれど義務教育は普及を必要とするので、之を十分ならしめる爲め、尋常小學校の授業料は徴集することが出来ない規定になつてゐる。近世文明國では一般に無月謝主義を採用してゐる。

二、授業料徴集の特別事情

無月謝を本則とするけれども、現行の規定に依れば、市町村の資力が不足であるか、又は就學の普及を妨げない場合に於ては、府縣知事の認可を受けて、一定額以内に於て徴集することが出来る。一定額と云ふのは市に在つては一箇月二十錢以下、町村に在つては一箇月十錢以下である。但し特別の事情ある時は、府縣知事の認可を受けて、期間を定めて前記の制限を超へて徴集することが出来る規定である。併し貧困の爲め授業料を納めることの出来ない者に對しては、全部又は一部を免除するのである。

三、高等小學校の授業料

高等小學校は義務教育でないから、授業料を徴集すると否とは、市町村の隨意であるが、若し徴集する時は市は一箇月六十錢以下、町村は一箇月三十錢以下に於て府縣知事の認可を受けるのであ

る。但し之も特別の事情あるときは、此の制限を越へることが出来る。

凡て授業料を徴集する場合は租税と同じ性質をもつてゐて、當然市町村の収入に屬するもので、其の事務は市町村収入役の管掌すべきものである。

第四章 小學校の教科

1、小學校の教科目を擧げ、必須科目・加設科目・隨意科目・選擇科目の別を明らかにせよ。

一、教科目に關する法令

小學校令第十九條

尋常小學校ノ教科目ハ修身・國語・算術・國史・地理・理科・圖畫・唱歌・體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ手工ヲ加フルコトヲ得

同第二十條

高等小學校ノ教科目ハ修身・國語・算術・國史・地理・理科・圖畫・手工・唱歌・體操・實業（農業・工業・

商業ノ一科目又ハ數科目）トシ女兒ノ爲ニハ家事・裁縫ヲ加フ

土地ノ情況ニ依リ前項數科目ノ外、外國語其ノ他必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

前項ノ教科目ハ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得、第三學年ニ於ケル圖畫・唱歌ニ付亦同シ

手工ハ實業ニ於テ工業ヲ學習スル兒童ニハ之ヲ課セザルコトヲ得

實業ノ教科目ヲ置キタル場合ニハ兒童ヲシテ其ノ一科目ヲ選擇セシム

實業ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

二、必須・加設・隨意・選擇科目の別

必須科目には兒童が必修しなければならぬ科目と、學校が必置しなければならぬ科目とある。必修科目は必置科目であるが、必置科目必ずしも必修科目でない。

加設科目は學校の課程内に加へるか加へないかについて自由の存する科目である。

隨意科目とは兒童が學習するかしないかについて自由の存する科目である。即ち加除學習の自由が學校にあるときは加設科目であり、兒童にあるときは隨意科目となるのである。

選擇科目とは二者の何れかを選択する自由を有する科目で、之には學校に於ける選擇科目と、兒童學習上の選擇科目とがある。

以上四つの區別は互に相交錯してゐるが、其の關係は高等科に於て特に複雑である。教科目の加除については、管理者が府縣知事の認可を受けなければならぬ。又必須科目であつても、児童身體の情況によつて、到底學習することが出来ないと認められた教科目に就ては、その児童に對して課することなく、而も義務教育の修了を認定することが出来る。

尋常小學校

- 必須科目
 - 修身、國語、算術、國史、地理、理科
 - 圖畫、唱歌、體操、裁縫(女兒)
- 加設科目
 - 手工

必須科目

- 必修科目
 - 修身、國語、國史、地理、理科、圖畫、唱歌、體操、女兒に家事、裁縫
- 選擇科目
 - 實業(農業、工業、商業の二科又は數科)
- 隨意科目
 - 三學年の圖畫、手工
- 條件的隨意科目
 - 手工(工業を學習する児童)實業(特別の場合)

高等小學校

- 加設科目
 - 外國語其の他
- 隨意科目
 - 無條件(加設科目、三年の圖畫、唱歌)
 - 條件的(手工、實業)
- 選擇科目
 - 學校の選擇
 - 實業
 - 児童の選擇
 - 實業を二科以上置きたる場合

【類題】 加設科目とは何ぞ。(福岡)

選擇科目を説明せよ。(埼玉)

2、教科課程表につきて説明せよ。(福岡)

教科課程は教科案と同語である。即ち小學校の修業年限及び教科目の選定に次ぎて、是等の材料を秩序正しく排列したものである。各教科目を各學年に配當して、其の程度を考慮し、毎週の教授時數を定めることは、國民教育上甚だ緊要なことである。今其の必要條件を擧げて見れば、

- 一、生活上基本的價值のあるものには重きを置かねばならぬ。
- 二、學習上基礎的陶冶の價值のあるものは重きを置かねばならぬ。
- 三、學習困難な教科には比較的重きを置かねばならぬ。
- 四、教科を排列する時は、児童心意の發達に留意しなければならぬ。
- 五、高學年には社會生活上有用な知識を配當しなければならぬ。

現今我が國では國民教育の統一上、以上の諸點に留意して、一方には教育の理論より、他方には教育の實際より十分なる討議の結果、小學校全施行規則を以て全國一様に之を制定し表示されてある。之を通常教科課程表と云ふのである。

即ち第四號表は尋常小學校教科課程表、第五號表は二箇年の高等小學校教科課程表、第六號表は三箇年の高等小學校教科課程表であるが、何れも前述の條件に基きて制定されてある。

3、小學校教科用圖書採定上の規定を述べよ。(愛知)
小學校令第二十四條

「小學校ノ教科用圖書ハ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノタルヘシ」

「前項ノ圖書同一ノ教科目ニ關シ數種アルトキハ其ノ中ニ就キ府縣知事之ヲ採定ス」

「文部大臣ハ第一項ノ規定ニ拘ラス修身、國史、地理ノ教科用圖書及國語讀本ヲ除キ其ノ他ノ教科用圖書ニ限リ文部省ニ於テ著作權ヲ有スルモノ及文部大臣ノ檢定シタルモノニ就キ府縣知事ヲシテ採定セシムルコトヲ得」

教科用圖書は教授上の生命とも言はるべきもので、其の採否に關しては頗る考慮を要すべき問題である。従來は民間發行のものを探定してゐたが、明治三十六年以來は國定となり、全國劃一的にこれを使用することとなつた。現行法の規定する所を分類的に示せば次の如くなる。

(1) 文部省著作に依るべきもの。

修身、國語、算術、國史、地理、理科、家事、圖畫

(2) 府縣知世の採定するもの。

前記圖書の外は、府縣知事が文部省著作圖書又は文部大臣の檢定したものの中から採定するところが出来る。

(3) 全然兒童用書を探定し得ないもの。

體操、裁縫、手工、尋常四年以下の唱歌。

(4) 學校長の權限によつて使用せしめないことの出来るもの。

國語書き方、算術、理科、家事、圖畫、地理附圖。

教科用圖書の變更に關して次の規定がある。

小學校令施行規則第五十五條

「文部大臣ノ檢定ヲ經タル小學校教科用圖書ノ定價ヲ増加シタルトキハ其ノ採定ハ效力ヲ失フ」
令第五十六條

「小學校教科用圖書ヲ變更シタル場合ニ於テハ其圖書ハ最下學年ノ兒童ヨリ用ヒシメ其ノ他ノ兒童ニハ從來ノ圖書ヲ襲用セシムヘシ」

4、教授細目とは如何なるものか且つ其の必要を述べよ。(岐阜)

一、教授細目とは何ぞ。

小學校令施行規則第二十二條に「學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スベキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ」と示されてある。教則及學科課程表は、大綱を示したものに過ぎないから、小學校で實際教授をするには、その土地の情況に應じて實際に適合する様にしなければならぬ。故に學校長に對して教授細目を設けしめて、劃一的規定に終らず、實際に順應せしめんことを要求してゐるのである。

要するに教授細目は、課程の範圍内に於て教材を選択し、排列し、直ちに實際の教授をなし得る豫定表である。而して其の必要は劃一的な法令の示す所を、實際に適應せしむる所にある。

二、教授細目編制上の原則

- (1) 各教科目の教材を各單元につきて研究し、土地の情況、學校、學級の事情により、教授時間を調査し、後之を一年間の學期・週に配當すること。
- (2) 補充材料、教具、參考書等も記入し置くこと。
- (3) 教材の排列は各季節に適應せしむること。
- (4) 教材の排列には、同教科内の聯絡は勿論、他教科との聯絡にも注意すること。

- (5) 反復練習の時間を置くこと。
- (6) 時々修正して、時勢の進運に伴はしめること。

【要題】 教授細目制定の職權を學校長に委任したる理由及び教授細目編制上考慮すべき點を列記せよ。(東京)

5、日課表調製の原則を記せよ。(鳥取)

一、日課表とは何ぞ

教科課程表に定められた各教科目を毎週教授時數に應じて、適當の日時に配當したものを日課表又は教授時間割と云ふのである。毎日、毎週の授業は此の日課表によつて進行して行くのであり、且つ教授の進行・兒童の學習能率・校務の整理等に大なる影響を及ぼすものであるから、最も注意して調製しなければならぬ。

二、日課表調製の原則

一日中或は一週中に於ける心力活動の旺盛な時及び各教科の難易の程度につきて、科學的研究の結果に立脚することは、根本的の原則であらねばならぬ。之れより派生する原則を列記すれば次の如くである。

- (1) 各教科目は適當なる間隔を保たしめて排列すること。

(2) 情操的教科は第一時又は第二時に、思想的教科は第二時に、技能的教科は午后に課するのが有利である。

(3) 心身の疲労の多い教科と少い教科とを交互に課するがよい。

(4) 日課表は學級本位ではあるが、特別教室との關係、隣室との關係、全校の關係等も考慮しなければならぬ。

【類題】 日課表調製の要件を述べよ。(新潟)

6、教案の必要なる理由を述べよ。(兵庫)

一、教案とは何ぞ。

教授にあたつては、教授細目に定められた教材に就き、毎時間實地に取扱ふべき教授の目的、順序方法を考案して、豫定を立てなければならぬ。これを教授案・教授日案或は略して教案と云ふのである。

教案を立てることは教師の重要な任務に屬するものであつて、よく教材を精査して之を有効に取扱ふ方法を工夫することは、共に極めて必要なことである。

教案には密案と略案とある。如何なる場合でも腹案は十分精細に考慮しなければならぬが、之を

記載するにあつて、精密に記述する場合と、要綱のみを記す場合との相違がある。よく経験を有する教師の日常の教授には略案で足る場合が多い。

教案の様式は種々あり、且つ一定すべき性質のものでもない。時と所と教材と児童とによつて自ら異らざるを得ないものであるが、大凡記載の要綱は、目的・教材・教授の順序等で、教授の順序は尙之を教授の段階に區別して、なるべく教材と並行して記入することが便利である。

二、教案の必要

凡そ如何なる仕事をするにも豫め案がなくては出来るものではない。まして大切な人の子を教育するのに、何等の案なく出鱈目にやられては、とても良好な結果を求むることは出来ない。のみならず恐るべき結果を將來するかも知れぬ。故に一方教材を精査すると同時に、他方必ず教授の方法を工夫して教授案を調製しなければならぬ。要するに教案の必要は、教授の結果を有効確實にするためである。併し常に十篇一律の教案では効果が少ない。宜しく實際に顧みて一回毎に工夫すべきである。

【類題】 教案製作の様式を示し且之を簡単に説明せよ。(岐阜)

7、學業成績考査の目的及其の方法を述べよ。(群馬)

一、學業成績考查の目的

- (1) 教授の効果如何を知りて、教師が將來教育上の参考とするため。
- (2) 兒童自身に自己の學業進歩の程度を自覺せしめ、益々奮勵努力せしめる。
- (3) 修業・卒業を認定する資料を得んため。

二、成績考查法

考查は身體、操行、學業の三方面につきて行はなければならぬ。身體的方面は身體検査によつて知ることが出來、操行方面に至つては、學校・家庭に於ける兒童の行動を觀察調査して知ることが出来る。普通成績考查と云ふのは狹義に見て、學業の成績考查を云ふ。然るに小學校令施行規則第二十三條に「小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全學科ノ卒業ヲ認ムニハ別ニ試験ヲ用フルコトナク兒童平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ」と明記してある。即ち從來の試験を廢し、平素の成績を考查して、修業又は卒業を認定するのである。平素の成績を見るには、教授の際の理解及び應答の状態・課題の解答及び記憶・推究の力、記簿の上に表れた成績、技能科の成績等によつて調査するのである。併し課題しての成績考查法即ち從來の所謂試験が、悉く禁止されたのではないから、時によつては課題的方法を用ひて、平素の考查の補加とするもよい。

第五章 小學校の編制

一、學校編制法の種類を挙げ各々の長短優劣を説明せよ。(岐阜)

一、學級の意義

學級とは一人の本科正教員が一教室内に於て、同時に教授すべき兒童の集團である。學校教育上の單位であつて、多くの教育事業は學級に於て行はれるものである。

二、學級編制法の種類

學級編制法を大別すれば、多級編制法と單級編制法の二となる。多級編制法と云ふのは、全校の兒童を二學級以上に編制するもので、單級編制法と云ふのは、全校の兒童を一學級に編制するものである。

多級編制法を更に單式編制・複式編制・二部教授編制に分つことが出来る。單式編制とは同一學年の兒童を以て組織する場合、複式編制とは二つ以上の異なる學年の兒童を以て組織する場合、二部教授編制とは全校の兒童又は一部の兒童を前後部に分ちて教授する場合を云ふのである。

三、長短優劣

單級編制法は全校の児童を一學級に編制して、一人の教師によつて擔任せられるので、經濟上から見て止むを得ない場合に生ずるものであるが、訓育上には利益が多い。蓋し訓練が全然同一歩調に行はれるからである。又教授上に於ては教師の直接教授を受ける時間が少ないので、知識の分量に於て少ないと云ふ欠點を有つが、自學自習の機會多がいで、學習が確實となる利點がある。併し教師の勞力多く到底現代に於ける理想的編制法とすることが出来ぬ。

複式編制は單級編制の程度を少なくしたものと見ることが出来る。反對に單級編制は複式編制の極端なる場合と見ることが出来る。故に其の長短は單級編制の場合より單式編制に近づくに隨つて兩者の短を相容れることとなる。

單式編制は同一學年を以て一學級を組織するもので、男女別にする場合、或は男女を分離する場合、或は優劣を混合する場合分離する場合等種々あるが、最も普通に行はれてゐるのは、男女別優劣混合が最も多いのである。これは發達程度の比較的同じ児童が集團してゐるので、教授にも訓練にも便利が頗る多い。

二部教授の編制は、多くは市町村の經濟上或は校舍改築等の爲め一時的に止むを得ず行くもので教授上訓練上不利の事のみ多く、一時も早く一部教授に直すべきである。

【類題】 單級小學校・單式學級につきて述べてよ。(福岡)

2、二部教授編制の場合其の種類を述べよ。(埼玉)

一、二部教授の意義

二部教授とは全校又は一部の児童を、前後二部に分けて教授すること、小學校令施行規則第三十四條に「土地ノ情况ニ依リ小學校若ハ其ノ分教場ニ於テ全部若ハ一部ノ児童ヲ前後二部ニ分チテ教授スルコトヲ得」と規定されてゐるのに基づくものである。

二、二部教授編制の場合

二部教授編制をしなければならぬ場合は次の如くである。

- (1) 地方經濟の情況が良好でない爲に同時に、全児童を收容するに足るだけの教室を設けることの出来ない場合。
- (2) 經濟上の都合によつて一學級毎に一人の正教員を置くことの出来ない場合。
- (3) 經濟情況は良好であつても、正教員の供給が不足した場合。
- (4) 地方産業上の手傳をさせる爲め、或は地理的事情によつて、通學區域廣く又は通學困難であつて同時に集合せしめることの困難な場合。

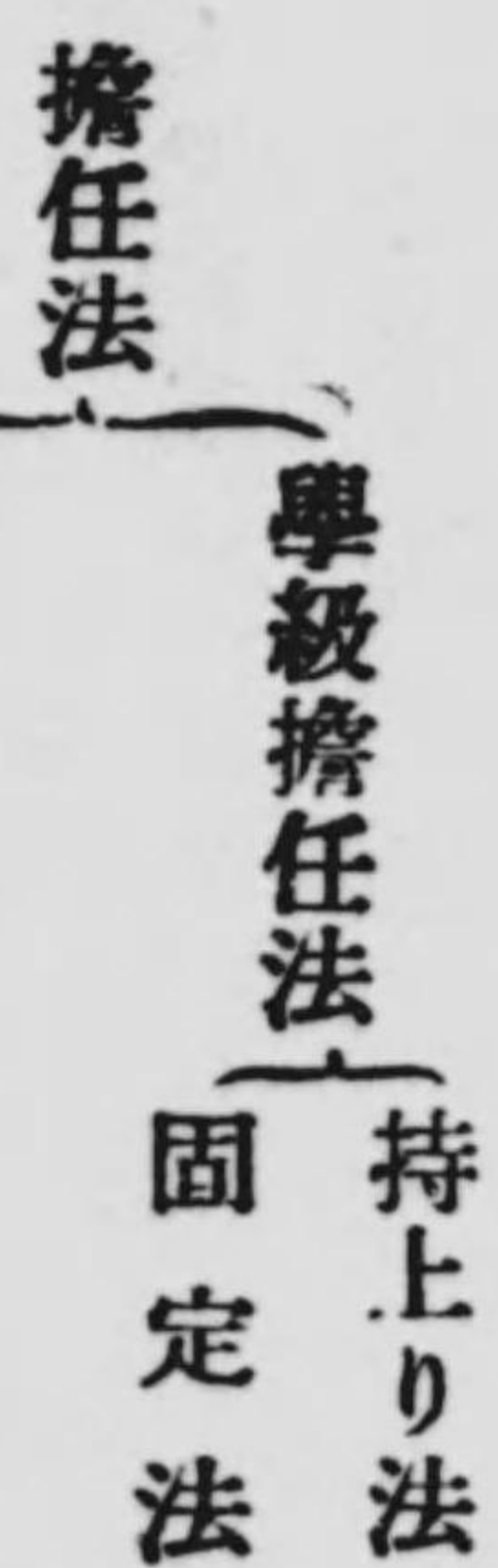
三、二部教授編制の種類

- (1) 二學級を組合はせて前部・後部とし、普通同一教室に於て、正教員を所定數得ることが出来ない時は一人の正教員が、擔任すべきものである。之れが通常行はれてゐる二部教授制である。
- (2) 教室の餘裕ある學校で、教員不足の爲め二部教授をする場合は、兒童を全日昇校せしめ、交互に教授をすることもある。これは全日二部制或は隔時制等と云ふ。
- (3) 單級組織の學校では、年少部のみを前後二部として交互に昇校せしめ、年長部は定時の教授をするが如き變則的な二部制もある。

3 教員擔任法の種類を擧げて、得失を論ぜよ。(新潟・長野)

一、教員擔任法の種類

教員の擔任を定むるには、二つの方法がある。一つは學級擔任法で、他は教科擔任法である。學級擔任法とは一人の教員が、一學級の全教科を擔任するもので、之に或る學級を擔任して、その進級と共に持上る所の持上り法と、毎年同一學年の學級を受持つ所の固定法とある。教科擔任法とは數學級に對して、一學科又は數科を擔任する所のものである。



教科擔任法

二、其の得失

學級擔任法は常に一人の教員によつて擔任されるので、各教科相互の連絡を得ることが出来、且つ兒童の個性を知悉するので、訓練上の統一を得ることの利益がある。併し比較的不得意な教科の教授も擔當しなければならぬと云ふ欠點がある。

教科擔任法は、教員各自がその得意とする所の教科を擔當することが出来るので、各教科の教授の効果を大にすることが出来、又當該教科各學年間の聯絡に便である。併し各教科相互の聯絡統合を欠ぐこと、訓練上の統一を欠ぐことが欠點である。

持上り法には入學の當初から卒業まで持上るものと、或る二・三學年持上るものとある。凡て持上り法は教授上・訓練上共に便利は多いが、極端なる持上りは、教員の性格・學力の欠陥の方面までも感化せしめることがある。

固定法には教員が該學年の教授・訓練に精通する利益はあるが、他の學年との聯絡を欠き、毎年

同一の事を反覆するので、研究心を鈍くする虞がある。

以上の得失に鑑みて、小學校にあつては、二・三年間の持ち上り法による學級擔任法を本體とし、高學年に於て適當なる程度に教科擔任法を加味するふとが最も優れた方法である。

第六章 就 學

一、義務教育につきて知る所を記せ。(鹿兒島)

一、小學校令第三十二條

兒童滿六歳ニ達シタル翌日ヨリ滿十四歳ニ至ル八箇年ヲ以テ學令トス。

學令兒童ノ學令ニ達シタル日以後ニ於ケル最初ノ學年ノ始ヲ以テ就學ノ始期トス、尋常小學校ノ教科ヲ修了シタルトキヲ以テ就學ノ終期トス。

學令兒童保護者ハ就學ノ始期ヨリ其ノ終期ニ至ル迄學令兒童ヲ就學セシムルノ義務ヲ負フ。

學令兒童保護者ト稱スルハ學令兒童ニ對シ親權ヲ行フ者、又ハ親權ヲ行フ者ナキトキハ其ノ後見人ヲ謂フ。

二、義務教育

義務育とは、國家が其の自存と發達との必要上、兒童に國家が要求する程度の教育を強制的に受けしむることである。強制教育につきては反對する者もある。曰く、「兒童の教育は一家の私事である。元より親子の愛情の連鎖によつて、自然的に行はるべきで、國家が之に干渉するのは不當である」と。併し國家と國民とは有機的關係にあるもので、個人の行動は國家の利害に關することが頗る大きいので、現今では國家は國民の諸種の行動に干渉せざるを得ない。殊に教育の如きは積極的事業であつて、個人的に國家的に福利を増進する根源を養ふものであるから、國家が之に干渉しても決して不當でない。故に現今世界の文明國は大抵義務教育の制度を採用してゐる。我が國でも明治二十三年以來この制度を採用し、教育の義務を以て納税・兵役の義務と共に、國民必守の義務としたのである。

尙一言附け加へて置きたいのは、義務教育と云ふのは、學令兒童の保護者に對して其の兒童を就學せしむる義務を強制することで、兒童に對して義務を負はせるのではない。

三、義務教育年限

義務教育を受ける年限は、現今我が國では六箇年である。併し年限の長短は、文化の情態・經濟上の關係等によつて決定すべきもので、各國必ずしも一定してゐない。獨逸の如きは八箇年制の上

に尙數ヶ年の補習教育をも義務とし、其の他にも七ヶ年制・八ヶ年制を採用する所が少くない。

【類題】 學令兒童・就學兒童・就學の始期を説明せよ。(鹿兒島)

2、學令兒童を就學せしむる學校につきて知れる所を記せ。

一、學令兒童の就學

兒童が滿六歳に達した翌日から、滿十四歳に至る八ヶ年を學令と定め、此の間の兒童を學令兒童と云ふ。學令兒童の保護者及び義務教育を修了しない學令兒童を雇ひ入れた者は、其の兒童を就學せしめなければならぬ。

二、其の學校

學令兒童保護者は、市町村長の指定する所の、市町村立小學校に入學せしめなくてはならぬ。但し市町村長の認可を受けたならば、官立・府縣立・私立の諸學校で、尋常小學校の教科を修めしめることが出來、又家庭に於て教育することも出来る。蓋し國家が教育に干涉するのは、自衛の必要から起つたことで、個人の意志を抑制するためではない。故に市町村長はその兒童の教育を監督し、適當と認めた時は認可し、不適當と認めた時は、認可しないことも認可を取消することも出来る。

尙右の外盲學校若は聾啞學校(初等部)は、兒童就學について市町村立小學校と同様に見る。

3、學令兒童就學の猶豫及び免除に就いて述べよ。(長野)

國家は學令兒童の保護者に對して、兒童就學の義務を負はしめた。且つ督勵方法も立て、又義務を履行するに就いて特例を開いた。けれども尙且就學せしめ難い場合を考へることも出来るので、就學の免除及猶豫の規定が設けてあるのである。

一、猶豫の場合

(1) 學令兒童が病弱又は發育不完全であるため、就學すべき時期に就學することが出來ぬと認められた場合。

(2) 兒童の保護者が貧窮であつて、其の兒童を就學せしむることが出來ぬと認めた場合。

二、免除の場合

(1) 學令兒童が瘋癲・白痴又は不具・癱疾のために、就學することが出來ぬと認められた時。

(2) 市町村長が學令兒童保護者が貧窮のため、其の兒童を就學せしめることが出來ぬと認めた場合。

(3) 其の住居する區域が、尋常小學校の設置又は兒童教育事務の委託に關する義務を免ぜられた場合。

4、就學に關する市町村長の事務を問ふ。

(1) 市町村長は毎年十二月末までに、其の市町村内の學令兒童を調査して、學令簿を編制し、若し學年の開始までに異動を生じた場合は、遲滞なく加除訂正をしなければならぬ。學令簿は就學事務の根源となる公簿であるから、市町村長は最も嚴正に之を整理しなければならぬ。

(2) 家庭その他私立小學校に於て義務教育を受ける者に對しては監督すること。

(3) 入學せしむべき期日及び學校を指定し、豫め保護者に通知すること。

(4) 入學せしむべき兒童氏名・入學期日を關係學校長に通告すること。

(5) 不就學者・欠席者があれば、その保護者に對して督促をすること。若し二回以上督促しても應じない時は、監督官廳に報告すること。

5、就學義務の執行に關する尋常小學校長の事務を述べよ。(北海道)

(1) 一學年の始めに於て、小學校令施行規則に規定した形式によつて、入學兒童の學籍簿を調製し、異動を生じた場合は遲滞なく加除訂正すること。

(2) 在學兒童の出席簿を作り、常に其の出欠席を明かにすること。

學籍簿と出席簿の二公簿は市町村長の保管する學令簿と共に、義務教育を施行する上に重要な使

命を持つものであるから、最も嚴正に整理しなければならぬ。

(3) 入學期日後七日以内に入學しない兒童があつたなら、これを市町村長に報告すること。

(4) 在學兒童にして正當の理由なくして、七日間引續き欠席した時は、直接に保護者に對して督促し、尙引續き七日以上出席しない時は市町村長に報告すること。

(5) 每學年末には、卒業兒童の氏名を關係市町村長に報告すること。

(6) 區域外から入學した兒童が卒業した時、又は退學・廢學したときは、關係市町村長に其の旨報告すること。

又官立・府縣立の學校に、尋常小學校の課程を置いた時は、其の學校長が當然就學事務を取扱ふべきである。

6、就學に關する兒童保護者の事務を説明せよ。(埼玉)

(1) 保護者は市町村長の指定された學校に、指定された期日に兒童を入學せしむること。若し同一區域内に二校以上あらば、その一校を選定して市町村長に申立てることが出来る。

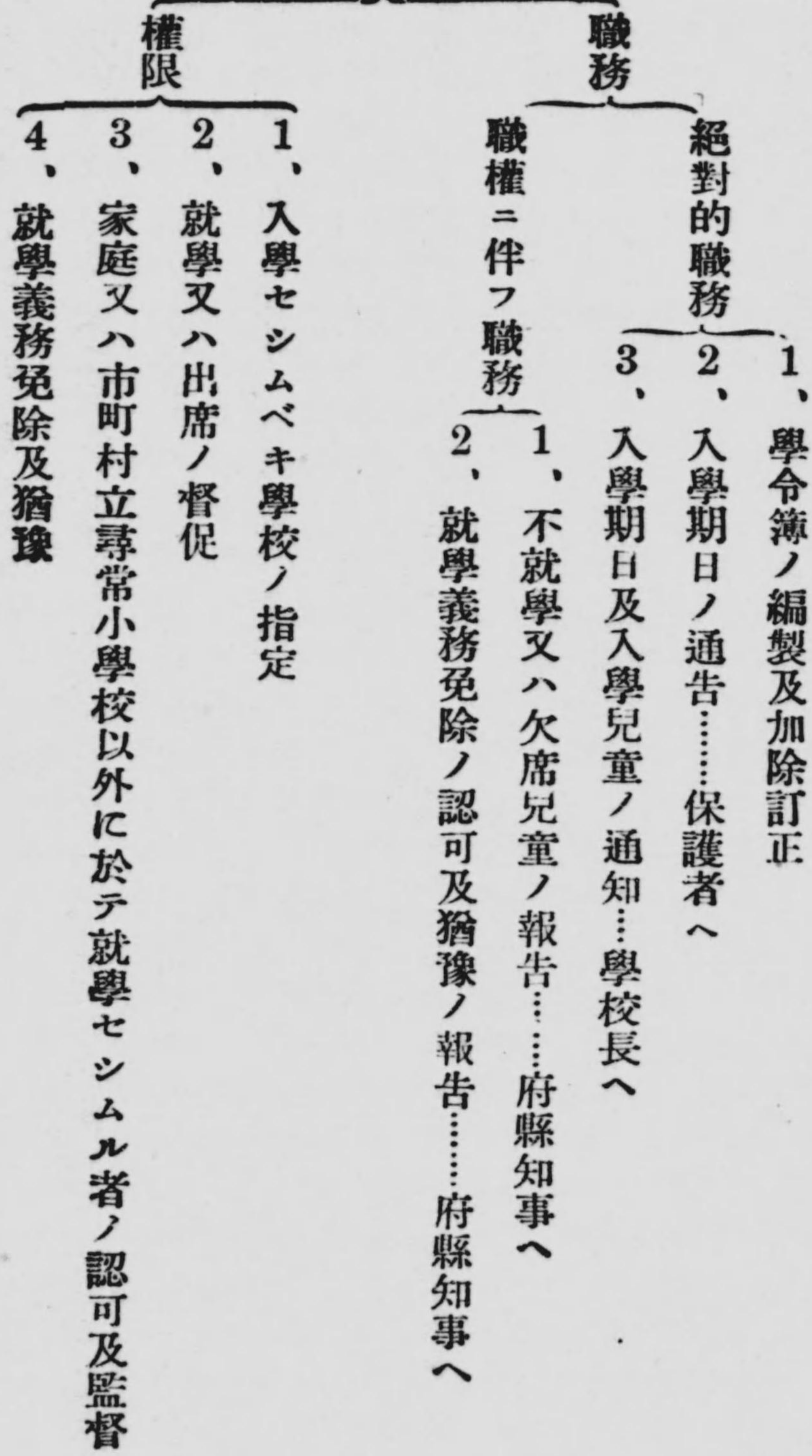
(2) 他の市町村立小學校又は官立・府縣立小學校に入學せしむる時は、その學校の校長又は管理者の承認書を添付して届け出でること。

(3) 家庭又は私立小學校に於て、義務教育を受けしめんとする時は、市町村長の認可を受けること。

(4) 就學不能の時は、義務の猶豫又は免除を市町村長に申出づること。

(参考) 就學に關する國の教育事務執行者

市町村長



學務委員

市町村長ノ補助……就學ノ督促

意見ノ陳述

- 1、家庭又ハ市町村立尋常小學校以外に於テ就學セシムル者ノ認可
- 2、就學義務免除及猶豫

- 1、學籍簿ノ編製及加除訂正

- 2、出席簿ノ調製

- 3、不就學兒童ノ報告……市町村長へ

- 4、欠席兒童ノ出席通知(保護者)及報告(市町村長)

- 5、卒業兒童ノ報告……市町村長へ

權限……兒童ノ出席停止

府縣知事

就學及出席ノ督促

就學義務免除及猶豫ノ監督

(肥後・伊坂氏共著小學校令關係法例ノ詳説ヨリ)

第七章 小學校の職員

1、小學校職員の種類を示せ。(岐阜・福岡)

小學校の職員は、學校長・教員・代用教員の三種に大別することが出来る。

一、學校長

學校長は本科正教員より兼務すべきものであつて、全校の校務を統理し、職員を統督し、當該小學校教育の全責任を負ふものである。

二、教員

教員には本科正教員・専科正教員・准教員の三種あり、本科正教員と云ふ中にも、小學校本科正教員と尋常小學校本科正教員とある。小學校本科正教員は尋常科・高等科を通じて全教科を教授し得る者であり、尋常小學校本科正教員は尋常科のみの全教科を教授し得る者である。次に専科正教員と云ふのは、唱歌・體操・裁縫・手工・工業・商業・農業・家事・圖畫・外國語その他必要な教科目の一科目又は數科目を教授し得る者である。以上を職務上よりは訓導と云ふのである。

又教員の中に准教員と稱するものがある。准教員にも小學校准教員と尋常小學校准教員とあり、

其の教授し得る範圍は、本科正教員の場合と同様であつて、何れも正教員を補助する者である。職務上の名稱は准訓導である。

三、代用教員

代用教員とは小學校教員の資格をもたない者を、准教員に代用するものを云ふのである。教員欠乏の際或は經濟上の事情等に依つて、止むを得ず置くのである。



2、小學校教員の服務につきて詳細に記せ。(熊本)

小學校教員の服務に關しては、小學校令施行規則に次の如き條文がある。

「學校長及教員ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ法律命令ニ從ヒ誠實ニ其ノ職務ニ服スヘシ」

小學校長及び教員は、學校教育の首腦であつて重大な責任をもつものであるから、一般官吏の職務規律の精神を遵奉すべきことは勿論であるが、其の上別に小學校令施行規則中に規定してあるのである。

一、住居に關するもの

小學校長及び教員は、誠實に其の職務に服しなければならぬので、従つて學校長の認可を受けた場合の外は、常に當該學校所在の市町村内に住居する義務がある。相當の手續を経ないで、徒らに其の職務を離れたり、勤務を欠いたり、住居地を離れて他に旅行するが如きことがあつてはならぬ

二、營利に關するもの

小學校長及び教員は、府縣知事の認可を受けるでなくては、營利を目的とする務業を営んだり、又は營利を目的とする會社の業務執行社員・取締役・監査役となつたり、又は給料を受けて他の事務を行ふことは出来ぬ。蓋し營利的事業に従事すれば、自ら教育の爲めに誠實を盡すことが出来なくなるからである。

3、教員の職務を問ふ。(岐阜)

一、學校長の職務

小學校令施行規則第三十四條に「學校長ハ校務ヲ整理シ所屬ヲ統督ス」と示されてある。即ち小學校長は正教員として兒童の教育を擔任する外、一校の校務を整理し、所屬職員を統督すべき重大な任務がある。校務の整理と職員の統督とは、小學校長たるものの二大職務である。

(一) 校務の整理

法令に規定されたもの

(1) 就學に關する事務

學籍簿の調製整理

出席簿の調製整理

欠席兒童の督促及び報告

不就學兒童の報告

卒業兒童の報告

傳染病又は性行不良の爲め傳播の虞ある兒童の出席停止。

(2) 教科に關する事務

教授細目の編制及び整理

修業・卒業證書の授與

法規の範囲内に於ける教授時數の増減

某教科書採否の決定

夏季休業前後に於ける教授時數の短縮

教授始終時刻の決定

特に法令には規定されてないけれども、校務の整理・職員統督上當然なすべき職務。

(1) 教科に關するもの

教授の方針を定むること。

學年度曆及び日課表を制定すること。

教授週録其他の校簿を定めこれに依らしむること。

(2) 職員及び児童に關するもの。

各教員の受持學級・受持教科を定むること。

種々の儀式を行ふこと。

訓練・養護に關する方針を定むること。

児童入退學の手續をすること。

臨時に起つた事件につきて職員・児童の指揮をすること。

(3) 庶務に關するもの

校務處理のため内規を定め、職員に分擔せしむること。

職員會其他の會長となり統一すること。

校地・校舎・校具及び諸表簿の保管整理をすること。

(二) 職員の統督

學校長は職員を統率指導し、指揮監督して、法規に従ひよく協力して教育の事に當らしむる様しなければならぬ。

二、教員の職務

學校長の定めた學級を擔任し、教授訓練の任り當り、學級に屬する事務を整理すること。

學校の内外に於ける児童の監督取締をすること。

其他分擔された教授・事務にあたること。

當直をすること。

准教員は正教員の指導を受けて其の職務を助け、代用教員は又それに準ずること。

以上挙げたものの外、青年團の指導・青年訓練所の指導・處女會の指導等地方教化の任に當らなければならぬことが多い。

4、小學校長の權限に就きて述べよ。(和歌山)

一、權限の意義

凡て官職を有するものが、職務を執行する上に與へられた權利の範圍を權限と云ふ。

二、小學校長の權限

- (1) 身體上欠陥のある兒童には一部の教科目を欠課せしむることが出来る。
- (2) 傳染病患者又は性行不良の兒童に對して、出席を停止することが出来る。
- (3) 教育上必要と認めるときは、兒童に懲戒を加へることが出来る。但し體罰を加へることは出来ない。
- (4) 尋常小學校に手工を加設し、又は第一二學年に圖書を課するときは、學校長に於て他の教化目の教授時數を減じて之に充てることが出来る。又高等小學に於て隨意科目を缺課する兒童に對しては、その教授時數を他の教科目に配當することが出来る。

- (5) 夏季冬季休業日の前後各二十日以内に於て、教授時數を減ずることが出来る。
- (6) 書き方・算術・理科・家事・圖畫の教科用圖書及び地理附圖は使用せしめないことが出来る。
- (7) 複式學級篇制の場合には、異學年同程度の教授をすることが出来る。
- (8) 卒業證書・修業證書・學習證書を授與することが出来る。
- (9) 教員の任地外居住に就き認可權を有する。
- (10) 傳染病の發生に依り必要と認められたときは、職員の昇校を停止することが出来る。
- (11) 校舎を議員選舉演說會場に使用せしめんとするとき、學校長は管理者に意見を提出することが出来る。
- (12) 其他一般的に學校長は校務を整理し、所屬職員を統督する權能がある。

【類題】 兒童の出席停止。(京都)

小學校長及教員の服務及權限につきて述べよ。(鳥根)

5、教員たるべき法定上の資格を問ふ。(福岡)

一、資 格

小學校教員となるには、小學校教員免許状が必要である。免許状は左の一に該當する者に對し、

府縣知事が與へ、全國共通に有効である。

- (1) 師範學校を卒業した者。
- (2) 文部大臣の指定した學校を卒業した者。
- (3) 小學校教員の檢定試験に合格した者。

併し現在の實際に於ては、師範學校の外文部大臣の指定した學校と云ふものがないから、特に檢定に依らずして免許狀を授與することはない。故に結局免許狀を得るには、師範學校を卒業するか檢定に合格するか二途あるのみである。

二、檢 定

檢定を行ふ機關としては、各府縣に小學校教員檢定委員會があり、會長・常任委員・臨時委員を以て組織されてゐる。

小學校教員檢定出願に就いては、何等積極的の資格要件はない。(但し無試験檢定は別である)その消極的要件としては次の三ヶ條があつて、これに相當する者は檢定を受けることが出来ない。

- (1) 禁錮以上の刑に處せられた者。
- (2) 破 産 者

- (3) 免許狀褫奪の處分を受けて三ヶ年を経過しない者。

檢定は分ちて無試験檢定と試験檢定とし、何れも學力・性行・身體に就いて行ふのである。其の回数試験檢定は毎年少くとも一回行ひ、無試験檢定は隨時行ふことになつてゐる。教員の檢定は資格試験であつて、登庸試験でないから、必要に應じて行ふと云ふ性質のものでない。

無試験檢定は左の一に該當する者について行ふ。

- (1) 師範學校・中學校・高等女學校教員免許狀を有する者。
- (2) 高等學校高等科又は大學豫科を卒へた者。
- (3) 文部省直轄學校に於て某科目に關し特に教員の職に適する教育を受けて卒業した者。
- (4) 中學校又は高等女學校を卒業した者。
- (5) 公立私立學校認定に關する規則に依り認定せられた學校の卒業生、專門學校入學者檢定規程に依り試験檢定に合格した者及一般の專門學校入學に關し無試験檢定を受ける資格を有する者。
- (6) 其他府縣知事に於て特に適任と認められた者。

試験檢定は左の規定によつて行はれる。

- (1) 本科正教員は師範學校の學科程度に準ずる。

(2) 其の他は小學校令施行規則に定めたものによる。

(参考) 小學校令施行規則自第八八條至第一百五條

第八八條 小學校本科正教員ノ試験科目及其ノ程度ハ男子ニ在リテハ師範學校男生徒、女子ニ在リテハ師範學校女生徒ニ課スル學科程度ニ準ス但シ手工、農業、商業、英語ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

本條ニ小學校本科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ本科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第八九條 小學校准教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、教授法ノ大要

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、歩合算、比例、求積、代數及幾何ノ初歩、歴史、國史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ大要

圖畫 自在畫又簡易ナル幾何畫

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、教練遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方縫ヒ方繕ヒ方

手工 手工ノ大要

農業 農業ノ大要

商業 商業ノ大要

前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル

圖畫、音樂、手工、農業、商業ノ一科目若ハ數科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

本條ニ小學校准教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ准教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第九十條 小學校專科正教員ノ試験科目ハ圖畫、音樂、體操、裁縫、手工、農業、工業、商業、家事、圖畫、外國語ノ一科目若ハ數科目トス

府縣知事ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ前項試験科目ノ外必要ナル科目ニ付試験ヲ行フコトヲ得

試験科目ノ程度ハ師範學校生徒ニ課スル各科目ノ程度ニ準ス但シ前項の試験科目ニ在リテハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ府縣知事ノ定ムル所ニ依ル

各科目ノ試験ハ教育ノ大要及受験科目ノ教授法ヲ附帶セシメ之ヲ行フ

小學校專科正教員檢定委員會ニ於テ修身、國語、算術ニ關シ普通ノ學力ヲ有スト認メタル者ニアラサレハ之ヲ行ハス

本條ニ小學校專科正教員トアルハ尋常小學校及高等小學校ニ於テ專科正教員タルコトヲ得ヘキ者ヲ謂フ

第一百一條

尋常小學校本科正教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ女子ノ小學校本科正教員ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、教授法及學校管理法ノ大要

國語 普通文及小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、步合算、比例、求積

歴史 國史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要

理科 博物、物理、化學ノ大要

圖畫 自在畫

音樂 唱歌、樂器使用法

體操 體操、教練遊戲及競技

裁縫 通常ノ衣類ノ裁チ方、縫ヒ方、繕ヒ方

前項ノ科目中裁縫ハ女子ニ限ル

第十二條 尋常小學校准教員ノ試験科目及其ノ程度ハ左ノ如シ但シ女子ニ在リテハ體操ハ第百

十一條第一項但書ニ準シ其ノ程度ヲ斟酌スヘシ

修身 道德ノ要旨

教育 教育、教授法ノ大要

國語 小學校教科用讀本ノ講讀並ニ作文、習字

算術 整數、分數、小數、諸等數、步合算、比例

歴史 國史ノ大要

地理 日本地理及外國地理ノ大要
理科 博物、物理、化學ノ初歩

圖畫 簡易ナル自在畫

唱歌 單音唱歌

體操 體操、教練遊戲及競技

圖畫 唱歌ノ一科目若ハ二科目ハ之ヲ闕クコトヲ得

第一百十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ試験檢定ヲ行フトキハ小學校教員檢定委員ニ於テ
第八條乃至第十二條ノ規定ニ對照シテ某科目ニ關シ同等以上ノ學力アリト認メタル者ニ對
シテハ其ノ科目ノ試験ヲ闕クコトヲ得

- 一、師範學校、中學校、高等女學校教員免許狀若ハ高等學校高等科教員免許狀ヲ有スル者
- 二、小學校教員免許狀ヲ有スル者

三、文部省直轄學校ニ於テ某科目ニ關シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シタル者

四、小學校教員免許狀又ハ小學師範學校卒業證書ヲ有シ其ノ有効期間滿チタル者

五、小學校教員講習科ヲ卒リタル者

六、中學校又ハ高等女學校ヲ卒業シタル者

七、公立私立學校認定ニ關スル規則ニ依リ認定セラレタル學校ヲ卒業シタル者、專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者及一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

第一百十四條 試験檢定ヲ受ケタル者ニシテ其ノ試験ニ合格セサルモ某科目ニ關シ成績佳良ナルト

キハ府縣知事ハ其ノ科目ノ成績ニ關シ證明書ヲ授與スルコトヲ得

前項ノ證明書ヲ受ケタル者ニシテ更ニ試験檢定ヲ出願スルトサハ其ノ證明書ニ記載シタル科目ノ試験ヲ闕ク

第一百十五條 府縣知事ハ檢定手数料ヲ徵收スルコトヲ得

6、小學校長及教員ノ待遇並に權限につきて述べよ。(秋田)

- 一、小學校長及教員ノ待遇

小學校教員は任官と云ふ公法上の手續によつて任命せられ、特殊の服務規律に従つて、特定の服務規律によつて、國の委任事務たる教育の任に當るもので、その俸給は地方自治團體から支給されるのである。従つて純然たる國家の官吏でなく、又純粹の自治團體の公吏でもない。所謂官吏の待

遇を受ける者で、一般に判任文官と同一の待遇を受けてゐる。其の等級は月俸百圓以上は判任官一等待遇、七十圓以上百圓未満は二等待遇、五十圓以上七十圓未満は三等待遇、五十圓未満は四等待遇である。

小學校長で現に本俸五十圓以上を受け、小學校正教員の職に二十年以上在つて、且つ功勞顯著なものは、各府縣別に定める數に於て、奏任文官の待遇を受ける。小學校長で奏任待遇に叙せられたものは、別に官等の待遇がないから、何れも九等相當である。尙小學校長で奏任待遇を受けても、元來訓導より兼務すべきものであるから、本務の訓導は判任官官待遇であるべきである。

二、同 權 限

省略(前問題参照)

7、小學校教員の任用及解職に就て記せ。(岐阜)

市町村立小學校長及教員の任用は、市にありては市長の申請に依り、郡にありては府縣知事直接行ふ。解職の場合は何れも府縣知事が行ふ。併し實際に於ては學校長をして意見を具申せしめる場合が多い。凡て小學校教員の地位は、一般官吏と異なる所が多いから、特に法規によつて保障せられ、規定の條項に該當しない者を解職する場合は、一々文部大臣の指揮を受けなければならぬ。小

學校教員の解職には休職退職の二種がある。

一、休職を命ぜられる場合

- (1) 傷疾を受け若は疾病に罹りたるに因り職務を行ふに妨あるとき。
- (2) 學校編制の變更又は訴願の裁決に因り過員を生じたるとき。
- (3) 教員養成を目的とする官立府縣立學校に入學するとき。
- (4) 名譽職たる町村長及助役に當選したるとき。
- (5) 私立學校の教員又は外國に於て本邦人を教育する爲に設置した學校の教員となるとき。
- (6) 刑事々件に關し告訴若は告發せられたるとき。
- (7) 一年現役兵として服務したる後、陸軍補充令第三十七條に依り、勤務演習に召集せられたるとき。

二、當然休職となる場合

陸海軍現役に服し又は戰時事變に際し召集せられたる者。但し一年現役兵を除く。

三、退職を命ぜられる場合

- (1) 不具・癡疾に因り、又は身體若しくは精神の衰弱に因り職務を執るに堪へざるとき。

(2) 傷痕を受け、若しくは疾病に罹り、其職に堪へざるに因り、又は自己の便宜に因り退職を願したるとき。

(3) 休職者復職したるため其の代用を要せざるとき。

四、當然退職となる場合

(1) 当該学校の廢せられたるとき。

(2) 休職期間の満ちたるとき。

五、失 職

小學校教員に重大な非行のあつた爲め、免許狀を褫奪された場合。又は禁錮以上の刑に處せられるか、破産の宣告を受けるかに依つて、免許狀が效力を失つた時は、當然其の職を失ふのである。

8、左記につき知れる所を簡單に記せ。懲戒處分・業務停止・免許狀褫奪

一、懲戒處分

小學校教員が職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠つた時、又は體面を汚辱する行爲に出た時は懲戒處分を行ふことが出来る。懲戒には譴責減俸及び免職の三種がある。

譴責は文書を以て公然戒飭すること。減俸は俸給を減ずるもので、一ヶ月以上一ヶ年以下月給の

三分の一以下減給される。免職とは教員の職を免ぜられることで、二ヶ年を経過しなければ再び教職につくことは出来ない。

二、業務停止

業務停止とは私立小學校教員に對する懲戒であつて、不都合の行があつた時、府縣知事が一ヶ月以上二ヶ年以下其の業務を停止することが出来る。

三、免許狀褫奪

小學校教員の免許狀を有する者が、不正の行爲をなし、或は教員たるべき體面を汚辱する行爲があつて、其の情狀重しと認められた時は、文部大臣又は府縣知事に於て、その免許狀を褫奪して教員の資格をとるのである。此の際現職にある場合は當然職を失ふことになる。

【類題】 小學校教員の懲戒に關する規則如何。(鳥取)

業務停止に就て述べよ。(岐阜)

懲戒處分につきて問ふ。(埼玉)

9、小學校教員の俸給及諸給與の種類を擧げよ。

一、俸 給

市町村立小學校教員の俸給は、文部大臣に於て大綱を定め、その準則に基き府縣知事が定めるのである。即ち本科正教員にあつては、最高百八十圓最低四十圓、専科正教員は最高百二十圓最低三十五圓、准教員は最高六十圓最低三十圓である。併し功勞ある者は本科正教員に在つては二百四十圓まで、専科正教員に在つては百六十圓まで漸次増給することが出来る。

二、加 俸

(1) 年功加俸

五年以上同一府縣内に勤続し、且つ成績佳良と認められた者に、國庫の費を以て支給するものである。尙勤続五年を加へる毎に、一定の制限の下に加俸するのである。

(2) 特別加俸

左の各項の何れかに當る者には、特別加俸を受けることが出来る。

イ、單級尋常小學校に勤続するもの。

ロ、多級學校の一學年乃至四學年・五學年・六學年を以て編制する學級を擔任する者。

ハ、僻陬地に勤続するもの。

三、諸 給 與

左の各項により給與を受けることが出来る。

イ、毎週三十二時以上教授を擔當するもの。

ロ、宿直者には賄料。

ハ、職務の爲め傷痍を受け、又は疾病に罹つた者には療治料。

ニ、特に勤勞ある者には慰勞金。

ホ、土地の情況に依りて住宅料。

ヘ、公務を以て旅行する場合は旅費。

四、恩 給

(1) 普通恩給

在職滿十五年以上に達して退職した場合は年金たる終身恩給を支給される。

(2) 特別恩給

左の一に當るものは、十五年未滿でも終身恩給を受けることが出来る。

イ、職務の爲に傷痍を受け、一肢以上の用を失ひ、若くはこれに準すべきものにして、その職務に堪へない爲め退職を命ぜられた時。

ロ、職務より健康に有害な感動を受けるのを顧みず勤務に従事し、その爲めに疾病に罹り、一肢以上の用を失ひ、又はこれに準すべき者で、その職務に堪へない爲め退職を命ぜられた時。

(3) 一時恩給

一年以上十五年未満にて退職した者には、最終俸給月額に在職年數を乗じたる金額を一時に給與せられる。

(4) 遺族扶助料

左の一に該当する時は、其の遺族に扶助料を支給する。

イ、在職十五年以上の在職者死亡した時。

ロ、十五年未満の在職者、職務の爲に死亡した。

ハ、恩給を受ける者が死亡した時。

第八章 小學校の事務

1、小學校の事務を分類し其の内容を示せ。

小學校の教育事務は複雑である。之を適當に分類し各教員に分掌せしめ、學校長は更に之を監督

し全般の整理統一を圖らなければならぬ。

校務は之を大別して一般事務・學級事務・教科事務の三とする。

一、一般事務

(1) 教務係

教授に關係する事務、兒童入退出欠修卒業に關する事等。

(2) 庶務係

文書往復、統計記録、儀式會合、教員の當直、清潔、衛生等の事務。

(3) 會計係

備品消耗品の調達修繕受渡、校地校舎の保管修繕等。

二、學級事務

學級事務とは學級兒童の教育に附隨する事務であつて、學級を擔任する本科正教員の當然なさねばならぬ所のものである。其の種類は大凡次の如くである。

教授訓練案、週録。成績、操行考査。身體検査。出欠席調査。教室の整頓清潔。保護者との交渉

三、教科事務

教授・訓練・養護等の教育實務は、之を適當な部門に分け、各教員其の嗜好長所に依り、各々の部門に屬せしめ、其の教科に關する研究調査をするのである。其の主なる事務を擧げて見れば次の通りである。

教授細目の立案修正。該教科教授法の研究。教材の研究調査。器械標本圖書の調査整理。該教科學用品の調査等。

2、校務處理の方法を系統的に述べよ。(福岡)

校務の整理統一を圖るためには、學校長は自ら諸規定を實行し、職員分掌事務につきて能く責任を重ぜしめ、協力して事にあたらしめなければならぬ。之に必要な方案を擧ぐれば次の通りである。

一、諸會議

學校長は自己の職權を以て校務の統一を圖ることが出来るけれども、なるべく全職員の意見を懲し、審議討究して決す方がよい。其の審議討究の爲めに各種の會議を催す必要がある。それはなるべく毎週又は毎月定日に開會するのが便利である。

(1) 職員會議

教授・訓練等凡て全教育の改善進歩を圖り、又臨機の處分をなす上に必要であつて、全校の統一上最も重要な會議である。

(2) 研究會

教授・訓練の事項は研究調査しつゝ實行しなければならぬ。それがためには各種の研究會を開催する必要がある。研究會には其の目的と方法により種々あるが、教材研究會・實地授業研究會・同學生年打合會等が主なものである。

二、諸表簿の調製檢閲

各分擔によつて一定の表又は帳簿に記入せしめ、其の輕重により學校長又は首席教員の手によつて檢閲しなければならぬ。今重要な諸表簿を擧げて見れば次の通りである。

學籍簿・出席簿・成績考査簿・身體檢査表・教授細目・日課表・證書臺帳・日認・學校一覽表・職員出勤簿・往復文書簿・諸統計表・備品臺帳・消耗品受拂簿等。

三、學校行事の決定

學校の行事は臨時に起るものもあるが、概ね一定の期日に起るものであるから、豫め一年間の行事を決定して置き、之を學期・月・週等に配當して、行事表を製作して、職員室等に掲示し其の進行

を圖るがよい。

第三編 學校衛生

第一章 學校衛生の必要

學校衛生の必要なる所以を述べよ。(福岡)

一、學校衛生の意義

學校衛生とは兒童及び教師が、學校生活に依つて受ける所の身體上の危害を豫防し、其の健康と發達とを保護増進せんが爲めに、諸問題を研究し實際方法を講ずるものである。

二、學校衛生の必要

兒童は發育尙完全ならず、其の身體は軟弱である。斯の如き状態にある兒童を集めて教育する所の小學校に於ては、其の健康を害し疾病を誘致する機會が、家庭に比して甚だ多いと云はねばならぬ。其の他學校生活は一方に於て稍々規律的であり、又學業の學習負擔重く、兒童の精神を刺戟することが少くない。動もすれば之等の爲めに身體の發育を沮害することもある。殊に國民教育上か

ら見ても、兒童の體力如何は國運發展に至大の關係があるから、學校衛生を忽諸に附すべきでない事は言を俟たずして明らかである。故に學校教育に於ては、學校生活により兒童が直接關係を受くる所の、身體發育上の危害を豫防し、更に進んでは體操教授等と相俟つて、健康を増進する途を講ずることが重要なことである。

従つて學校衛生に於て講究すべきことは、消極的に身體の發育に障礙を與へる原因を除去して、危険を防止する方法と、積極的に身體を鍛鍊してその發育を助長し健康を増進する方面となるわけである。併し積極的方面は普通に體育問題として取扱ひ、衛生と云ふ小概念には消極的方面が多く地位をしめてゐるのである。

第二章 學校設備に關する衛生

學校清潔法につきて述べよ。

一、設備に關する衛生

小學校設備上の衛生につきては、通風・採光・煖室・机腰掛等に注意することも必要なことである。即ち常に室内の空氣を新鮮ならしめ、溫度は華氏六十度を保たしめ、充分光線を入れる様にするこゝとである。其他机腰掛等を兒童に適應せしむること等と共に、學校管理者と協力して理想に近き設

備をすることに努力せねばならぬ。

二、學校清潔法

設備を理想的にすると同時に、校舎を清潔にすることは、衛生上重要なことである。校舎の内外を清潔にするにつきては、児童をして掃除の任に當らしむることは、害があると主張するものもあるけれども、便所其他特殊の場所を除き、且つ特殊の虚弱児を除き、一般には児童に掃除せしむることが、訓練上から見ても經濟上から見ても、有益であるから、衛生上適當な方法によつて行はしめ、清潔・整頓・秩序等の良習慣を養成するのが可である。現在の小學校では、學習院等の特殊な學校の外は、児童をして掃除の任に當らしめてゐる。

學校清潔法につきては、明治三十年文部省訓令第一號を以て、其の標準が示されてある。之れに據るべきことは言を俟たない。

第三章 兒童に關する衛生

一、學校病、學校傳染病とは何ぞや。

一、學校病

學校は發達の中途にある児童を、多教集めて一定の課業に就かしむる所であるから、其の生活中諸種の影響を被り、それがために種々の疾病を起し易いのである。これを學校病と云ふ。今その主なるものを舉げて見れば、脊椎彎曲症・眼疾（近視眼・トラホーム）・頭痛・鼻血・呼吸器病・消化不良・神經衰弱等である。脊椎彎曲症は机腰掛等の不適當なことに基因し、近視眼は採光の不十分・文字の過小等に基づくことが多い。頭痛鼻血は換氣不充分・温度の過高・精神過勞・睡眠不足等に基因し、呼吸器病は不潔空氣の吸入・胸部壓迫等に原因する。消化不良は運動不足、姿勢の不良等から生じ神經衰弱は不規則な學習、精神の過勞に基づくことが多い。何れも原因を除去して、充分の治療方法を講じなければならぬ。

二、學校傳染病

學校は多人數を收容する所であるから、傳染病は殊に恐るべきである。傳染病の中殊に學令兒童に起り易きものを學校傳染病と云つて、文部省は大正八年省令第二十九號を以て、其の種類を舉げ且つ豫防及び消毒の規定を定めた。學校傳染病につきては學校醫管理者等と協力して豫防及び消毒に全力を盡さねばならぬ。

2、身體検査の必要なる所以を述べよ。

兒童身體の發達情況・疾病の有無・其他身體健康について検査を行ひ、其等の事情を明かにし、改善の途を講ずることは教育上重要なことである。蓋し小學校教育は、兒童身體の發達に留意し、諸他の目的を達するものだからである。故に毎年一回以上定期的に身體検査を行つて、教育上の参考とし、兒童に知らしめて自覺をうながし、父兄に通知して教養上の参考とするのである。

然れども現在の實狀につきましては、身體検査の結果の處理につきて不十分な點がある。即ち脊柱の不正なことを知りながら、之を如何にして矯正すべきかは講究されず、齙齒の如きも毎年其の數を検査するけれども、それが前後策については何等手を下して居らぬのである。斯の如き事については、教員・學校醫・保護者は協力して、其の方途を講究し、身體検査の結果を有効にし、完全に目的を達することに努力せねばならぬ。

身體検査の結果は、單に之を矯正改善の資とするばかりでなく、兒童將來の職業選擇上の参考とすることが出来る。例へば色盲であることを發見したとすれば、色彩に關係ある職業を避け、聽覺に故障ある者が音に關する職業を選ばない等である。

兒童身體の健康状態を明かにすることは、國民の體格如何を知ることともなり、國運の盛衰にも至大の關係があるから文部省に於ても規程を設けて勵行せしめてゐる。

四、教育史

緒論

教育史の性質及研究の必要を述べよ。

一、教育史の意義

教育史は教育の歴史である。教育の理論及び實際の變遷を、教育的價值なる標準に照して取捨選擇し、系統的に叙述するを以て任務とする。

二、教育史の性質

現在の教育は過去數千年間に於ける教育の理論と實際とが、次第に改善發達したものに外ならない。故に現時の教育を理會するには、先づ其の起原に遡つて、歴史的に其の徑路を明かにしなければならぬ。教育史はこの徑路を明かにし、現時の情況につき深き理會を與へるものである今其の攻究すべき大綱を擧げて見よう。

(1) 教育理論の變遷

緒論

教育の目的・方法に關して、理論的にも幾多の變遷があつた。此の思想の推移を明らかにし、實際に及ぼした影響を知らしめる。

(2) 教育實際の變遷

教育も一つの社會現象である。故に實際の變遷は當時の文化發達の程度に照して考へねばならぬ。即ち時代の進歩に伴つて、種々の教育制度となり、教育實際の方法となつて現れてゐる。教育史は之等を明らかにし、理論に對する關係をも知らしめるのである。

(3) 教育家の活動

教育史は古來幾多の教育家が、其の改良進歩に力を盡した跡である。故に古來幾多の教育家の精神と事業とを知ることが、眞に教育の根柢を知ることである。

三、教育史研究の必要

教育史を研究することによつて、單に現時の教育の由來を知るばかりでなく、教育變遷の理論にも通じ、又批評眼を養ふことも出來、更に進んで教育改善の實を擧げることも出来るのである。今其の主なるものを擧げて見よう。

(1) 現時教育の由來を知ることが出来る。

(2) 教育變遷の理論に通ずる。

(3) 教育改善の方案を立て得る。

(4) 教育者としての人格修養となる。

第一篇 本邦明治維新以前の教育

第一章 上古の教育

1、我が國教育の根本精神を述べよ。

我が國上古には文字もなく、特別の施設をなしてゐる學校と云ふものもない。けれども自ら一貫した所の、教育の基礎的精神はあつた。苟も我が國の教育を究めんとする者は、先づ上古より一貫した所の、是等の精神を明らかにしなければならぬ。

一、神 勅

天孫降臨の際に天照大神が皇孫瓊々杵尊にお授けになつた神勅が、即ち我が國教育を一貫する所の基礎的精神である。

一豊葦原千五百秋之瑞穗國、是吾子孫可王之地也。宣爾皇孫就而治焉。寶祚之隆當與天壤無窮者矣。」との神勅は我が建國の精神であると同時に、教育の根本精神である。此の根本精神を充實發展した所の内部的の力は、我が國民性である。

二、國民性

國民性は國民の特性である。國民として特殊の性質のあることは、否定すべからざる事實であつて、他の國民と區別される點となり、又國民的活動の原動力ともなるものである。之を分類して擧げることは頗る困難であつて、諸家の説も自ら百出する次第である。況んや長所と短所とを嚴格に區別することは、唯比較的に過ぎないけれども、今諸家の説を参照して、各々簡單に類項を擧げて見れば次の通りである。

我が國民性の長所

現實性 樂天性 潔白性 淡泊性 快活性 統一性 應化性 尚武性 優雅性
(同化性)

我が國民性の短所

狹小性 浮薄性 依頓性 姑息性 虛榮性 主義性 排外性

これ等の國民性は、幾多の外來文明を同化して固有の大理想を實現して來たのである。従つて日本教育史も此の精神によつて形成されたものと云ふことが出来る。

2、儒教の我が國教育の發達に及ぼせる影響を述べよ。

一、儒教の傳來

儒教は堯・舜・禹・文・武・周公によつて傳つて來た教を、孔子によつて大成せられたものである。其の中心思想は道德主義(仁)であつて、其の特色は實踐的・徳治的(仁義禮智)である。

應仁天皇の八十五年百濟から來た所の阿直岐が漢籍に通じてゐたので、菟道稚郎子はこれにつきて學び給ひ、翌年王仁が論語十卷・千字文一卷を持つて來朝するに至つた。それより後は度々多くの學者が來朝した。かくの如くして我が國に文字に依る教育が起つたのである。

二、教育の發達に及ぼせる影響

第一章 上古の教育

(1) 修身齊家治國平天下の道を説き、孝悌忠信を教ふる點等、我が國民道德の思想と一致する所が多いので、我が國民道德は儒教によつて、明瞭な倫理的體係と説明とをそなへることが出來た。併し儒教中の「徳ある者を王とす」との思想は、我が萬世一系の皇統を奉ずる思想とは合はなかつた

(2) 我が國の狹義の意味の教育は、儒教傳來によつて始まつたと云ふことが出来る。

(3) 朱子學は徳川時代の官學であつた。従つて學校の設立を促した。

(4) 陽明學も徳川時代に於て、官學に對抗して發達し、殊に其の教法が兒童心意の發達に着眼したので大に發展し、庶民教育其他に至大な影響を及ぼした。

(5) 古學派・古文辭學派等も、朱子學・陽明學と相並んで國民教化に影響した所が少くない。

3、佛教の我が國教育の發達に及ぼした影響を述べよ。

一、佛教の傳來

佛教は印度の釋迦の唱へた教義を、釋迦入滅後其の門徒が大成したものである。教義の主旨とする所は、人生の苦惱を脱して、永遠の樂境(涅槃)に到達するにある。

佛教は印度に起つたが東漸して支那に傳はり、朝鮮を経て我が邦に傳來したのである。即ち欽明天皇の十三年を以て佛教傳來の始とす。

二、教育の發達に及ぼしたる影響

(1) 佛教の教義は厭世的・來世的であるので、樂天的・現世的である所の國民性とは相容れない點が少くないけれども、本地垂迹等によつて漸次同化するに至り、年を経るに従つて國民思想の根底に浸潤するに至つた。故に當然其の影響が教育にも波久したのである。

(2) 漢文によつて佛典を學んだので、漢文學の隆盛に貢献する所が多く、従つて國民の思想が豊富になつた。

(3) 佛畫・堂塔の建築等によつて、美術工藝に影響し、美的思想の發達に貢献した。

(4) 僧侶は佛教に従ふ傍ら、文教にもたづさはり、寺子屋教育其の他の教育事業に盡す所があつた。

(5) 佛教には女子を卑しむ風があつたので、女子教育の發達を反つて遲緩ならしめた。

第二章 奈良・平安時代の教育

本邦奈良平安時代の教育を概評せよ (和歌山)

一、奈良・平安時代の教育

第二章 奈良・平安時代の教育

(1) 教育の理想

上流の子弟をして、治國の道を教へるのを目的とした。

(2) 教育の組織

國學に諸國に一ヶ所。國司これを司り、郡司の子弟を教育した。

大學に京都に一ヶ所。五位以上の子弟及東西史部の子弟を教育した。

(3) 教育の方法

和漢の學を暗記せしめた。嚴重な試験を行ひ、又訓育も嚴重に行はれた。

(4) 私學の勃興

私學も亦大に勃興し、中にも弘文院・文章院・勸學院・學館院・淳和院・獎學院・綜藝種智院等が有名である。

二、奈良・平安時代の教育概評

奈良平安時代は、形式的方面から見れば、教育の制度が始めて備つた時代であり、内容上から見れば教育の實質が略ぼ整頓した時代である。けれども教育を受ける人の範圍は上流に偏してゐて、庶民の教育としては、僅かに綜藝種智院があつたに過ぎない。實に大學・國家は何れも官吏養成を

目的とし、私學も多くは權門の子弟を教育すると云ふ情況であつたのである。然るに當時の官吏は太平に慣れて詩歌・管絃にふけり、其の才を誇ると云ふ有様であつたから、學校の教育も文學を主とするに至り、漢詩・漢文は重要な教科であつた。

要するに此の時代は、我が國文教の發端であるが、徒らに唐風を模倣した點が多かつた。女子は男子に劣るものとの考へから、教育を重ぜず、殊に漢文を却けて國文を主として學ばせたことは等誤りであつた。

第三章 鎌倉室町時代の教育

一、鎌倉室町時代の教育を概説せよ。

鎌倉室町時代約四百年間の教育が、教育史上に有する意義は、武士道の發達に伴つて、國民に對して武士道的陶冶をしたこと、庶民教育が起つて、徳川時代の平民教育勃興の因をなしたことである。武士の教育は武士に適する意志教育であり、庶民の教育は庶民に適する實用教育で、各々その階級に即した實際的教育であつた。

(一) 武士の教育

頼朝は平家の文弱に流れて滅亡したのに鑑み、質朴堅實を鼓吹し、武事を先にし文事を後にし、弓馬・狩獵・劍術・水練等によつて修養せしめた。勇士節士の傳記を聞かせ、參禪・琵琶等をなさしめ種々の儀式を厳格に行ひ、武士の心膽を練ることに努めた。

(一) 寺小屋の教育

室町時代に於ては、文教の權は僧侶の手に歸した。庶民の子弟は多く寺院に行つて僧侶を師とするに至つた。是れが寺子屋であつて我國普通教育の起原をなすものである。

寺子屋の就學は十歳より十五歳までの間で、別に卒業と云ふものなく、教科書としては、伊呂波歌・實語教・庭訓往來・遊學往來・喫茶往來・建武式目・和漢朗詠集等が用ひられた。

(三) 學校

寺院以外に當時の學校と認むべきものは、金澤文庫と足利學校とである。金澤文庫は武藏國久良岐郡金澤稱名寺にあり、和漢の書を集め主として北條氏の子弟の教育所であつた。足利學校は下野國足利町にあり、足利氏の子弟の學習場として起つたものとの事である。金澤文庫は早く頽廢したけれども、足利學校は明治の初年まで續いた。

(參考) 金澤文庫

學校教育の全く廢れし鎌倉時代にて注意すべきは公家の家學と京師五山のなせし寺子屋教育の始源・鎌倉五山の宋學禪宗的教化と金澤文庫となり。金澤文庫は舊武藏國久良岐郡金澤庄に營まれ、現に金澤村字寺前なる稱名寺境内に其の遺跡を存す。創立者に就いては北條實時説・實時の子顯時説・孫貞顯説あれども、實時之れが基礎を定め、顯時之れを完成すとみる可き也。實時・顯時・貞顯皆學を好みて廣く書を涉獵し、貞顯の如きは清原教隆を京師より招きて、群書治要を講ぜしめ中原師光に左傳を學びたり。之れ等の人々書を文庫に藏して好學の士の講究を許し、時々講筵を催せり。顯時・貞顯の戰没は勢ひ文庫の衰頽を來したれども、後稱名寺の文庫に歸して江戸時代に至れり。家康慶長七年富士見亭文庫を建てて「金澤本」を藏め、寛永十六年紅葉山文庫に移され以て内閣文庫に傳はれり。藏書には金澤文庫の四字を印してあり、戰亂時代に多數散佚せる跡歴然たり。

(高橋氏教育史精義)

第四章 徳川時代の教育

1、徳川家康の教育上に於ける功績を擧げよ。

家康が幕府を江戸に開くにあたり、應仁以來亂臣虐子相つき争の絶えなかつたのは、學問がなく

人道に明らかでなかつた爲であるとして、力を文事に用ひ、文教を以て國を治めようとした。従つて武家法度にも左文右武の教を説き、盛んに文事を奨励した。其の功績とも見るべきものを左に擧げよう。

一、儒者の登庸

藤原惺窩・林羅山を登庸して經史を講ぜしめた。是より後林家子孫相繼ぎて儒官となり、全國學者の首領と仰がれる様になつた。

二、書籍の刊行

孔子家語・貞觀政要・三略・東鑑・周易等を刊行し、元和元年には銅版活字で大藏一覽を刊行した。

三、學校の説立

伏見に圓光寺と云ふ學校を設立し、三要と云ふ人を校主として、僧侶及び俗人を入學せしめた。

四、古書の搜索

古書の各地に埋没してゐるものを搜索せしめ、これを得ることが出来たなら、京都五山の僧侶に三部づつを謄寫せしめて、一部は禁中に、一部は江戸に送り、一部は駿府に止めた。

五、法度の制定

公家法度を制定して、其の第一條に「天子御藝能之事第一御學問也」と述べ、又武家法度を制定して、其の第一條に「左文武古之法也。」と説き、大に學問を奨励した。

家康が斯くの如くであつたので、歴代將軍も皆家康の遺志を繼いで文事を奨励したので、風教頓に改り、學問は益々勃興し、學者教育者は雲の如く輩出し、教育の面目は全く一新するに至つた。

2、貝原益軒の教育説を述べよ、

一、略 傳

益軒は寛永七年福岡に生れた。父は黒田侯の侍醫であつた。二十八歳の時京都に遊學し、山崎闇齋・木下順庵等に就きて學び、藩に歸り藩儒となつて、四十餘年間藩士を教化し、七十一歳の時京都に隱居して講筵を開き正徳四年八十五歳で没した。益軒には著書多く百餘種に及んだ。中にも五常訓・大和訓・初學訓・童子訓・家道訓等は章が平易で、庶人の教育を説いたものとして人の知るものである。

二、教 育 説

益軒の教育の目的は儒教の本旨によつて、修身治國平天下である。又德育を説くと共に利用厚生之道に注意し、算數經濟を重んじ實利主義を唱へた。又醫藥養生の方法も説き、大に普通教育を主

張した。

教育の方法は訓練に重きを置き、良習慣の養成に力め、鍛錬主義を採つた。又教材を兒童の發達に應じて排列し、これを隨年教法と名づけた。即ち粗から精に、易から難に進むべきこと、及び注意の集注を圖ること等に至るまで、細密にこれを示した。

女子教育に關する意見は、徳川時代に於ける女子教育の信條ともなつたのである。即ち七歳から假名及び漢字を學び、古歌・孝經・論語・女誡等を讀ませ、裁縫・洗濯・料理・紡績等に至るまで教え、能く婦徳・婦言・婦功を積むべきことを教へた。

女大學は益軒の著作とも云ひ、或はその妻東軒の作とも云はれてゐるが、何れにしても益軒の思想と主張との含まれてある道德書である。

3、貝原益軒とロツクの教育説を比較概説せよ。(鳥根)

一、類似點

- (1) 兩者共道德品性の陶冶を教育の目的とした。即ち益軒は五倫五常を根本目的とし、ロツクも有徳なる紳士を養成することを目的とした。
- (2) 兩者共訓育に重きを置き、環境を整理すること、良模範を示すことを訓育上の方法とした。

- (3) 兩者共實用主義である。即ち益軒は算數・經濟・地理・醫學等を教科とし、ロツクも生活に必要な知識技能の授與に意を用ひた。
- (4) 兩者共自己の身體が虚弱であつたから、養生的體驗と醫學的知識に基き體育を重視し、自然的鍛錬主義を方法とした。
- (5) 兩者とも哲學者であつて醫學・自然科學等にも通じてゐたこと、又時代までも略ぼ同じかつた。

二、差異點

- (1) ロツクは心を白紙の如きものとし、先天的良心を否定してゐるが、益軒は朱子學の立場から却つて之を根本としてゐる。
- (2) 益軒は女子教育を極めて重視したが、ロツクは論じてゐない。
- (3) ロツクは學校教育を排斥してゐるが、益軒は大に獎勵してゐる。

4、中江藤樹の教育説を述べよ。

一、略傳

慶長十三近江國高島郡小川村に生れ、幼時祖父に伴はれて伊豫の大洲に往き、二十七歳まで同地

に止まり、母を思ふの情より官を棄て、歸り、孝養を盡した。温良恭儉にして一郷の徳望を集め、近江聖人と稱せられた。慶安元年四十一歳で没した。

二、教育説

道徳を實行することによつて、人に具つてゐる所の良知を體認し、明徳を明らかにすることが出来るとした。而して孝を良知の本體としたので、孝を以て教育の根柢であり理想であると主張した孝は普遍絶對であつて極めて卑近で實行し易い。模範に依る實踐躬行を尙び、自然の感化を重じた

5、伊藤仁齋の教育説を述べよ。

一、略 傳

伊藤仁齋は寛永四年京都の堀川に生れた。父は材木商であつた。十一歳の時大學を讀んでから學に志し、先づ朱子學を學んだが、後朱子陽明の學を斥けて古學を究め、三十七歳にして堀川學校を立てて弟子を教育した。實永二年七十九歳で没した。

二、教育説

仁齋は教育の目的を道徳の實行にありとし、仁を得て仁を行ふが如き人を作ることに努めた。其の方法に於ては畫一主義を排し、主觀的自然主義即ち個性尊重主義・開發主義を主張した。彼の言

葉に曰く「夫れ聖人の教を設くるや、人によりて以て教を立つ、教を立てて人を驅らず、造作する所なく、添削する所なし。」と。

氏は又同志會なるものを設け、師友一堂に會し、五ヶ條の盟約を定め、互に切磋琢磨することを奨勵した。此の五ヶ條の盟約こそ訓育の骨子とも云ふべきものである。その要點を擧げて見よう。

- (1) 互に相下つて自ら矜ること勿れ。
- (2) 學は日新を尙ぶ日に月に進む所あるべし。
- (3) 終日群居して義に言及せざるを戒め、苟も富貴利達を語ること勿れ。
- (4) 志を立つること大、道を信すること篤、守るに死を以てせよ。
- (5) 忠信を尙び、言ふ所行ふ所と違ふこと勿れ。

6、細井平洲の教育思想を述べよ。

一、略 傳

細井平洲は享保十三年尾張國知多郡平洲村に生れた。折衷學派の祖中西淡淵につきて學び、後江戸に下りて弟子を教え、四十四歳の時米澤藩主上杉鷹山に聘せられた。鷹山は賓師を以て迎へたので、平洲は米澤に入ることに前後三回に及び、學問政治の振興を計り、興讓館設立の計を立て、藩内

に至大の感化を與へた。五十三歳の時尾張侯に聘せられて、藩の學事を改革振興した。享和元年七十四歳で江戸に没した。

二、教育思想

- (1) 人に個性の相異を認め、これに應じて教育すべきことを稱へた。曰く「よき馬は手綱をひかへ、弱き馬は鐙を入れて、才不才諸共に進むやう心を盡すべきなり」と云つて個性を尊重した。
- (2) 教師人格の尊重すべきことを論じ「教の道は先第一に教ふる人の善惡正邪を選ぶにあり」と云つてゐる。而して教訓を厳正にして、弟子に怠慢の生じない様に取扱へと云つてゐる。
- (3) 普通教育の必要を唱へ、民衆教化の大切なことを主張し、辻講釋をして通俗教育に力を用ひた。米澤にては巡回講話を試みて生如來の尊稱を得た。

7、左記につき知れる所を配せ。山鹿素行・吉田松陰。

一、山鹿素行

山家素行は會津に生れ、兵學を修め自ら工夫する所多く、赤穂城主淺野内匠頭に聘せられ、滯ること八年にて江戸に歸り、家塾を開いて兵學經書を教授し、名聲甚だ高く弟子二千人に及んだ。「聖教要録」を著して幕府の忌諱に觸れたが、後赦されて貞享二年六十四歳淺草に没した。

當時一般に儒者が支那を尊ぶこと度を超へ、中には自身を卑下して東夷と呼ぶ者さへあつた。素行は之に反し、本朝には智仁勇に於て遙に異國に優れた點がある。故に本朝こそ中朝・中華・中華文明の土であると云ひ、國體の尊嚴を發揮し「中朝事實」を著すに至つた。

素行は武士道の權化であると云はれた位に、武士道に明るく、又之を實行せる人である。士道の要は團體の尊嚴を明らかにし、上下の分を辨へ奉公の忠を致し、身を慎み信を篤くすることが本領であると喝破し、その爲めには意志の鍛鍊と儀容の修爲とが必要であると稱へた。意志を鍛鍊するには、志を立て、心術を明かにし、徳を練り才を全ふすることを擧げ、儀容の修爲には、威儀を詳にし、日用を慎むの條項を擧げ、而して常に自ら省みて油斷なきことが大切であると稱へた。

二、吉田松陰

天保元年長門國萩の城下松下村に生れた。山鹿流の兵學を修め、又陽明學を學び、最も多く素行の武士道に感化された。安政元年米艦に投じて遊學せんとして囚はれ獄に下された。翌年出獄はしたが蟄居を命ぜられた。次で家學を教へることを許され、所謂松下村塾をなした。偶々安政の大獄に坐して獄に投ぜられ、安政六年江戸小塚原に於て刑せられた。時に年三十歳であつた。

松陰は専ら實踐窮行を重んじ、國體尊嚴の發揮と忠孝士道の振興を以て教育の目的し、臣道の眞

髓は「海行かば水漬くかばね」の歌の心にあると信じ、「君臣一體忠孝一致唯吾國爲然」と説いた。松陰は子弟を導くこと實に熱誠燃ゆるが如く、自己あるを忘れ、強き自信と大なる抱負とを以てしたので、偉大なる人格的感化を及ぼした。彼の松下村塾に於ける薰陶は、僅に二年有半に過ぎなかつたが、高杉晋作・久作玄瑞・品川彌二郎・木戸孝允・前原一誠・伊藤博文・山縣有朋・井上馨等の偉傑を出した。

8、二宮尊徳の教育思想を述べよ。

一、略 傳

二宮尊徳は通稱金次郎と云ひ、天明七年相模國足柄上郡東粕山村の農家に生れた。貧困の中に生長し、十四歳の時父を十六歳の時母を失ひ、刻苦勵行して家産を恢復し、苦學勗勵して遂に模範的偉人となつた。小田原藩士服部氏に聘せられて其の家産を興し、又下野宇津氏の家を興し、諸所を開墾し、幕府の普請役となり至る所に成力した。安政三年七十歳にて没した。

二、教育思想

二宮尊徳は所謂報徳教の開祖である。報徳教は獨特の見地から神儒佛三教を綜合し、之に經濟的要素を加へ、經濟と道德との一致を目的とした實行的道德である。誠を以て凡ての根本として「徳

を以て徳に報いる」ことを主義としてゐる。その實行方法は、至誠・勤勞・分度・推讓の四綱領を擧げ、徳とは此の四綱領を行ふ道であつて、半ば天に従ふものである。天に従ふことは本性たる至誠に従ふことで、天に逆ふことは私利私欲の小我を打ち破ることであると稱へた。

四綱領の中尊徳の最も重んじたのは至誠と推讓とである。至誠は行爲の動機であり、推讓は其の規矩である。親の子に讓るは慈、子の親に讓るは孝、君の臣に讓るは惠、民の君に讓るは忠、人々相讓りて社會は太平となる。これが物に對して現はれて家興り國整ふのであると教へた。

9、徳川時代に於ける石門心學につきて知れる所を記せ。

一、概 説

石門心學は徳川時代の中頃石田梅巖によりて創唱せられ、商業道德・平民道德に貢献した所のである。心學と云ふ語は陽明學の別稱であるけれども、石田梅巖一派の心學は陽明學に拘泥せず、神儒佛道を調和して、平易に説いた所の通俗的道德教であるが故に、特に石門の二字を冠して石門心學と云ふのである。

二、石門心學の綱領

石門心學は神・儒・佛・道を析衷調和したものであつて、其の綱領を擧げて見れば、心は理の現れ

で、自ら仁義禮智を具へてゐる。故に人は生來善であるけれども、身體形骸より生ずる七情に蔽はれて人心・私智を生ずるのである。故に此の人心・私智を去つて本心即ち道心を發揮せねばならぬと云ふのである。即ち學問の本領を本心を知ると云ふことに置くのである。其の根本的假定は本心が善なることに基く。

心學教の特色は教育の方法にある。即ち卑近容易な言辭と説話とを以て、聽講を自由にし、専ら平民教化に力を用ひたことである。

(参考) 石門心學派の學者

石田梅巖は眞享二年丹波に生れ、二十七歳の時京都に出て老舗の番頭となり。以前より神道に興味を持ちたれども、出京後専ら之に心を注ぎ家業の隙を覗ひ之が研究に没頭せり。其後儒・佛二教を學び、三十五歳主家を辭して自立し、道を高僧了雲禪師に問ふなど思索も努めたり。四十五歳京都東屋町通に講席を開き自己の學を性學と稱し、以後自ら身を修めて講説十餘年、延享元年六十歳にて病没せり。其の高弟を手島堵庵とす。

手島堵庵は享保三年京都に生れて梅巖の門に入り熟達頗る速なりき。梅巖は最も彼に望み、「我が心學を擴張する者は彼なり」といへり。梅巖の死後同門の推舉によりて講壇に上り、梅巖の後を繼

げり。天明六年六十九歳を以て没せり。

中澤道二は享保十年京都の機業屋に生れ、早く講釋・法談の席に列し、又は自ら講學する等最も努め、後堵庵の門に入り、其の命により江戸に下りて下谷相生町に「參前舎」を開きて講説すると二十有餘年、以て心學を江戸に擴めたり。享和三年七十九歳を以て參前舎に没す。心學の稱を出せしは氏なりと。

慈恩尼は石門中唯一の女流心學者なり。近江に生れ八歳の時母を失ひ、十六歳にして尼となり修業怠らざりしが、後梅巖の門に學び梅巖の死後江戸に來りて心學を宣布し、道二の伏線をなせり。専ら下流女子に向ひて孝・三從・忍耐・和順を説けり。(高橋氏教育史精義に據る)

〔題〕 徳川時代に於ける心學の状況を記述せよ。(福岡)

10、徳川時代に於ける女子教育の状況を畧述せよ。(鹿兒島)

徳川時代に於ける女子教育は概して振はなかつた。士分以上の女子は多く家庭に於て師を聘し、平民の女子は寺小屋に通學して習字・讀書・算術を學んだり、或は家庭にあつて家事裁縫を母から學んだのである。「男女七歳にして席を同ふせず」との格言は、當時廣く社會を支配してゐたので、男女が共學したのは寺小屋と心學講席とだけであつた。

教科としては上流に於ては、習字・作文・讀書・詠歌・女禮・彈琴・點茶・活花・薰香等の諸藝を學んだ。中流以下では習字・讀書・算術・裁縫等であつたが、遊藝を學ぶ風が漸次下流にまで、及んで百姓町人の娘も彈琴生花等を學ぶ者が出來、遊藝の出來ないことが無知よりも恥つべきこと、考へる様になつた。従つて女子の知育は輕んぜられ、却つて女子が學問すれば心が驕つて家庭の圓滿を欠ぐとの思想が一般を支配した。

女子教育の根本思想をなしたものは、益軒の著はした「女大學」であつた。女大學には三従・四行・五病の教へが説かれてある。三従とは父の家に在つては父に従ひ、嫁しては夫に従ひ、夫が亡くなつたら子に従へと云ふのである。四行とは婦徳・婦言・婦容・婦功を云ひ、五病とは和順でないこと・怒り怨むこと、人を謗ること、物を妬むこと、不知なことを云ふのである。而して此の三従と四行を守つて、五病を去るのが女子の修養であつたのである。

當時女子の對象とする著書は、益軒の女大學の外に、藤井懌齋の歸人養草と中村惕齋の姫鏡三十二卷等であつた。

11、徳川時代に於ける教育機關の組織を明らかにせよ。

一、幕府の學校

(1) 昌平坂學問所 上野忍ヶ岡にあつたものを綱吉の時湯島に移して、昌平坂學問所と稱へた。主として幕臣の子弟を教へた。

(2) 和學講談所 塙保己一の建てたものを收めて、國學を研究する所とした。

(3) 開成所 洋學を授けた。

(4) 陸軍所

(5) 海軍所

(6) 醫學所

二、諸藩の學校

藩主が主として藩士を教育する爲めに、各藩に學校を設けた。其の組織は概ね幕府の學校に倣つた。其の數は二百以上にも及んだが、其の中最も隆盛を極めたものを擧げて見れば次の如くである。

名古屋の明倫堂、水戸の弘道館、和歌山の學習館、金澤明倫堂、鹿兒島の造士館、萩の明倫堂、仙臺の義賢堂、米澤の興讓館、備前の閑谷學校、會津の日進館、佐賀の弘道館、鳥取の尙徳館、久留米の明善堂等。

三、私塾

私塾は浪人儒者或は公職を有つた者が自ら經營し、自ら教授の任に當つた。官僚的な風なく師弟の情誼も親密であつたので、學問の研究と同時に品性の修養が遺憾なく行はれた。入學も地位や身分によつて制限されたのではなく、師匠の學識や徳望を欽仰して四方から集つて來ると云ふ風であつたので、人格的教育が行はれ、従つて人材を輩出したことも幕府の學校や藩の學校に比して、却つて優つてゐた。有名なものを舉げて見れば、伊藤仁齋の堀川學校、中井齋庵の懷徳書院、吉田松蔭の松下村塾、菅茶山の廉塾、廣瀬淡窓の咸宜園等である。

四、寺子屋

寺子屋は徳川時代に於ける士庶僧俗の別なく、一般四民に開放された初等普通教育の機關であつた。

塾學の年齢は六七歳から十二三歳位まで、教科は主に習字・讀書・作文・算術・修身等であつた。其の教科書としては、いろは歌・數字・名頭・國盡・商賣往來・庭訓往來・百姓往來・謹身往來・實語教・童子教・古狀揃・三字經・孝經・四書・五經・女今川・女大學・塵劫記等であつた。

第二篇 歐米の教育

第一章 古代の教育

希臘の教育と羅馬の教育を比較せよ。

ギリシヤ人は美乃至調和を尊重し、従つて詩文に長じ、又思案的であつて哲學を好んだが、羅馬の實利的實際的であつて、政治法律辯論に長じてゐた。併し兩者は人本的で現世的、國家公共的であつて、個人主義や世界主義でないことは共通してゐた。

ギリシヤの教育は人格裝飾的であつて實際的方面の陶冶を欠いてゐたが、羅馬の教育は實際的と云ふことを重視した。従つて前者は多方的調和的であつたが、後者は法律・雄辯を重視した。

ギリシヤは國家が教育の任にあつたが、羅馬は家庭と私立學校に委せた。即ち前者の學校が公立であつたのに比し、後者は私立であつた。

ギリシヤの教育は一般に理知的・哲學的であつたが、羅馬は意志的實行的であつた。併し國家公民的事であること、軍隊的教育を重んじたことなどは共通である。

第二章 中世の教育

歐洲中世紀教育の特色を概説せよ。

中世紀と云ふのは紀元六世紀基督教が公認せられてから、十五世紀の文藝復興に至るまでの間を云ふのである。即ち東羅馬帝國の滅亡までを云ふのである。

中世の教育は、ギリシヤ羅馬の國家的精神の代りに宗教的精神を以てし、知的乃至美的教育の代りに道德的教育を施し、且つ禁慾的な生活をしようとした。要するに中世紀の教育を一言で云へば基督教的教育であること云ふことが出来る。即ち教育の目的は、神の意志に合する所の世界的・超越的・禁慾的人格を養ふ所にある。

多くは寺院に於て僧侶の手によつて行はれた。其の方法は聖書と讚美歌とを中心とした。訓練は主として禁慾的であつた。従來は人本的・現實的・多方調和的・國家公民的であつたが、中世は宗教の奴僕として凡てを考へられるに至つた。

中世紀と云つても紀元十二世紀を境として、前半と後半とに分つことが出来る。前半は純然たる基督教教であつたが、後半は十字軍の結果、宗教に疑を持つに至り、一面宗教的であると同時に他

面世俗的經濟的方面に向つた。之れが文藝復興を起す原因となつたと云ふことが出来る。

第三章 十五六世紀の教育

西洋に於ける文藝復興と教育との關係を問ふ。(和歌山)

一、文藝復興

十五六世紀に於ける歐洲社會の大勢は、文藝復興と、それが信仰方面に現れた宗教改革の思想とである。文藝復興と云ふのは中世紀に於ける、絶対に宗教に盲従したことから脱却して、人間陶冶の根本を古典・文藝に求めようとした所の運動である。要するに精神的に覺醒することに依つて、中世紀の束縛から解放されようとした事である。其の主なる原因は次の數ヶ條に見ることが出来る

- (1) 中世紀の教權壓迫主義に對して、其の反動として、自由開放を叫んだのである。
- (2) 十字軍・喜望峯廻航・亞米利加發見等の事があつた爲め、思想が豊富になつたこと。
- (3) 煩瑣哲學の反動して、科學的批判的精神が出来たこと。
- (4) 宗教は墮落し、且つ武士の勢力もなくなつた。
- (5) 東羅馬帝國の滅亡により、數多の古典學者が伊太利に集つたこと。

(6) 中世紀後半の市民教育によつて、民衆の自覺をうながしたこと。其他紙及び印刷術等の發明發見も其の一つに數へることが出来る。

二、教育との關係

- (1) 自由研究の精神を尊重したので、大に研究心が盛となり、科學進歩の基礎となつた。
- (2) 實際主義・現世主義となつたため、教育は現世生活に役立つもたらざるべからずとの思想となり、従つて自然科學・實學的教科を加へ、實際的人物を養成せんとするに至つたのである。
- (3) 宗教改革は、文藝復興の中心眼目である所の生命解放の要求を、宗教的方面に求めんとする運動である。
- (4) 後世の教育思想に大なる影響を及べした。即ち十七八世紀の自然主義の教育、十八世紀の理性主義的な個人主義の教育、晩近の藝術主義の教育等は何等かの意味に於て、直接間接に關係があるのである。

(參考) 宗教改革の教育上に及ぼした功過

第一に教育を一般化したこと、即ち普通教育の發達の基礎を置いたことは大なる功績である。第二に教育の方法に於て宗教問題を使用したことは、基督教初期の教育の復活に過ぎないが、初步教

授の方法に注意したもので、特にサクソニーの法令に見るラテン語入門書の出現は確かにその方面の進歩を示してゐる。第三に宗教的目的によつて統一した教育を行つたことは、教育の効果を大にした美點である。併しこゝに世間的目的を度外視したことは教育の廣い見地から見れば缺點である。教育を宗教の配下に置くことが教育の自由なる發達を妨げた點が多い。第二の缺點もそれに連絡してゐるが、形式的に流れ僧院式教育に歸つたことである。しかしこの弊のために革新の美點を蔽ふには至らぬ。(入澤宗壽氏教育史概説)

第四章 十七世紀の教育

一、十七世紀の教育の特質を述べよ。

一、目的論上の特質

十七世紀の教育理想は人間の本來有する自然性を自然的に發達せしめ、而して現世に於ける實利有能の人格を養成することである。故に一方面に於ては自然主義であるが、他面に於ては實用主義であると云ふことが出来る。

二、方法論上の特質

自然性の自然的發達、個性尊重、自己活動主義等は、十七世紀教育の一般的特質である。從來の教育が教權的機械的畫一主義であつたのを、個性を尊重し自發活動を主にするに至つたのは、教育史上特筆すべきで一大進歩である。

三、教科上の特質

自然科學・實質的教科を重んじ、近代語と自國語を言語的教科の中心とした。又體育にも留意し體操遊戯等を重視した。而して宗教的教科及び古典古語を第二次的な教科としたこと等は、本世紀教育上の一特色である。

2、コメニウスの客觀的自然主義を述べて批評せよ。

一、コメニウスの教育説

教育の目的は神から與へられた所の、人間としての使命を完うする様教養することである。其の人間の使命と云ふことは、完全なる地球上の生活をする事、最高目的としては天國生活をする事である。これを教育上の目的として具體的に示せば、第一に理性的になること。第二に道徳を修養すること。第三に敬虔心を養ふことであると稱へた。

二、客觀的自然主義

教育の目的を達する手段として、氏は客觀的自然主義を唱へた。コメニウスの客觀的自然主義とは、ルソー又はベスタロッチの主觀的自然主義に相對するものである。即ち其の自然とは主觀的心理的自然ではなく、外界の自然を以て教育上の標準としようとしたのである。即ち草木の生々状態とか、鳥類の生活する状態とか、天體の運行する作用とか云ふものを教育上唯一の對照としたのである。故に氏に従へば人間の本性とか個性とか云ふものは全く眼中になく、自然界に行はれてゐる法則をそのまま人間の法則に適用したのである。而して又教授と云ふことは、自然を感覺によつて學ぶものであるとし、直觀を極めて重視した。訓練に於ても太陽と草木との關係を唯一の標準としたのである。

三、批評

客觀的自然主義は半面の見方である。凡そ吾人の發達は、内部に生得的に有する萌芽が、外界自然によつて啓發誘導されて、理想にまで至るのである。然るに氏は内部發展要素を度外視して、外界自然のみを尊重したことは、確に半面のみしか見なかつたと云ふ批評はまぬがれない。客觀主觀の兩面に基礎を置かなければならないのである。

直觀的教育を唱導したことは、誠に結構なことである。徒らに宗教的・教權的にのみ走つてゐた

時弊を救ふものとして價值が多かつた。併し他面に於て精神的思索的方面を輕視したことはよくなかつた。

3、ロツクの教育説を述べ其の影響する所を擧げよ。

一、ロツクの教育説

- (1) 氏の教育説の根據ともなるものは、經驗的心理學である。即ち心は白紙の如きもので、先天的觀念を有せず、一切の知識は生後の感覺と反省とによつて得られると稱へたのである。
- (2) 教育萬能説 經驗によつて心意の凡てが形成されるのであるから、従つて教育は萬能である即ち教育によつて如何なる人格も作り得るとするのである。
- (3) 教育の目的 よく訓練された有用な紳士を造ることが目的である。
- (4) 養護論 身體養護には特に注意し、新鮮な空氣・運動・睡眠・食物の適當であること、野外生活と日光浴を奨め、酒や藥等を禁止し、主として自然的鍛鍊的方法をとつた。
- (5) 德育論 徳性の涵養には頗る重きを置いた。消極的方法としては、劣等感情・慾望等に克己抑制を加へて理性に従ふ習慣を得させ、積極的方法としては、宗教を利用し幼少の頃から廉耻心・名譽心を養ひ、實踐窮行を勵ますべきであるとした。

- (6) 知育論 生活に必要な知識・技能の授與に主を置き、實學主義功利主義を唱へた。
- (7) 賞罰論 人爲的賞罰よりも自然的賞罰に依るのが本則であるとした。猥りに體罰を用ひず、教師は躬を以て範を垂れ、寬嚴宜しきを得て感化を及ぼすべしとした。

二、後世に及ぼす影響

- (1) 經驗論は後世の經驗的教育學に影響した。
 - (2) 功利主義は十八世紀教育のそれに影響した。
 - (3) 紳士養成の教育は英國の實際教育に或る指針を與へた。
 - (4) 體育を重視したことは、ルソー汎愛派に影響し、延ひては獨逸體操にまで影響した。
 - (5) 體罰を否定し、名譽心を刺激したことは、汎愛派の人々によつて、有効に適用せられた。
- 4、フランケの教育事業を記せ。

フランケは一六六三年獨逸に生れ、ハンブルグ、ライプチヒ等の大學に學び、神學・ギリシヤ語・哲學・論理學等を究め、ハルレ大學の新設せられた時、同大學の教授となり、ギリシヤ語・東洋語を教授した。氏は教育思想家としてよりも、教育事業家として世界的に名譽を擧げた。又氏は敬虔派に入り、ハルレ大學に講ずる傍、牧師となり下層人民の感化に力を盡した。

一、學校の設立

フランクは貧民の無學であることを憐み、これに深く同情した。自ら一慈善函を作つて義捐金を集めた所が、若干を得たので大に喜び、貧民の教育に必要な書籍を求め、大學の貧學生を教師として一日二時間位の授業をした。これが有名なハルレ學園の端緒をなしたのである。此の學校は次第に發展して孤兒院・市民學校・ベタゴギウム・ギムナジウム等を設立するに至つた。而して孤兒及び貧民に授産の教育を施したことは注目すべき一つである。

二、教員養成

フランクは始め大學の學生をハルレ學園の教師としたが、次第に學園が發達するにつれて、教師の不足をつけ且つ教師的修養の必要を認めたので、神學生の中から教員志望者を集め、園内に教員養成所を設けた。これ師範教育の嚆矢である。

三、實科學校の設立

當時は古文古語の教授を主とする所の、文科中學のみが發展して、實際生活に役立つ様な學校がないので、従つて社會からの要求に應ずることが出来ない。氏は近世語・近世學術技藝を主とする學校を設立して、實生活に活動し得る所の、人物を養成することを目的としたのである。

(參考) 敬虔派

敬虔派は獨逸に起りし新宗教團體にして、シュベールネルの主唱に成る。此の派の主旨はルーテルの精神によつて純真なる信仰を復活せんことなりき。之れ當時の新教は既に年久しき爲諸種の弊害を生じ、信仰の眞義を忘れて純理的一面に偏し、形式主義に陥りて情操陶冶を顧ざるに至りたればなり。フランクはシュベールネルの親友にして此の派の大教育家なり。

此の派の教育理想は從來新教育の弊たる主知主義・形式主義を廢し、情操に訴へて眞の内面的信仰を得せしむるにありき。宗教的心情を陶冶の中心とせるなり。併し教育を未來生活の爲とせず現實に於ける成人生活の準備とせるは流石に十七世紀的色彩を帶ぶといふ可也。(高橋勇氏教育史精義)

第五章 十八世紀の教育

一、啓蒙思想とは何ぞや。

啓蒙思想とは從來の蒙を啓く思想の義である。宇宙の本體は理性である。人は此の理性を生得的に受けて分有してゐる。故に之を啓けば如何なることでも知り得ないことはなく、解し得ないことはないとして、凡ての事を理性の明鏡に照し合理的批判的に其の價值を決定しようとする。即ち理

性主義・機械的世界人生觀である。

此の理性萬能な啓蒙的思想は、前代から受けた教育革進の運動を迎へて、卓抜な説となり、新奇な學校となり、新進な教育制度となり、教育界に一大變革を來したのである。

2、ルソーの教育説を述べよ。(和歌山)

一、教育の目的

個人を個人の自然性のまゝに發達せしむることを目的とした。氏の名著「エミル」の開卷第一に「凡そ萬物は自然の儘では皆善であるが、人間の手乃至社會の手に移るに及んで墮落する。故に教育はこれ等の外部的悪影響を防止して、人の本性をそのまま發達せしめなくてはならぬ」云。即ち極端な自然主義で又極端な個人主義である。又氏は一般陶冶を主張し、皆一様に人類的に陶冶せらるべきものとした。

二、教育の三要素

氏は自然・人・物の三者を教育者とした。自然とは兒童の内部的自然性のことであり、人とは人類から受ける影響を意味し、物とは客觀的自然である。而して人と物とは自然の指示に服することによつて教育者たるの意義があると稱へた。

三、教育の方法

(1) 教育論 感覺練習・直觀實物教授・自己活動主義・自然物に即する教授・興味主義等を探り、十二歳以前は知育に主力を注がず、主として訓練・養護をなすべきであると云つた。
 (2) 訓練論 一般に知よりも徳を重視した。自律的に訓練し、道德のために道德を行ふべく、名譽心や競争心を利用することはよくないと稱へ、凡て人爲的を排し、自然罰と自然訓練とを主張した。

(3) 養護論 體育は大に重視したが、こゝにも人爲を排し、自然的鍛練主義をとつた。

四、ルソー教育説の由來

ルソーが主觀的自然主義教育説を唱へたのは、當時の實際教育は尙中世的で、禁慾的未來主義であつたから、之に反抗せんが爲めと、二つには當時の社會が一面に啓蒙運動が盛であつたが、他面には感覺的享樂に墮落してゐたので、之等を革新せんが爲めであつた。

(參考) ルソーの人物

ルソーは瑞西ジュネーブの人で、時計屋の子である。一歳に満たずして母は没したが、父が放蕩でその子の教育に注意せず。ルソーも亦長ずるに随つて放浪の生活をなし、一たびは淪落の淵に沈

んだが、デイジョン大學の懸賞論文に應じて一等賞を得てから、漸次頭角を現はし、尋で民約論を著して政治上の革命を促し、更に「エミル」を出して、教育上の自然主義を鼓吹し、後又懺悔録を草して、思想界を警醒する等、その社會に與へた影響は鮮少ではない。就中「エミル」は、小説の構想に於て兒童の教育を論じたものである。その主人公たるエミルは相當な良家庭に生れた孤兒で、それを一人の教師がその誕生の始めから婚期に達するまで、理想的に教育し上げた経路を詳述したもので、實に二十箇年の靜思と三箇年の執筆とに成つたと稱されてゐる。その説は根本に於ては誤謬に陥つてゐるけれども、然かも着想奇抜、筆鋒犀利、時弊を指摘することが痛烈深刻で、多大の刺激を爾後の教育界に與へた。氏が教育上何等の實歴が無くつて、然かも教育史上に忘れられない位置を占めてゐるものが爲である。(乙竹岩造氏新教育史)

3、バゼドウの教育説を述べて批評せよ。

バゼトウはルソーの「エミル」を読んで大に感心し、獨逸に於ける教育の革新者たらんと深く決心し、教育に關する種々の著作を公にした。又デッサウ侯の援助を得て所謂汎愛學校を立て、自己の理想を實地に應用した。

一、教育説

(1) 教育の目的

現世に於て個人的にも、國家的にも愛郷心に富んだ幸福な生活を送る者に仕上げることを目的とした。随つて心身の調和的發達を圖り、愛情を以て教育し、無用の學習を排し、兒童をして無益の勞苦から避けしめた。

(2) 教育の方法

教授に於ては實用的知識を主とし、随つて實物による直感を尊重し、注入・記憶等に偏することは不可とし、理性の蒙を啓く所の開發教授を主義とした。教授の方法は遊戲的に愉快に活動せしめつゝ、學習せしめた。

訓練に於ては大體ルソーの主義を繼承し、「人性は善なるが故に訓練は寛なるべし」と唱へ、性善を認めて自由主義をとつた。而して體罰を否とし喜悅中に道德教育を施さんとした。

訓練に於ては積極的鍛鍊的方法により、體操・遊戲・水泳・入浴等を奨励した。即ちロツク、ルソール等の説を繼承してゐる。

二、批評

教育の窮竟目的を未來の神の世界に求むることなく、現世に於て幸福な生活をするに在ると

した點。汎愛主義に基いて兒童を愛護したこと。體育を奨励したこと。直觀教授・活動主義をとつたこと等は卓見であつた。

併し個人主義の傾向が強かつたこと。遊戲的教授に偏したので軟教育に陥つたこと。訓練があまり寛に失したこと。實利的教科に偏したこと等が欠點である。

(參考) 汎愛派

汎愛派とは啓蒙思想であるところの理性主義・實利主義・自然主義を基礎とし、ロツク、ルソー等の教育説を實地に應用した所のバゼドウ、ザルツマン、ロヒョウ、トラツプ、カンベ等の一派を言ふのである。汎愛とは兒童を博く愛すると云ふ意味で、バゼドウの立てた汎愛學校から起つた語である。

4、新人文主義とは何ぞや。

十八世紀啓蒙思想の反動として、其の末葉から十九世紀の初葉にかけて勃興した人文主義を新人文主義と云ふ。即ち十七世紀以來實學思想のために壓迫せられてゐた古典主義が頭をもたげたものと見ることが出来る。古代文化に歸らうとする點に於て十六世紀の人文主義と同じいが、併し「新」の字を冠させた點が單なる人文主義と異つてゐる。

ルネサンス時代の人文主義は羅馬中心であつたが、新人文主義はギリシヤを中心とし、前者が言語を中心としたのに對して後者は文藝そのものを發揮しようとし、前者が羅馬文化の模倣であつたのに後者はギリシヤの精神を學んで新しきものを創造せんとしてゐる點等が主な相違である。

此の運動にたづさはつた主な人々はハイネ、ヘルデル、ゲーテ、シルレル、フンボルト等であつて、何れも啓蒙思想は利益幸福物質主義であつたから、古典の學習によつて人の圓滿な美的發達を遂げしめんとする點は同様である。

第六章 十九世紀の教育

1、十九世紀教育の特徴を概説せよ。

十九世紀の教育は前數世紀の教育事業を集大成したものと見ることが出来る。今其の發達情況を擧げて見れば、(一)、教育が寺院僧侶の手から離れて國家俗人の手に歸つたこと。(二)、強制教育を勵行するに至つたこと。(三)、科學が優位を占め多方的陶冶を重んじたこと。(四)、目的を現世に求むるに至つたこと。(五)、心理的方法に基き教育の合理的方案を立つるに至つたこと等である。併し之れは前世紀までの事業を完成したものであるが、十九世紀に於ても亦其の特色とする所

がある。

一、國家主義の發達

佛國革命は社會組織を破壊し、ナポレオン一世の雄圖は國家制度に大打撃を與へ、確乎たる團體共同の力を尊重するに至つた。即ち十八世紀の個人主義的教育は、茲に一轉して國家の繁榮を以て目的とするに至つた。實に國家主義は十九世紀の一大特徴である。彼のファイヒテが敵軍占領の地に在つて有名な「獨逸國民に告ぐ」と云ふ大演説をして、大に國家的教育を鼓吹したのは當時の人心を代表したものである。

二、諸種の教育說勃興

又十九世紀は社會の大勢に應じて、種々の方面から教育の說が稱へられ、その内容も充實の緒に就いた時代である。其の要項を擧げて見れば次の如くである。

- (1) ヘルバルト及び其の一派の人々は、科學的教育學を建設し、之を宣傳した。
- (2) ペスタロツチは大に陶冶的精神を發揚した。
- (3) フレーベルは幼兒教育者に努め、幼稚園を創設した。
- (4) ファイヒテ、シュライエルマツヘル等によつて國家教育說が興起した。

(5) スペンサーは近世科學を應用して、教育の說を立てた。

(6) 其他實際家としてチーステルウエツヒ(師範教育)、アーノルド(中學教育)、デルベルト(小學教育)等を出すに至つた。

2、ペスタロツチの教育事業大要を記せ。

一、貧民教育の事業

チューリッヒから程遠からぬピルの近傍に土地を買入れ、貧民の子弟を集めて家族主義の下に、理想的の農業經營をなしつつ、教育する計劃を立てた。これが即ちノイホーフの貧民學校である。

二、孤兒の教育

スタンツに孤兒院を設けて、八十の孤兒を收容し之等と寢食を共にし、毎日午前六時より十時まで及び午後四時より八時までの時間に於て教授した。

三、國民教育

一八〇〇年ブルグドルフの舊城を借り、此處に國民學校を經營して大に効果を收めた。又更にイフェルデンに至りても國民學校を經營し大なる成功を收めた。

四、教員養成

國民學校には教員養成所を設けた。政府は教員志望者を召集し、此の教員養成所に送つた。

五、主なる著述

隱者の夕暮、リーンハルトとゲルトロド、クリストフとエルゼ、ゲルトロド兒童教授法、白鳥の歌。

3、ペスタロッチの教育説を述べよ。(和歌山)

一、教育の目的

人には天賦の能力がある。その能力を自身固有の力によつて發展するものと見て、教育の目的は人間天賦の性能を調和的に發達させることにありと見た。而して氏は各々固有する所の天賦能力は同様のものであることを豫想したので、貧民の子弟にも同情して、之を教育によつて立派な人にせんとした。

二、教育の方法

天賦の能方は思想・感情・行動の三方面に發現するから、教育の方法もこれに應じて知育・徳育・體育の三方面から論じてゐる。根本法則は能力の發展法則であつて、これを調和的に發達せしむることが教育的であるとした。努力の發展法則とは、(一)、能力は使用することによつて發達すること

——(活動主義)。 (二)、自發活動によつて發達すること。 ——(自發活動主義)。 (三)、徐々に發達すること。 ——(漸進主義)の三つである。

(1) 知育 直観を基礎として兒童の活動に訴へ、感覺・知覺を通じて知識技能を陶冶しなければならぬ。最初は物の形・數・名の觀念を明瞭にし、言語を移して發表し次第に知識を擴張すべきであると言へた。

(2) 徳育 愛と信仰とを本とし、カントの思想の如く善のために善をなさしめ、善を他の物の手段とすることを排した。此の點に於て家庭教育を重視し、母の教育任務は神の人に對するが如きものと見た。

(3) 體育 身體をして遺憾なく精神の命令に従ふことを目的とした。

(参考) ペスタロッチ略傳

ペスタロッチは一七四六年一月十二日瑞西のチューリッヒに生れた。幼時父を失つて慈愛深い母と忠實な婢バベリに育てられ、牧師である祖父の感化を受けた。小學校・羅馬學校を卒へ、カレヂに入學してボードメル教授に私淑し、同教授の組織してゐる共和的思想を帶んだ農民保護の團體に加入したため、一時退捕の厄に會つた。ルソーのエミールを讀んで、牧師たらんとした考を棄てて

法律を研究し國家の爲に活動しようと新たな目的を立てた。が、過度の勉強の爲に健康を害し、書を焼いて修學の念を絶つた。そして靜平な農業生活に心を寄せ、一七六年ノイホーフに農業を始め、妻アンナ・シユルテツスを娶つた。新夫人は心情頗る高潔で、ペスタロツチの大事業を成就するについて内助の功極めて大なるものがあつた。此の地で貧民學校を起したが、農業と共に失敗に終つた其後十八年間は文筆に力を注ぎ、「隱者の夕暮」リーンハルト及びゲルトロード「第一卷を相次いで出版した。

一七九八年佛軍が瑞西に侵入し、スタンツは其の兵燹に罹り、慘害が最も甚しかった。ペスタロツチは各地に孤兒教育を始め、第二の新生面を開かうとした。けれども半年の後再び佛兵の侵入にあつて孤兒院を閉ぢなければならなくなつた。そこで氏は此の地を去つてブルグドルフに至り、一學校の教師となつた。が、成功を妬まれて職を退き、其地の舊城を借り國民學校を創設し、第三の新生面の開拓に奮闘した。しかるに政府は舊城を官舎に用ひ、ミュンヘンブクゼーの一僧庵に學校を移さしめた。これはペスタロツチの意に満たないところであつた。偶々イフェルテン府から招かれたのを好機として、一八五〇年多數の教師を引卒し同市に至り國民教育に従事し、第四の新生面を開かんとつとめた。當時、氏の技倆は圓熟の極に達し、イフェルテンの學校は新教育の淵藪とし

て其名全歐洲に轟き、諸國の遺族・學者・教育家が雲集した。斯くて氏の生涯中最も華かな時代は展開されたのである。然るに多數の參觀人は職員を忙殺すること甚しく、各國より集まつた生徒は國語を異にし教授を困難ならしめた。加ふるに氏は統御の才に乏しかつたため、職員の不和を馴致し、校運は次第に衰へた。一八一五年賢婦人と呼ばれたプスタロツチ夫人逝くや、職員の軋轢は遂に爆發し開校のやむなきに至つた。氏は七十九歳の老軀をノイホーフに運び、餘生を文筆に托して二三の著述を公にし、一八二七年二月十七日波瀾曲節の全生涯を安らかに終へたのである。(小川正行氏ペスタロツチの生涯と其事業に據る)

【類題】ペスタロツチの思想背景と教育史的意義とを述べよ。(新潟)

4、フレイベルの教育説を略述せよ。(奈良)

一、目的論

フレイベルの根本思想は、シェリングの同一哲學即ち物心一如説及び汎神論的見地である。萬物は神より來り、自然界の物體も人も皆精神的活動の表現であつて、物心は其の根本に於て一如である。故に神は凡ての物に存在して之を支配してゐる。従つて凡てのものは其の中に存する神性を發揮した時がほんとの姿である。此の見地から教育の目的を見れば、本來善良な人の神性を發展して

本來一如である所の自然と和し、神と一致せしむるに至ることではなくてはならぬ。

二、方法論

本體の本質は自己活動である。所謂發展とはこの活動性を適當に指導して、正當な發達を遂げしめることである。斯くして活動教育を唱導したのである。

而して身體方面の活動は遊戯である。元來物心は一如であるから遊戯によつて精神をも發展し得るとなし、遊戯の教育的價值を發揮し、作業の必要を力説した。

又氏は物心一如なることにより、物の形態結構は自ら一定の精神を表すものであるから、形態や結構を知ることが、其の表徴する精神を諒得する所以であるとして、所謂恩物を工夫した。

氏の幼稚園は斯の如き原理と方法によつて始められたのであつて、單に幼兒を監護すると云ふ様な消極的のものではない。遊戯によつて幼兒に適した活動をなさしめ、之によつて心身を發展せしめんとしたのである。

5、フレイベルの教育説が教育の實際に及ぼす影響を述べよ。(鹿兒島)

一、フレイベルの教育説

教育の任務は、本來善良なる人の神性を發展して、自然と調和し神と一致するに至らしむるにあ

る。而して人は其の本性が活動的であり、活動によつて神性を開發することが出来るものであるとして、活動教育を唱導し、遊戯・作業・遠足・戶外生活等を行つた。又恩物を考案し幼稚園を創設したと等は特筆すべきことである。

二、實際に及ぼした影響

フレイベルの影響は、主として幼稚園の發達と、其の教育方法上に現はれた活動的教育とにある。幼稚園の教育は氏の創意に基き漸次發達し、現今に於ては各國共に其の設立を競ひ、方法に於ても大に進歩を來してゐる。次に現今唱導されてゐる所の、自己活動主義・創造主義の教育或は勤勞作業主義及び手工教育的價值を高めたこと等は、其の原因の一つがフレイベルの思想に影響せられたものである。併し活動主義も氏は汎神論に基くものであつたが、現今のそれには生物學的根據に立つ一面もある。

【題題】 フレイベルの教育史上の地位。(東京)

(参考) フレイベルの生涯及び事業

一、チユーリンゲンのオーベルワイスバハに生る。父は牧師。自然愛好。林學數學研究。エナ大學に學ぶ。

- 二、一八〇一年森林書記となる。
 - 三、一八〇五年フランクフルト小學校教師となる。ベスタロツチをイーフェルテンに訪ふ。
 - 四、一八〇八年再びベスタロツチを訪ふ。
 - 五、一八一一年ゲツチン大學に研究。
 - 六、一八一三年従軍。
 - 七、一八一四年伯林博物館員となる。
 - 八、一八一六年イルムに學校を開き、翌年カイルハウに移す。
 - 九、一八三三年瑞西ライルソウに學校を開く。
 - 十、一八三七年ブランケンベルヒに幼稚園をひらく。四四年閉鎖を命ぜらる。
- 著作、「人間の教育」母と遊戯歌「幼稚園の本質」(入澤宗壽氏教育史圖表)
- 6、ヘルバルトの教育説を述べよ。(長野)
- 科學的教育學の建設者ヘルバルトは、十七世紀に於けるコメニウスの教授大全、十八世紀に於けるカントの教育論の後を受け、秩序井然たる體系を有する教育學を作りあげたのである。而してそれは教育の理論界及び實際界に多大の影響を與へた。

一、教育の目的

道德的品性を確立することが究竟の目的であるとした。而して道德的品性とは、自由・完全・好意正義・報償の五道念が相結合して實現される性質を云ふのである。

二、教育の方法

氏は教育の目的を倫理學に求め、方法を心理學に求め、此の二大科學を基礎として教育學を科學的に建設したのである。従つて教育の方法に於ても、其の心理學を基礎として各種の方面から論ぜられてゐる。

- (1) 教育の方法としては、管理・教授・訓練の三方法によるべしとなした。
- (2) 管理は消極的方面から兒童の自然性を馴致して、教授及び訓練の素地を作るものである。
- (3) 教育の究竟目的は道德的品性の陶冶である。故に教授はこれを達する方法でなければならぬこれを教育的教授と云つた。
- (4) 教育的教授は道德的品性の陶冶を究竟の目的とするけれども、直接には興味の惹起である。蓋し興味は情操の發現であつて、情操は品性の萌芽だからである。
- (5) 教授に於て興味を起し得べき段階を心理學の法則によつて、一定の形式を示した。即ち專心

と致思、靜止と進動とを組合せて、明瞭・聯合・系統・方法の四段階を必要としたのである。

(6) 訓練は兒童の情操に直接影響して、その品性を陶冶するのであつて、示範・訓練・命令・禁止・賞罰等により、其の結果自律的に行動するに至ればよいのである。

7、ヘルバルト學派の稱へたる開化史的段階説及び中心統合法の意義を明らかにせよ。

一、ヘルバルト學派

ヘルバルトは獨得の見地を以て科學的教育學を建設した。其の門下にも數多の學者が輩出して、所謂ヘルバルト學派をなした。此の學派に自ら二派出來た。一つは氏の學説を忠實に祖述するもので、他は之を補成して改造を施したものである。前者に屬するものに、ストイ、フリツクス、ザルヴニルク等があり、後者に屬するものに、チルレル、ライン、ウイルマン等がある。

二、開化史段階説

開化史的段階は歴史的段階とも稱へる。選擇した教科を人類文化の發達して來た過程に應じて排列することである。其の理由とする所は、個人精神の發達は人類文化の發達過程を反復すると云ふ約説原理である。兩者は全く並行するものであるから、教師の排列は文化發達過程に従つて排列し

た時にのみ兒童に適合し、又理解することが出来るのであるとして、チルレルは次の如く排列した。併し約説原理は今尙蓋然的法則に過ぎないから、之を基礎として立てた説は確實たり得ない。

一學年、グリム童話。二學年、ロビンソン物語。三學年、猶太家長時代の歴史。四學年、猶太裁判官時代の歴史。五學年、猶太王政時代の歴史。六學年、基督教の歴史。七學年、使徒傳。八學年、宗教改革時代の歴史。

三、中心統合法

中心統合法と云ふのは、一つの重要教科を中心として、之に諸多の教科を統一しようとするものである。而し中心とする教科に如何なるものを選ぶかは人によつて異なる。併しヘルバルト學派にあつては倫理的宗教的情操教科を中心とした。即ち教科の進行につれて、他の教科は無系統に隨時的に授けんとするものである。これは各教科特有の目的を無視するもので誤りである。

8、ヘルバルト教育説の我が國教育の發達に及ぼしたる影響を述べよ。

一、ヘルバルト教育説の概要

科學的教育學の建設者たるヘルバルトは其の基礎を倫理學と心理學とに求めた。即ち氏は教育の目的を倫理學に求め、道德的品性の陶冶を教育の目的とした。而して其の方法の原理を心理學に求

め主知主義即ち觀念論を唱へたのである。かくて氏は此の道徳的品性と觀念の中間に興味を持ち來して、これに渡りをつけたのである。

教授の最高目的は多方興味の惹起である。而して之が爲めには類化が必要である。且つ教授段階を必要とし、明瞭・聯合・系統・方法の四段階を定めた。

管理を以て教授に至る豫備とした。監視・命令・禁止・威赫・微罰を其の手段とした。訓練は教授の前件となり又後件となるもので、自律的行動に至りて完成すとした。

二、我が教育の發達に及ぼしたる影響

氏の教育説は、森文相の時文科大學内に教育學專攻科を置き、獨逸人ハウスクネヒトを招聘したるに由來する。氏はヘルバルトの教育説を信奉した人であつたから、その講ぜし所は、ヘルバルト及びチラー等の教育説であつた。時あたかも我國民は歐化熱より覺め、國粹保存の聲の高くなつた時であつたので、道徳的品性の陶冶を目的とせるヘルバルトの教育説は、忽ちにして我が教育界を風靡するに至つた。故に我國に於ける教育の組織的研究は、ヘルバルトの學説によつて開拓せられたと言つてよいのである。

ヘルバルトの教育學説は、從來のものに比すれば、科學的教育學と銘を打つてあるだけ、それだ

け理論としても根據を有してをつたし、更に心理學に立脚してをつたから、教育實際を指導する上に於ても、後來のものより一層利益なものであつた。隨て其の影響を受けたのは單り我が國のみではない。世界各地に其の影響を波及したのである。

ヘルバルト學風の普及に最も效勞のあつたのは、我が谷本富博士である。氏は最初に「實用教育學及教授法」を著して、ヘルバルトの學説を謳歌するや、人心漸くヘルバルト崇拜に趨かんとする形勢があつたので、「更に科學的教育學」一名ヘルバルト論辨を公刊して、大々的に紹介した。こゝに於てか當時教育に身を委ぬる人にして本書を繙かぬものはなかつたと云つても過言でない。かくて品性陶冶・多方的興味・五段教授法・教育的教授等の語は、忽ちにして全國に飛翹し、如何なる山間僻地の教師と雖も、これを口にせざるものなくヘルバルトに依らざれば人の子を教育するこゝと能はざるが如き觀を呈した。

9、スベンサーの教育説を述べよ。(埼玉)

氏の思想はミル、ダーウキン、コムト等の影響を受けて、功利主義的・生物進化論的・實證的であつた。従つて其の教育説も氏の自稱せる如く科學的のものであつた。

一、教育の目的

人生の目的は現實に於て完全幸福な生活をすることである。教育の目的もかゝる生活を營ませる様にするにある。而して完全幸福な生活の内容には五つの要素がある。此の五要素に充當する教科教材を選択した。

- (1) 直接に生命を保存する活動——生理學・衛生學。
- (2) 間接に生命を保存する活動——數學・理化學・生物學・社會學。
- (3) 子孫の教養に關する活動——心理學・兒童生理學。
- (4) 社交的・政治的の活動——歴史。
- (5) 趣味的活動——文學・音樂等。

二、教育の方法

教育の注入主義を廢して開發主義に重きを置き、實物教授を尊び、且つ觀察力を系統的に陶冶することに力めた。即ちペスタロツチの教授主義を賞揚したのである。又兒童の精神を進化論的に研究し、これによつて教授の方針を立てた。

- (1) 簡より繁に進むべきこと。
- (2) 有形から無形に、具體から抽象に進むべきこと。

(3) 簡體發生は系統的發生を反復するものであるから、教育の方法も人類開化史の順序によるべきこと。

(4) 兒童の自然に發達する能力を鼓舞すること。

(5) 愉快に學習せしむべきこと。

德育 德育上の主義はルソーに似て自然主義である。即ち自然的懲罰説をとり、人爲的懲罰を排斥し體罰は全く嚴禁した。

體育 完全なる人は身體的には動物的たらざるべからずとして、體育を重視し自然的な衛生法をとつた。

三、我が國に及ぼした影響

スペンサーの著した「知的・德的及び身體的教育」は明治十三年頃翻譯されて盛に讀まれた。氏の實利主義の教育説はペイン及びジョホノットによつて、我が國に入り來り教育令時代の學風を支配した。

10、左の人々につき知れる所を記せ。

『ヂーステルウエツヒ』『トマス・アーノルド』『デルベルド』『ホレイス・マン』

一、チーステルウエツヒ

獨逸のジーゲンに生れ、ベスタロツチの門流と交り、深くベスタロツチを研究し追慕して、其の百年祭を舉行した。教育の振興は教員養成事業の改善に基因すとなし、師範教育の改善に志した。自ら伯林師範學校長となるや、練習の學校を設け學生に教授法の練習をやらせた。其の他市内小學校教員を激励したので、伯林の初等教育界は面目を一新するに至つた。尙延いては獨逸全體に及んだ。斯くの如く教育實際界に對する氏の成績は實に大なるものであつた。

二、トーマス・アーノルド

英國のカウエに生れ、テームス河畔レーラムに學塾を開いたが、後選ばれてラグビー中學校長になつた。氏は當時の教育が知的にのみ馳せてゐるのを慨き、「青年教育の要は精神を健全にし、正しき人生觀を持つて道徳的に進ましむるにあり。」となし、大に校風の作興に盡力した。爲めにラグビー中學の校規は正しく行はれ、名聲は高く模範とするに至つた。教授の方法は自學主義により、徹底的に研究せしめた。

三、デルベルト

獨逸のライン地方の一農家に生れ、師範學技を卒業してベルメン市の小學校長となつた。氏は學

校・家庭・社會の聯絡に力を用ひ、毎週一回父兄會を開き、且つ教職の尊嚴を感じて、各教員に全科を擔任せしめ、又校内に批評研究會を開いて實地研究に力める等初等教育に盡する所は大きいものであつた。

四、ホレース・マン

ホレース・マンはマサツチュセツツ洲フランクリン町に生れ、辨護士となり後教育局長となり、州内教育制度の改善に努めた。氏の成績中主なるものを擧げて見れば、(一)、民衆に教育の必要を宣傳したこと。(二)、學校の内容を統一したこと。(三)、師範學校の建設に努めたこと。(四)、内外の教育狀況を調査し其の長所を採つたこと等である。

第七章 輓近の教育

一、現代教育思潮の傾向に就きて。(和歌山)

現今幾多の教育説が主張されてゐる。曰く自由教育、曰く文化教育、曰く創造教育、曰く藝術教育等實に十指を下らない有様である。併し斯くの如く一見多様多種なるが如き教育説も、自ら共通する所の要素がある。今其の一般的傾向を述べて見よう。

一、現代教育思潮は概して主意的である。陶冶の對象たる精神を靜的に且つ主知的に見たのは、古い心理學の罪であつた。現代の心理學乃至哲學の傾向は、主意主義乃至主情主義的である。これが教育説に影響して主意的乃至主情意的たらしめたのである。

二、教育の根本思想が主意的乃至主情意的であると云ふことから、活動主義・自由主義・個性尊重主義・創造主義・作業主義等の特色が現れて來た。注入的教育を排して自己構成によらしめることは現代教育の一特徴である。

三、現代の思想には個性を尊重すること、即ち個人主觀を重んずることは皆一樣であるが、其の主觀を個人的に見るか超個人的に見るかによつて、心理的自由主義となるか、理想的自由主義となるか、或は自然主義となるか、文化主義となるかの相違が生じて來る。而して現代思想の中には其の兩相ともあるが、概して云へば理想的・文化的・哲學的なものである。

四、社會的教育思想と個人的教育思想とは、久しく相對立して來たが、現今では社會乃至個人を哲學的に研究した結果、其の兩者を止揚した意味の社會的教育思想となつて來た。

(參考) 現代教育思潮の概観

近代文化の黎明を告げた文藝復興の歡びの光に、人々が發見したまことの價値は、古代文藝の精

華ではなくて、その根底に力強く動いてゐた人間そのものゝ姿であり、自治自由な自我の面影であつた。さればこそ過去の讚美は纏て未來への憧憬となり、横暴な教權の壓迫、それに阿る神婢哲學更に傳統的特權に基く封建制度や專制政治等に對して宗教改革・科學運動・啓蒙思潮と相繼ぐ自由の警鐘は亂打され、斯くして中世の暗い桎梏から解放された自我の面影は、刻一刻潑刺たる近代文化の榮光に輝いて來たのである。

斯うした自我解放の大運動は先づその銳鋒をば、自然に關する迷蒙の打破と社會に於ける因襲の排撃とに向つて試みた。前者の根底をなすものは經驗主義の勃興であり、後者の中軸をなすものは個人主義の擡頭である。常に時代の文化と相即不離の關係に立つ教育思潮も亦この大きな潮流を脱せず、茲に吾人は近代教育の二大思潮として、經驗的教育思潮と個人的教育思潮とを見るに至つたのである。そこでは、かの自然科學を貫く目的と方法とが一切を支配し、教育の目標もその方途もあるが儘の經驗的事實から歸納してこれを求めるべく、あらゆる宗學的獨斷や形而上學的假定を排除して、純粹經驗科學としての教育學を嚴かに打建てやうとするのである。同じ思想傾向は人間生活を規制する社會的羈絆に對して個人を解放し、生れながらにして善美な人間性をば自由に伸長させることに教育の本質を見出し、兒童の權利・個性の尊嚴の前に、成人達のをこがましい干渉を痛

罵し、教育上の權威主義への反抗を慫慂する個人的自由主義の教育思潮となつたのである。

然しながら、思想の展開を貫く辯證的動向は、總て經驗主義に對する理想主義の復活を喚び、個人的見地に對する社會的見地の高調を起し、茲に規範的教育思潮と社會的教育思潮との勃興を來たした。あるが儘の現實の上に當にあるべき理想を確立し、その理想を構成する先驗的法則を探求する時、そこに教育の目的は勿論方法も亦自ら提供されるといふのである。又かの個人的教育思潮が謳歌する經驗的個人は單なる抽象の原子に過ぎず、人は本來社會的實在であつて、社會の爲に、社會に出つてのみ陶冶されるべきものと見られるのである。

經驗主義と理想主義・個人的見地と社會的見地、さうした正反の對立は今やより高い平面に止揚されて、新しい綜合の見地が築かれなければならない。人格的教育思潮はこの綜合の核心をば各人に於ける自然と規範との融合としての人格に求め、現象學的教育思潮は直觀と概念との緊密な結合としての本質直觀にこれを求め、更に文化的教育思潮に至つては、歴史的社會に於ける價値の實現としての文化にこれを求めるのである。人格と文化とは同一實在の主觀化と客觀との所産であつて共に經驗に於ける理想の活現であり、本質直觀に於ける最後の所與であり、個人に即する社會の財寶である。人格の本質を解明してこれが陶冶の方案を教師對子弟の人格的交渉に求め、又文化の構

造を深究してこれが蕃殖の方途を子弟の體驗・理會の過程に求める時、その教育作用の具へるべき一切の要素が最も包括的にされるのである。(乙竹岩造氏新教育學要論)

2、社會的教育學の主張の概要を述べよ。(岡福・北海道)

一、社會的教育の由來

社會的教育の思潮は、前世紀の末から現世紀にかけて著しく勃興した。其の由來する所を舉げて見れば、(一)、啓蒙思想の産物たる個人的教育思想が世の大勢であつた。殊に一時天下を風靡した所の、ヘルバルト派の説は個人教育を主とした。之等の反動として社會的教化を重んずるに至つた。(二)、佛國革命、ナポレオンの雄略等によつて國家國民的精神の必要を認め、社會的國家的研究が盛となり、國民の權利は擴大され政治に干渉するに至り、社會的國家的教育の必要を生ずるに至つた。(三)、經濟上の發展、經濟組織の變動は大企業隆盛となり、共同作業團體的精神の必要を認むるに至つた。これ等の事情から社會的教育學を生ずるに至つた。獨逸のナトルプ、ベルグマン、米國のデューイ等は其の代表的なものである。

二、主張の概要

個人は單なる個人でなく、必ず社會的個人である。即ち人は社會に生れて、社會に成長し且つ社

會に於て生存するものであるから、本質的に見て社會的のものである。又教育の方面から見ても、教育は既に社會的現象であるから、社會を離れて教育はあり得ない。斯の如き見解から教育の目的方法及び材料を社會の立場から決定せんとするのが社會的教育學である。

個人的教育學と對象して見れば、次の二點によつて區別することが出来る。(一)、決定的教育力として、個々の教育者の個性を重く見るか、又は團體を重く見て個々の教育者は團體の名に於て教育するものと見るか。(二)、教育の目的は個人の育成にあるか、又團體の一員としての育成と見るか。等が即ちそれである。

三、社會的教育學の影響

この學説は教育考察上社會と教育との關係を明らかにし、且つ實際上に於ても、學校の社會化、公民的教育等盛となり、尙通俗教育・成人教育・思想善導等にも及ぼんとするに至つた。

3、人格的教育學の主張を述べ之が教育に對する影響を記せ。(熊本)

一、人格的教育學の由來

教育上人格を重く見ることは必ずしも近代のみの思想ではないが、最近に至つてその主張が著しくなつて來たのである。其の所由の主なものを見て見れば、(一)、自然主義に對する新理想主義

の勃興。(二)、物質文化に對する精神文化の重視。(三)、主知主義に對する主情主義の反動。(四)社會主義と個人主義との調和。(五)、實驗的教育等に對する反抗である。

二、主張の要點

主情主義的根據の上に立ち、人格の本質を自然的感性的自我に打ち克つて、絶對的自我に向つて進ましむることを教育の目的とする。従つて兒童の人格を尊重し、各個性に新なる意義を認め、内省直覺力・創造力を養ひ、以て子弟の人格を陶冶せんとするのである。其の主要なる方途は、教師の人格的光輝を以て兒童の人格に接觸せしめ、そこに對者の眞生命を發達助長するのである。

三、その影響

教育の目的が人格の陶冶にあることは言ふまでもないが、從來は其の概念が明瞭でなかつたけれども、人格的教育學の主張する所によつて一層明白になつて來た。教育の實際方面に於ても個性尊重の風を起し、教師の人格が教育上有力であることも認められ、學習の方法に關してもこれを中心として工夫されるに至つた。

4、實驗教育學とは如何なるものか。

實驗教育學は自然科学の研究方法たる實驗・觀察・統計等によつて、教育事實を研究し、教育作用

に間する確實なる原理を見出さんとするものである。即ち近年に至りて、自然科学の研究方法を精神科學の研究上にも適用することになり、實驗心理學が進歩するに至つた。これに伴つて其の基礎の上に教育學を建設せんとして實驗教育學が生れたのである。獨逸のライ・モマン、米國のソーダイク・ジャッド等は有名な人々である。

一、實驗教育學の性質

(1) 教育事實を實驗・觀察・統計に訴へて歸納的に研究し、客觀的妥當性のある原則を立てようとする。

(2) 實驗心理學及其の他の科學の研究結果を採用するけれども、其の事實を教育と云ふ立場から見ると、獨立の科學たり得るのである。

二、研究の効果

教育を客觀的に研究して、科學的基礎を與へんとしたことは、教育の方法に關し有效なる手段をとらしめることが出來た。即ち教育方法につきては從來は經驗に従ひ因襲に據るのみであつたが、實驗教育學の發達につれて、確實な原理を握ることが出來る様になつたのである。

實驗教育學の現今發表せる研究結果は、知能の測定・素質の吟味・精神作業の分析・疲勞の研究・學

習の研究・教育測定・學校調査・特殊兒童の取扱法等である。

5、勤勞作業主義の教育説の要點を述べよ。

一、勤勞作業主義の要點

學習上勤勞作業を重視するものが勤勞作業主義の教育である。近來唱へられてゐる勤勞作業主義は手工を中心とし、身體的作業を重視し、且つ之を發表的方面に用ふることに努めてゐる。從來の作業主義は精神作業を重く見、しかも收得的方面に用ひた。此の點は相違する甚だしいものである。勤勞作業主義は現代のみの所産ではない。ロック・ルソー・バゼドウ等にもあり、ペスタロッチ・フレーベル等によつて高唱せられて來た。併し輓近に至つて特に強調せられた所由は次の諸點に歸する。

(一)、教育が普及し實生活と接近するに至り、實用上の見地から發達して來た。

(二)、新心理學・新哲學は主意主義的傾向である。即ち人心を活動的性質と見、實行を重んずるに至つた。

(三)、工藝教育の發達、直觀教授・練習主義が唱へられるに至つて、此れと流を同じうする作業主義も發達するに至つた。

二、勤勞作業主義と他の教育思想との關係。

- (一)、個人的教育説は兒童の活動性を伸展させようとして勤勞作業の必要を認める。
- (二)、藝術教育は發表を重んずる故作業主義に傾くことになる。
- (三)、人格的教育は能動的人物を養成せんとする故、作業の心理的價値を認める。
- (四)、社會的教育・公民教育は共同作業を方法として協同の精神を養成せんとする。

三、批評

主意主義に立脚し、兒童を能動的に見て作業によつて、有爲有能の人物を養成せんとするは長所である。併し勤勞作業主義は教育方法上の主張であつて、教育の全部を示すものではない。靜的學習を輕視する傾向のあるのは欠點である。

(參考) 晩近教育思潮要約

一、公民教育説

教育の標的は國家の公民としての教養を圖るにあるから、その方法としては、公民的情意を養ひ、公民的の思慮を練り、公民的の動作を陶冶することに最も重きを置かなければならないと力説するもので、獨逸のケルンエンシュタイナー・フェルスター等はその主張者である。

二、藝術教育説

既往の教育が餘りに知識と科學とに偏重した爲、主知主義・科學萬能主義に陥り、吾等の高尚な情意生活に役立つ所が少なかつたといふので、その反動として起つて來たのが藝術教育運動で、これは藝術の人格に對する價値を高唱し、高尚な美的趣味の涵養によつて、純美な品性を陶冶しようと企圖するものである。隨つてこの説は藝術を教育の至重要素とし、美學の原理を教育の上に適用して、兒童の直觀と構想との向上を圖らうと努める。英國のラスキン、獨逸のリヒトワルク・ラング・ウエバー等は實にその力説者である。

三、自由教育説・自働教育説・自學主義

從來の劃一主義を打破して、兒童の個性を自由に發揚暢道させよと絶叫する獨逸のグルリット、瑞典のエレン・ケイ一派の自由教育説、兒童の自働に訴へ、感覺・運動の十分な練習によつて教育せよと鼓吹する伊太利のモンテソリー女史の自働教育説、教育は生長であるから、學習は教授よりも自學によつて全うされなければならないと唱導する米國のジョーネス・パーク等の自學主義も、亦近時の思潮である。

四、プロジェクト法・ドルトン案

プロジェクト法は人本主義を父とし、行動主義を母として米國に生れ出た教育方法で、教材を計畫・構案の形に於て取り、兒童自身の經驗とし問題として自らこれを解決させることによつて學習を達成させやうとするもので、キルバトリック・プラノム・マクミユリー等がその主張者である。又ドルトン案は兒童大學の創始者たる米國のパーカースト女史の考案に係り、自由と共働とを併せ重んじ、課業の契約に基づいて指導案を揭示し、適切な學習室の設備と十分な參考資料の提供とによつて、學習者の攻究を自學的に徹底させやうとするものである。(乙竹岩造氏新教育史より)

第三篇 本邦明治維新以後の教育

第一章 教育制度の變遷

1、明治維新以後我が國に於ける教育制度の變遷を略述せよ。

一、明治五年まで

明治元年京都に學習院を復興し、東京に昌平黌・開成所・醫學所を再興した。明治二年府縣學校取調局を設けて小學校の設置に就いて府縣に令を發した。明治四年文部省を置き、大木喬任が最初の

文部卿に任ぜられた。

二、學制時代(五年——十二年)

明治五年八月佛國の制を參照して學制を頒布した。全國を八大學區として區毎に大學校一校を置き、一大學區を三十二中學區とし、區毎に一箇の中學校を設け、一中學區を二十小學區とし、區毎に小學校一校を設けた。而にて華士族・農工商の區別なく、必ず教育を受けるやうに制定した。

三、教育令時代(十二年——十九年)

學制の規定は整然としてはゐたが、理想に過ぎ且つ劃一的であつたので、明治十二年法規を寛し、小學校設置の區域・教科・學費等は大要を規定するに止め、他は町村に委ねた。然るに此の規定が寛に過ぎたため再び其の弊害を認め、明治十三年改正教育令を出した。即ち學校設置廢止は府知事・縣令の認可を受けることとし、就學義務年限を三ヶ年とした。

四、學校令時代(十九年——二十七年)

森有禮文部大臣となるや、歐米の學制を參酌して、明治十九年帝國大學令・師範學校令・中學校令・小學校令及び諸學校通則を定めた。明治二十三年教育に關する勅語下賜せられ、國民教育に對する根本思想が統一するに至つた。

五、國民自覺時代(二十七年——明治の終)

明治二十八年高等女學校令の發布を見、三十三年には小學校令を改正して、義務年限を四ケ年とし、四十年には更に六ケ年に延長した。三十六年には小學校教科用圖畫を國定とした。

六、大正時代

大正八年小學校の教科を整理し、必修科目・加除科目・隨意科目を定め、地方學事通則・小學校令・小學校令施行規則の三つを確立した。大正七年には市町村義務教育費國庫負擔法を公布し、小學校教員俸給の一部を國庫が負擔することとした。十二年には小學校令の一部を改正し、新たに盲啞學校令を發布した。今や義務教育年限を八ケ年に延長せんとの問題は上下を通じての懸案となつてゐる。

第二章 教育思想の變遷

一、明治維新以後に於ける我國教育思想の變遷を略記せよ。(愛媛)

一、明治五年まで

維新當初の教育思想は、五箇條の御誓文を中心としたことと言ふまでもないが、教育學說も教

の方法も未だ全く舊套を脱することが出来なかつた。概して道德的儒教的思想であつた。

二、學制時代

西洋文物を輸入し、これを模倣して専ら知力の啓蒙に努めた。随つて實利實用に關する學問が甚しく尊重せられ、教育學說も時代に伴つて實利主義に傾いた。又ページ・ノルゼント等の書が愛讀せられ、教授法の研究が盛んになつた。之を要約すれば、米國教育思想輸入時代、實利實用主義時代、教授法研究時代、ページ・ノルゼント時代、教育の庶民普及初期時代である。

三、教育令時代

政府は道德主義の教育方針を立てたが、實際思想界は實利主義を理論的に深究せんとして、スペンサー、ジヨホノット等の說を研究するに至つた。又ベスタロッチの開發主義教授法も鼓吹されたことは特筆すべきである。

四、學校令時代

此の時代は教育の理想に於ても、方法に於てもヘルバルト學風全盛時代であつた。即ち二十年獨逸人ハウスクネヒト氏を招き、大學に於てその學說を講ぜしめた所、氏はヘルバルト及びチラーの說を紹介し、又谷本富氏もヘルバルトの說を唱導したので、従つて道德的品性陶冶・教育的教授・多

方的興味・五段教授等の語は普く知れ亘るに至つた。

五、國民自覺時代

教育に關する勅語の御下賜によつて、國民教育思想も統一の氣運に向ひ、一種の道德的教育思想を生ずるに至つた。教育教授の主流はヘルバルト主義であつたが、兒童の自己活動を顧みず且つ個人主義的傾向があるので、此の欠點を補ふべき教育説を要望するに至つて、樋口勘次郎氏によつて活動主義の教授法が唱へられ、熊谷五郎・吉田熊次氏等によつてウイルマン、ナトルプ、ベルゲマン等を中心とする社會的教育説が提唱されるに至つた。

六、大正時代以後

社會的教育學は引續き唱導せられ、其の他にモイマン、ライ等の實驗教育學、オイケン、ブツダリンデ等の人格的教育等、ケルシェンシュタイナー等の公民教育學等が紹介せられた。歐洲大戰後はデュキーの思想・ナトルプの思想・勤勞作業主義・自己活動主義・職業的教育思想・成人教育・藝術教育・兒童中心教育思想等主意的生活本位的の教育思想が盛んに起つて來た。輓近に至つてはデルタイ、シュプランガー、リット等の所謂文化教育學が唱へられるに至つたのである。

五、心理學

第一篇 總論

第一章 心理學の意義

1、心理學とは如何なる學なるか。

一、心理學の意義

心理學は心的現象を對象として、之を分析し總合し、其の間に流れてゐる法則を研究し、以て精神作用を説明せんとする科學である。

二、心的現象とは何ぞ

心的現象の詳細なことは、心理學の全部の説明をしなくては明瞭とならないが、大體の意義を述べて見れば、感覺・知覺・表象・記憶・想像・思考・感情・意志等の如き、精神内部の出來事を總稱して云ふのである。例へば昨日音樂會に行つた事を憶ひ出して、愉快を感じたとすれば、この憶ひ出し

たことも、愉快を感じたことも皆心的現象である。而して又再び行かうと欲して行つたとすれば、この欲する働きも、行くと云ふ行動の前件となるものも亦心的現象である。

心的現象は物的現象と相對する語である。故に心的現象の性質を明かにするには、物的現象と比較して見る必要がある。物的現象とは、風吹き、雨降り、火燃え、水流れると云ふ様な、外界の出來事を云ふ。

三、心理學の任務

心理學は説明科學である。説明科學とは、事實を記述すると共に、其れに流れてゐる一般法則を發見し、此の法則に依つて事實を説明する科學である。従つて心理學は次の三つの任務がある。

- (1) 心的現象は複雑であるから、之を單純な要素に分析して、如何なる要素から成つてゐるかを明らかにすること。
- (2) 心的要素の結合する状態や、心的現象相互の關係等を明らかにして、其の生起及び發達の法則を究めなくてはならぬ。
- (3) 心的現象は身體と如何なる關係にあるか、又は家庭・學校・社會等の環境との關係は如何にあるかを説明すること。

心理學は斯くの如く心的現象を研究する科學であるから、倫理學・教育學・社會學・論理學・美學・宗教學等苟も精神と關係のある凡ての科學は、心理學の補助を受けてゐる。故に凡ての精神科學の發達は、心理學の發達に俟たなければならない、と云つても過言ではあるまい。就中教育學は心理學と密接な關係があるから、教育學の發達は必ず心理學の發達と相伴ふものである。

2、心理學の研究方法を述べよ。

一、心理學の意義

心理學は心的現象を研究する科學である。

二、心理學の研究方法

心理學の研究には、一、心的現象を事實のまゝ明らかにすること。二、事實の間に共通な法則を發見すること。三、法則を心的現象に還元して之を説明すること。この三つが必要である。而してあるがまゝの事實を研究する方法としては、次の三點を擧げ得る。

(1) 内省法

研究者が自分の心を直接に觀察する方法である。自からが自からを知ることとは、心的現象の一大特徴であるから、此の内省法は心理學特有の方法であつて、凡ての心理研究法の基礎をなすもので